

令和 5 年度版

柏市環境白書

柏市環境部環境政策課

目 次

令和5年度版 柏市環境白書のあらまし	1
I 環境の監視	1
1 大気	1
2 水質	1
3 騒音・振動	1
4 放射線	1
II 環境保全に係る施策	2
1 総合的な環境保全施策	2
2 地域環境の保全施策	3
第1部 総説	4
第1章 柏市の概況	5
1 位置, 地形及び気象	5
2 人口	6
3 土地利用と都市計画	7
4 下水道計画	8
第2章 環境行政の概況	9
第1節 環境部の組織	9
1 環境行政の体制	9
2 環境政策課の事務分掌	10
3 環境行政の推移	10
第3章 環境施策の推進	14
第1節 基本的施策の推進	14
1 新しい環境施策	14
2 最近の環境問題への取組	14
第2節 環境関連条例の整備	17
1 柏市環境基本条例	17
2 柏市地球温暖化対策条例	17
3 柏市環境保全条例	17
4 柏市ダイオキシン類発生抑制条例	17
5 柏市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための 取組促進条例	17
6 環境関連条例の体系	18
第3節 柏市環境基本計画	19
1 計画の基本的事項	19
2 望ましい環境像	20
3 施策の方向性	20
4 計画の推進	20
第4節 推進体制	21

1	柏市環境審議会	2 1
2	市民参加の促進	2 1
第4章	公害等に係る苦情相談	2 2
第1節	概況	2 2
第2節	発生状況	2 2
1	年度別受付件数	2 2
2	業種別発生件数	2 3
3	用途地域別発生件数	2 4
4	月別受付件数	2 5
第3節	処理状況	2 5
第2部	環境の現況と対策	2 6
第1章	地球環境	2 7
第1節	概況	2 7
第2節	地球環境保全に向けた取組	2 7
1	柏市地球温暖化対策計画	2 7
2	柏市地球温暖化対策計画の実施結果	3 1
3	柏市役所ゼロカーボンアクションプラン	3 2
4	省エネ法及び温対法改正に伴う定期報告書等作成	3 3
5	柏市グリーン購入調達方針	3 3
6	事業者への啓発活動	3 4
7	市民・事業者への啓発事業	3 5
第2章	大気汚染	3 6
第1節	概況	3 6
1	環境基準	3 7
第2節	大気汚染の現況	3 9
1	大気環境の監視	3 9
2	環境基準の達成状況	4 1
3	大気環境の状況（常時監視結果）	4 3
4	大気環境の状況（その他の監視結果）	5 4
第3節	大気汚染の対策	6 4
1	発生源の状況	6 4
2	発生源の規制	6 4
3	緊急時の対策	6 6
4	健康被害対策	6 8
5	窒素酸化物対策	6 8
6	粒子状物質対策	6 9
第3章	水質汚濁	7 0
第1節	概況	7 0
1	水質汚濁防止関係法令	7 1
2	公共用水域	7 8
3	地下水汚染	7 8

4 事業場の規制	7 8
第2節 水質汚濁の現況	7 9
1 公共用水域	7 9
2 地下水汚染	9 2
第3節 水質汚濁の対策	9 8
1 事業場の規制	9 8
2 生活排水対策	1 0 0
3 地下水汚染対策	1 0 0
第4章 土壌汚染	1 1 3
第1節 概況	1 1 3
1 土壌汚染対策法による特定有害物質と指定区域指定基準	1 1 3
第2節 土壌汚染の現況	1 1 5
1 指定区域の指定状況等	1 1 5
第5章 騒音	1 1 7
第1節 概況	1 1 7
1 環境基準	1 1 8
2 要請限度	1 2 0
3 規制基準	1 2 1
第2節 騒音の現況	1 2 2
1 工場騒音	1 2 3
2 特定建設作業	1 2 3
3 交通騒音	1 2 4
4 自動車騒音面的評価	1 2 8
5 近隣騒音	1 2 8
6 航空機騒音	1 2 9
第3節 騒音の対策	1 3 0
1 工場騒音	1 3 0
2 特定建設作業	1 3 0
3 交通騒音	1 3 0
4 近隣騒音	1 3 0
5 航空機騒音	1 3 0
第6章 振動	1 3 1
第1節 概況	1 3 1
1 規制基準	1 3 2
2 要請限度	1 3 3
第2節 振動の現況	1 3 4
1 工場振動	1 3 4
2 特定建設作業	1 3 5
3 交通振動	1 3 6
第3節 振動の対策	1 3 9
1 工場振動	1 3 9
2 特定建設作業	1 3 9

3 交通振動	1 3 9
第7章 地盤沈下	1 4 0
第1節 概況	1 4 0
第2節 地盤沈下の現況	1 4 0
1 地盤沈下状況	1 4 0
2 地下水位状況	1 4 0
3 地下水揚水量の状況	1 4 1
第3節 地盤沈下の対策	1 4 3
1 千葉県環境保全条例による規制	1 4 3
2 柏市環境保全条例による規制	1 4 3
第8章 悪臭	1 4 4
第1節 概況	1 4 4
第2節 悪臭の現状	1 4 4
1 悪臭苦情の現況	1 4 4
第3節 悪臭の対策	1 4 4
1 悪臭防止法による規制	1 4 4
2 柏市環境保全条例による規制	1 4 7
第4節 人間の嗅覚を用いた臭気尺度	1 4 8
1 6段階臭気強度表示法	1 4 8
2 臭気濃度	1 4 8
3 臭気指数	1 4 8
4 臭気強度と臭気濃度との関係	1 4 8
第9章 自然環境	1 4 9
第1節 概況	1 4 9
第2節 湧水保全事業	1 4 9
1 事業概要	1 4 9
第3節 自然環境保全	1 5 0
1 手賀沼船上探鳥会の実施	1 5 0
2 自然環境調査	1 5 0
3 柏市生きものの多様性プラン	1 5 0
4 自然観察ガイドブック「さがせ！柏のしぜん」の発行	1 5 1
5 名戸ヶ谷湧水ビオトープの整備	1 5 1
6 外来種対策	1 5 3
7 柏市谷津保全指針	1 5 3
第10章 放射線対策	1 5 5
第1節 概況	1 5 5
第2節 放射線対策事業	1 5 5
1 柏市除染実施計画	1 5 5
2 市内全域の放射線量測定	1 5 6
3 私有地の放射線量測定	1 5 7
4 放射線測定器の貸出し	1 5 7
5 町会・自治会等による測定や除染作業等の支援	1 5 7

6	放射線対策に係る市の取組	157
---	--------------------	-----

令和 5 年度版 柏市環境白書のあらまし

I 環境の監視

1 大気

- (1) 環境基準が設定されている物質のうち二酸化硫黄，浮遊粒子状物質，二酸化窒素，一酸化炭素，微小粒子状物質，ベンゼン，トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン及びジクロロメタンについては，環境基準を満足する結果となりました。
- (2) 光化学オキシダントについては測定を実施している一般大気環境測定 3 局とも環境基準を超過する結果となりました。環境基準の達成状況については，1 時間値の環境基準の達成率が 93.9%（前年度 94.3%）であり，測定結果の推移については横ばいの傾向にあります。
- (3) 大気中のダイオキシン類については，市内 6 地点で調査を実施し，全地点において環境基準を満足する結果となりました。6 地点での測定結果の推移については，横ばいの傾向にあります。

2 水質

- (1) 水質汚濁の代表的な指標である生物化学的酸素要求量（BOD）は大堀川が平成 15 年度から，大津川は平成 17 年度から環境基準を満足しています。
- (2) 手賀沼の化学的酸素要求量（COD）は環境基準を超えており，近年はほぼ横ばいの状態です。
- (3) 下手賀沼のダイオキシンが環境基準を超えて検出されました。

3 騒音・振動

- (1) 交通騒音については，国道 6 号，16 号及び常磐自動車道で調査を実施しました。
調査結果については，国道 6 号においては，昼間の時間帯においては一部の時間帯，夜間の全時間帯において基準を超過しておりました。国道 16 号においては全時間帯において環境基準を超える結果となりました。要請限度については，国道 6 号の夜間の一部の時間帯，国道 16 号では昼間の一部の時間帯と夜間の全時間帯で超過しています。
環境基準等の超過の要因としては，国道 6 号及び 16 号は交通量が多く，大型車の混入率も高いことなどが原因と考えられます。
常磐自動車道においては，全時間帯で環境基準を満足する結果となりました。常磐自動車道においても，交通量の多い状態が認められますが，周辺の防音壁等の防音対策の効果等で騒音の低減などが認められています。
- (2) 交通振動については，国道 6 号及び 16 号で調査を実施し，国道 6 号は時間帯で要請限度を満足しましたが，国道 16 号は夜間の一部の時間帯において要請限度を超過しています。

4 放射線

市内の空間放射線量は，市内主要道路等の測定結果から国の基準値である毎時 0.23 マイクロシーベルトを大きく下回る数値で安定しています。今後も放射性物質の

半減期から空間放射線量の低減が予測されます。

Ⅱ 環境保全に係る施策

1 総合的な環境保全施策

- (1) 柏市環境基本条例に基づき、平成14年度に策定した柏市環境基本計画は、平成21年3月に旧沼南町との合併等社会的変化をもとに改訂しました。その後、平成27年度をもってこの計画期間が終了することや国内外の情勢の変化に伴って新たな環境問題が生じることが予測されるなど、本市の環境をめぐる状況が大きく変化していることを踏まえ、本計画を改定し、「柏市環境基本計画（第三期）」を策定しました。
- (2) 環境保全に向けた取組を一層推進するため、市役所本庁舎を対象に環境マネジメントシステムを構築し、平成20年2月にISO14001の認証を更新しました。
なお、平成20年3月にISO14001を返上し、本市独自のシステムとして、「KEMS」（柏市環境管理システム）を構築し、平成20年4月より運用しています。
- (3) 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき旧柏市では、平成12年度から平成16年度を計画期間とする「柏市エコアクションプラン」に取り組み、平成11年度に対し、平成16年度では温室効果ガス排出量10%の削減を達成しました。

平成17年の旧沼南町との合併後の暫定計画を経て、平成20年4月には、市役所におけるCO₂排出量を平成24年度までに20%以上（平成19年度比）削減する目標を掲げた「柏市エコアクションプラン」に改定しました。しかし、平成24年度の結果として、CO₂排出量は16.6%減となり、目標は達成できませんでした。

この結果を踏まえ、平成26年3月に、市役所におけるCO₂排出量を令和2年度までに15%以上（平成24年度比）削減する目標に改定しました。令和2年度の結果としてCO₂排出量は22.2%減となり、目標を達成しました。

令和4年2月には、2050年までに二酸化炭素排出量の実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明しました。

この目標の達成に向け、令和5年2月に「柏市エコアクションプラン」の見直しを図り、2030年度までに温室効果ガスを51%以上（2013年度比）削減を目指す「柏市役所ゼロカーボンアクションプラン」を策定しました。

- (4) 市域の温暖化対策として、平成18年度に柏市地球温暖化対策条例を制定し、平成19年度に柏市地球温暖化対策計画を策定し、平成26年3月には「第二期柏市地球温暖化対策計画」を策定しました。また、令和元年10月に「第三期柏市地球温暖化対策計画」を策定しました。

令和3年度の市域の温室効果ガス排出量推計値は、約206万トンで、平成25年度比で約16.5%減少、前年度比で約2.8%増加しました。

- (5) 令和6年3月31日時点で、市と環境保全協定を締結している市内94事業所は、自主的に環境保全計画を策定し、省資源、省エネルギー、温室効果ガスの排出削減等の取組を推進しています。
- (6) 環境学習や研究の拠点として、「かしわ環境ステーション」を平成17年度に整備し、市民等を主体としたかしわ環境ステーション運営協議会により運営していましたが、

平成27年8月にNPO法人化しました。

- (7) 平成28年度より、3年間かけて実施する自然環境調査を「特定非営利活動法人かしわ環境ステーション」に委託して開始しました。この調査結果をもとに、令和元年6月に「柏市自然環境報告書 2016～2018年度」を発行しました。

2 地域環境の保全施策

- (1) 柏市は、平成20年度より中核市に移行しました。これに伴い、大気汚染防止法の工場関係、ダイオキシン類対策特別措置法の事務、浄化槽法の維持管理の指導、騒音規制法の面的評価等の事務を千葉県から移管され、新たに実施することとなりました。
- (2) 公害発生源の監視のため、大気汚染防止法に基づき延べ31事業所及び水質汚濁防止法等に基づき42事業所に立入検査を実施しました。その結果、大気汚染防止法に基づく立入検査においては違反がなく、水質汚濁防止法等に基づく立入検査においては11事業所に違反があり指導しました。
- (3) ダイオキシン類対策特別措置法に基づき廃棄物焼却施設10施設に立入検査を実施し、10施設とも違反はありませんでした。
- (4) 市民等から公害に関する苦情が210件寄せられましたが、すべてが年度内に解決しました。前年度から件数は減少しました。
- (5) 平成13年度に整備した名戸ヶ谷湧水ビオトープは、市民により「名戸ヶ谷ビオトープを育てる会」を組織し、ビオトープの活用や管理を実施しています。
- (6) 手賀沼の水質浄化や生活排水の浄化のため、219人の小学生を対象に柏の水辺めぐり（手賀沼船上見学会）を開催し、家庭でできる浄化対策の説明や手賀沼の自然などを説明しました。
- (7) 柏市生きもの多様性プラン

平成22年度に柏市の生物多様性を保全・回復させるプランを策定しました。その後、社会環境の変化や進捗状況等を踏まえ、令和元年度から令和3年度にかけて一部プランの見直しを行い、令和4年度に改定を行いました。このプランに基づき生物多様性保全の取組を進めています。

第 1 部 総 説

第1章 柏市の概況

1 位置、地形及び気象

本市は、千葉県の中西部に位置し、市の北部は利根川及び運河を挟んで茨城県及び野田市に接し、東部は我孫子市、印西市及び手賀沼、南部は鎌ヶ谷市、南東部は白井市、西部は流山市及び松戸市に接しています。東西の距離は約18.0km、南北の距離は約15.0kmであり、面積は114.74km²です。

鉄道は、東西にJR東日本・常磐線が乗り入れ、南北に東武鉄道・東武アーバンパークラインが通り、南部に北総鉄道が通っています。また、平成17年8月24日に開業したつくばエクスプレスは、本市の北部を通り市内に二つの駅が設置されています。これらの駅を中心として、沿線地域の土地区画整理事業などのまちづくりと、柏市域の交通を充実させ、沿線地域を活性化する効果が期待されています。道路では東京・茨城方面への国道6号や常磐自動車道、埼玉・千葉方面への国道16号が通り、首都圏の放射・環状両方向の交差点に位置する交通の要になっている他、南部に国道464号線が通っています。

標高は約0～31mのほぼ平坦な地形で、北総台地の中央部に位置しこの台地の中に手賀沼に流入する大堀川、大津川によってできた谷津と呼ばれる侵食谷が入り込んでおり、台地を分断する形となっています。

北部は利根川河川敷や遊水地が広がり、低地を形成しています。

また、手賀沼、大堀川、大津川周辺には、斜面林や谷津田が多く存在し、都市化の進む首都圏の中にあって、貴重な環境資源となっています。

気候は、温暖な千葉県の中では、冬の気温が比較的低く、ここ5年間の平均気温は16.4℃であり、最高気温は38.3℃、最低気温は-5.1℃です。

年度別気象の状況

(永楽台測定局)

年度	気温 (℃)			平均湿度 (%)	降水量 (mm)
	最高	最低	平均		
令和元年	36.7	-4.2	16.4	73	1,695
令和2年	37.5	-4.9	16.2	73	1,308
令和3年	37.3	-5.1	15.8	72	1,665
令和4年	38.3	-3.8	16.4	74	1,323
令和5年	37.3	-2.0	17.2	70	1,155

2 人口

昭和29年市制施行時、4万人余であった人口は、東京都のベッドタウンとして、急激な人口増加を続け平成元年には30万人を突破しました。

平成元年頃から人口増加のペースは鈍化していますが、平成17年に沼南町との合併により新市の人口は約38万人となり、また、同年のつくばエクスプレス開業以降、北部地域総合整備事業等の推進により、緩やかな人口増加が続いています。

人口と世帯数の推移

(各年10月1日現在)

年	人口	世帯数	人口密度 (km ² 当り)	備考
昭和30年	45,020	8,586	611	国勢調査
昭和35年	63,745	13,678	864	国勢調査
昭和40年	109,237	27,746	1,496	国勢調査
昭和45年	150,635	40,216	2,064	国勢調査
昭和50年	203,065	57,445	2,782	国勢調査
昭和55年	239,198	73,172	3,277	国勢調査
昭和60年	273,128	84,271	3,742	国勢調査
平成2年	305,060	100,359	4,183	国勢調査
平成10年	322,269	116,287	4,420	国勢調査
平成15年	332,690	127,976	4,563	常住人口調査
平成20年	397,446	157,926	3,459	常住人口調査
平成25年	406,395	167,857	3,537	常住人口調査
平成26年	408,198	170,875	3,553	常住人口調査
平成27年	414,054	175,479	3,609	国勢調査
平成28年	417,294	178,901	3,637	常住人口調査
平成29年	420,824	182,382	3,668	常住人口調査
平成30年	424,322	185,715	3,698	常住人口調査
令和元年	429,070	190,058	3,739	常住人口調査
令和2年	426,468	188,022	3,717	国勢調査
令和3年	429,918	191,847	3,747	常住人口調査
令和4年	432,450	194,837	3,769	常住人口調査
令和5年	434,031	200,911	3,783	常住人口調査

(注) 国勢調査年以外の人口は千葉県毎月常住人口調査結果による。

3 土地利用と都市計画

本市の土地利用の状況は、都市化に伴い、農地、山林が減少し、宅地が増えてきました。また、土地利用の基本となる区域区分については昭和45年に市街化区域54%市街化調整区域46%を指定し、さらに昭和48年に市街化区域について用途地域の指定を行いました。

平成8年に市の南部を対象に緑住都市構想を、北部を対象に緑園都市構想を、平成12年に中央を対象にライブタウン構想を策定し、緑や環境と調和し快適で活力のあるまちづくりを推進しています。

平成11年3月には常磐新線建設に伴う一体型土地区画整理事業による緑園都市構想の推進に向けて、市街化区域を約64%にしました。

平成17年3月28日に沼南町と合併したことで市域が広がり、農用地及び山林が大幅に増加しました。また、市街化区域の割合は47.7%となりました。

今後とも、水と緑が豊かな、環境負荷の少ない環境と共生するまちづくりを推進していきます。

土地利用状況 各年1月1日現在

(単位: km²)

区分 年度		農用地			宅 地					山林	原野	その他	合計
		田	畑	小計	住宅	工業	商業	そ の 他	小計				
平成 1 0 年		7.5	10.5	18.0	17.8	1.6	0.6	2.3	22.3	4.7	0.6	27.3	72.9
平成 1 6 年	柏	7.0	9.6	16.6	21.4	1.7	0.5	3.5	27.1	4.1	0.8	24.3	72.9
	沼南	8.0	7.5	15.5	－	－	－	－	6.0	5.5	0.1	14.9	42.0
	全体	15.0	17.1	32.1	－	－	－	－	33.1	9.6	0.9	39.2	114.9
平成 1 7 年	柏	7.0	9.5	16.5	21.6	1.7	0.5	3.5	27.3	4.0	0.8	24.3	72.9
	沼南	8.2	7.5	15.7	－	－	－	－	6.0	5.5	0.1	14.7	42.0
	全体	15.2	17.0	32.2	－	－	－	－	33.3	9.5	0.9	39.0	114.9
平成 1 8 年		15.2	16.7	31.9	24.3	2.2	0.7	6.6	33.8	9.4	0.9	38.9	114.9
平成 1 9 年		15.1	16.6	31.7	24.7	2.2	0.7	6.6	34.2	9.1	0.9	39.0	114.9
平成 2 0 年		15.1	16.4	31.5	24.9	2.2	0.7	6.9	34.7	8.8	0.9	39.0	114.9
平成 2 5 年		14.1	16.0	30.1	28.3	2.5	0.9	4.3	36.0	8.0	0.8	40.0	114.9
平成 2 6 年		14.0	15.9	29.9	28.6	2.5	0.9	4.2	36.2	7.9	0.8	40.1	114.9
平成 2 7 年		14.0	15.7	29.7	28.9	2.5	0.8	4.2	36.4	7.8	0.8	40.2	114.9
平成 2 8 年		14.0	15.5	29.5	29.1	2.6	0.8	4.2	36.7	7.7	0.8	40.2	114.9
平成 2 9 年		14.0	15.2	29.2	29.5	2.6	1.0	4.2	37.3	7.4	0.6	40.3	114.9
平成 3 0 年		14.0	15.0	29.0	29.8	2.7	1.0	4.2	37.7	7.3	0.6	40.3	114.9
令 和 元 年		14.0	14.8	28.8	30.0	2.7	0.9	4.2	37.8	7.3	0.6	40.4	114.9
令 和 2 年		13.9	14.6	28.5	30.1	2.7	1.0	4.2	38.0	7.2	0.7	40.5	114.9
令 和 3 年		13.9	14.5	28.4	30.3	2.7	0.9	4.2	38.1	7.1	0.7	40.6	114.9
令 和 4 年		13.9	14.4	28.3	30.4	2.7	0.9	4.2	38.2	7.1	0.7	40.6	114.9
令 和 5 年		13.9	14.2	28.1	30.5	2.8	0.9	4.2	38.4	7.0	0.7	38.3	114.9

(注) 固定資産税概要調書による。沼南については千葉県統計年鑑より。

柏は旧柏市の地域、沼南は旧沼南町の地域

都市計画の決定状況

(令和6年3月31日現在 面積：h a)

区 分		全体		市街化区域内
		面積	構成比(%)	構成比(%)
全市域		11,490	-	-
都市計画区域		11,490	-	-
市街化区域		5,484	47.7	100
内 訳	第1種低層住居専用地域	2,635	22.9	48.0
	第2種低層住居専用地域	21	0.2	0.4
	第1種中高層住居専用地域	315	2.7	5.7
	第2種中高層住居専用地域	15	0.1	0.3
	第1種住居地域	1,302	11.3	23.7
	第2種住居地域	229	2.0	4.2
	準住居地域	168	1.5	3.1
	近隣商業	111	1.0	2.0
	商業地域	85	0.7	1.5
	準工業地域	169	1.5	3.1
	工業地域	198	1.7	3.6
	工業専用地域	236	2.1	4.3
市街化調整区域		6,006	52.3	-

(注) 総数の単位未満については、四捨五入のため内訳と一致しない。

4 下水道計画

本市の公共下水道事業は、昭和35年に柏駅を中心に単独公共下水道の整備に着手し、昭和42年には十余二工業団地を対象に特定公共下水道を整備しました。

昭和56年から手賀沼流域下水道の供用を開始し、平成3年から江戸川左岸流域下水道の供用を開始しています。

また、平成11年度から単独公共下水道区域を手賀沼流域下水道に接続し、平成21年度から特定公共下水道を手賀沼流域下水道へ接続しました。

令和5年度末の処理区域面積は約4,832h a、普及率は90.9%となっています。

下水道普及状況

(各年度3月31日現在)

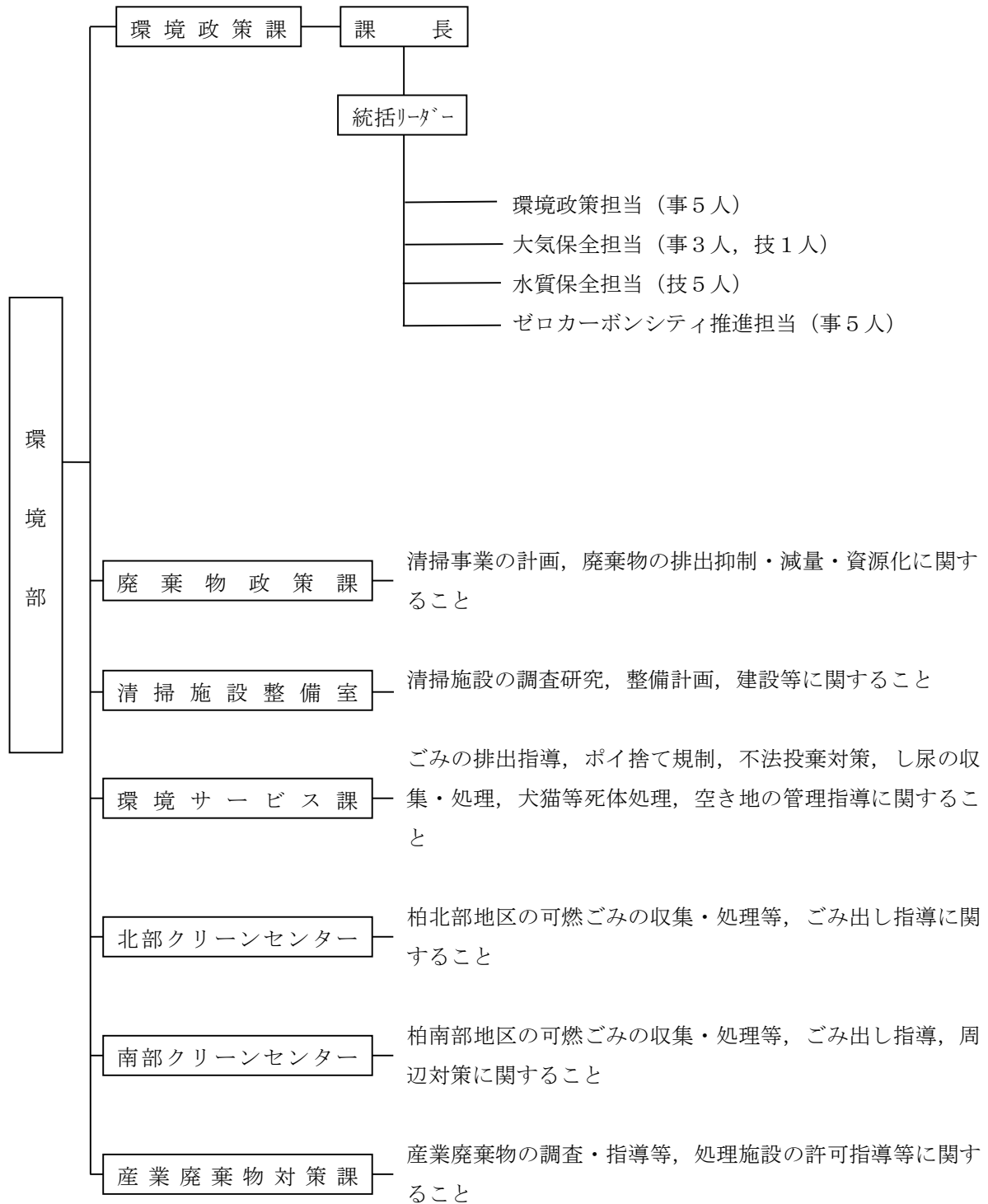
年 度 区 分	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
処理面積(h a)	4,763	4,787	4,800	4,820	4,832
処 理 世 帯	176,927	180,590	183,038	186,568	189,435
水洗化世帯	162,339	165,727	167,124	170,573	173,191
下水道処理人口普及率(%)	90.3	90.5	90.6	90.7	90.9

第2章 環境行政の概況

第1節 環境部の組織

1 環境行政の体制

(令和5年4月1日現在)



2 環境政策課の事務分掌

- (1) 環境政策の企画立案及び総合調整に関すること
- (2) 自然環境及び生物多様性の保全に関すること
- (3) 地球温暖化対策に関すること
- (4) 柏市環境管理システムに関すること
- (5) 手賀沼の水質浄化に関すること
- (6) 再生可能エネルギーに関すること
- (7) 柏市環境審議会に関すること
- (8) 部内の定員及び予算に関すること
- (9) 部内の事業調整及び庶務に関すること
- (10) 大気汚染防止法及びダイオキシン類対策特別措置法に基づく常時監視及びばい煙発生施設、大気基準適用施設等の規制に関すること
- (11) 騒音規制法、振動規制法及び悪臭防止法に基づく常時監視、測定並びに特定施設、特定建設作業及び悪臭物質の規制に関すること
- (12) 特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づく特定工場及び公害防止管理者等の監督及び指導に関すること
- (13) 柏市環境保全条例、柏市ダイオキシン類発生抑制条例等に基づくばい煙、粉じん、騒音、振動及び悪臭に係る特定施設、特定建設作業及びごみ焼却炉等の規制及び指導に関すること
- (14) 水質汚濁防止法に基づく公共用水域及び地下水汚染の常時監視に関すること
- (15) 水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法及び柏市環境保全条例に基づく水質汚濁に係る規制及び指導に関すること
- (16) 土壌汚染対策法に基づく調査及び対策等に係る指導に関すること
- (17) 土壌汚染対策法に基づく汚染土壌処理業の許可等に関すること
- (18) 千葉県環境保全条例及び柏市環境保全条例に基づく地盤沈下に係る規制及び指導に関すること
- (19) 浄化槽法に基づく設置及び維持管理指導に関すること
- (20) 公害苦情処理に関すること
- (21) 放射線対策に係る方針の総合調整に関すること
- (22) 放射線対策に係る関係機関等との連絡調整に関すること
- (23) 放射線量の測定及び除染に関すること

3 環境行政の推移

昭和42年	8月	公害対策基本法公布施行
昭和44年	4月	騒音規制法に基づく事務委任及び地域指定 民生部衛生第一課環境衛生係において所掌
昭和46年	2月	民生部衛生第一課に公害係を新設
	4月	機構改革により民生部公害課を新設
	6月	柏市公害対策審議会設置条例を公布施行

	10月	柏市公害対策審議会を発足
昭和47年	4月	機構改革により衛生部が新設され同部の所属となる
	7月	柏市公害防止条例公布
	9月	柏市公害防止条例施行
昭和48年	9月	事務室を本庁舎から柏市都市開発公社ビル内に移転
昭和52年	4月	機構改革により衛生部を環境部に変更
	8月	柏市環境モニター制度を発足
昭和53年	1月	振動規制法に基づく事務委任及び地域指定
	6月	柏市環境保全条例を公布施行
昭和58年	4月	機構改革により公害課を環境対策課に課名変更
昭和59年	4月	大気汚染防止法第31条の政令市への指定
昭和61年	4月	水質汚濁防止法第28条の政令市への指定
		湖沼水質保全特別措置法第31条の政令市への指定
		特定工場における公害防止組織の整備に関する法律第14条の政令市への指定
	5月	千葉県公害防止条例施行規則第25条第一項の事務委任
昭和62年	3月	柏市アメニティタウン計画策定
	12月	柏市家庭排水対策広域推進協議会発足
昭和63年	4月	機構改革により環境対策課を環境保全課に課名変更
	5月	柏市埋立て等規制条例公布施行
平成2年	4月	柏市環境監視モニター設置要綱廃止
		柏市環境モニター要綱及び柏市家庭排水対策等広域推進協議会の設置要綱改正
平成3年	3月	水質汚濁防止法第14条の6の生活排水対策重点地域に指定
平成4年	1月	悪臭防止法に基づく事務委任及び地域指定
	3月	水質汚濁防止法第14条の8の生活排水対策推進計画（柏市・みず環境プラン）策定
	11月	自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法に基づく地域指定
平成5年	11月	環境基本法公布
平成6年	8月	公害対策審議会を廃止し、環境審議会を設置
平成7年	3月	柏市環境モニター要綱廃止
平成8年	4月	柏市家庭排水対策等広域推進協議会を廃止し、柏市みず環境プラン推進員制度発足
平成9年	3月	柏市環境基本計画策定
	8月	柏市環境保全協定の締結及び柏市環境保全協議会発足
	7月	柏市埋立事業規制条例施行
		柏市ダイオキシン類対策検討会設置
平成10年	3月	柏市役所エコオフィスプラン策定

	4月	柏市埋立事業規制条例公布
平成11年	4月	地球温暖化対策の推進に関する法律施行
	7月	ダイオキシン類対策特別措置法公布
平成12年	4月	柏市エコアクションプラン（第1期）策定
	6月	循環型社会形成推進基本法公布
平成13年	3月	I S O 1 4 0 0 1 の認証取得
	9月	柏市環境基本条例制定
		柏市環境保全条例制定
		柏市ダイオキシン類発生抑制条例制定
	12月	柏市環境保全条例施行規則制定
		柏市ダイオキシン類発生抑制条例施行規則制定
平成14年	4月	柏市環境基本条例施行
		柏市環境保全条例施行
		柏市ダイオキシン類発生抑制条例の施行
		柏市環境保全条例（旧）、柏市公害防止条例及び柏市環境審議会条例の廃止
平成15年	2月	土壌汚染対策法施行
	3月	柏市環境基本計画改定
平成16年	2月	市民、事業者、市の環境配慮指針策定
	3月	I S O 1 4 0 0 1 の認証更新
平成17年	3月	柏市、沼南町の合併 新・柏市誕生
	4月	南部クリーンセンター稼動開始
	5月	柏市エコアクションプラン（暫定版）策定
	10月	かしわ環境ステーションを開設
	12月	柏市野積み防止等条例制定
平成18年	3月	柏市野積み防止等条例施行規則制定
	6月	柏市野積み防止等条例施行
平成19年	1月	I S O 1 4 0 0 1 の認証更新
	3月	柏市地球温暖化対策条例制定
	4月	柏市地球温暖化対策条例施行
	5月	柏市エコアクションプラン（第2期）策定
	12月	柏市野積み防止等条例廃止
		柏市有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組促進条例制定
平成20年	3月	柏市地球温暖化対策計画策定
		柏市新エネルギービジョン策定
		I S O 1 4 0 0 1 の認証返上
	4月	中核市に移行
		柏市エコアクションプラン改定
		柏市環境マネジメントシステム（KEMS）構築

	7月	柏市低炭素まちづくり要領制定
平成21年	3月	柏市環境基本計画改訂
平成22年	3月	柏市地球温暖化対策基金条例制定
	4月	改正土壤汚染対策法施行
	7月	柏市低炭素まちづくり要領改正 柏市低炭素まちづくり指針策定
	9月	柏市公共施設省CO ₂ 指針策定
平成23年	3月	柏市低公害車普及促進計画改定
	3月	柏市生きもの多様性プラン策定
	8月	環境部内に放射線対策室を設置
平成24年	3月	柏市除染実施計画策定
	4月	柏市地球温暖化対策基金条例廃止
	6月	改正水質汚濁防止法施行
平成26年	3月	第二期柏市地球温暖化対策計画策定 柏市エコアクションプラン改定
	4月	機構改革により環境保全課を環境政策課に課名変更 放射線対策室を課内室へ移行
	5月	柏市公共施設等低炭素化指針策定
平成27年	12月	柏市汚染土壌処理業許可等指導要綱制定
平成28年	2月	柏市電力の調達に係る環境配慮方針策定 柏市電力の調達にかかる環境配慮契約実施要領制定
	3月	柏市環境基本計画（第三期）策定
平成28年	4月	放射線対策室を環境政策課放射線対策担当へ移行
	5月	柏市谷津保全指針策定 柏市谷津田保全要領制定
平成29年	1月	柏市谷津保全指針改定
平成30年	4月	改正土壤汚染対策法施行 改正大気汚染防止法施行
平成31年	4月	改正土壤汚染対策法施行
令和元年	10月	第三期柏市地球温暖化対策計画策定
令和2年	4月	改正浄化槽法施行
令和2年	4月	環境政策課放射線対策担当を大気保全担当・水質保全担当と統合し、 大気・水質・放射線監視担当に移行
令和3年	4月	改正大気汚染防止法施行
令和4年	2月	気候危機宣言を表明
令和4年	4月	柏市生きもの多様性プラン改定
令和5年	2月	柏市役所ゼロカーボンアクションプラン策定 (柏市エコアクションプランより名称変更、内容改定)

第3章 環境施策の推進

第1節 基本的施策の推進

1 新しい環境施策

今日の環境保全の課題は、電気やガスなどの消費の増大による地球温暖化や工業の発達や自動車交通の増大に伴う大気汚染、事業排水や生活排水などによる水質汚濁、生物多様性の保全など広い範囲にわたり、それぞれが密接に関わっています。

これらの課題に対し、環境への負荷の低減を図るためには、市民、市民団体、事業者、教育・研究機関及び市がそれぞれの役割を担い、協働して環境保全活動に取り組むことが求められています。

市では南部クリーンセンターの中に、環境保全に関する理解を深め、様々な主体が連携し、協働して環境保全の活動を促進するために、環境の学習や研究の場、環境保全活動を行う市民・団体の交流の場として「かしわ環境ステーション」を平成17年度に整備しました。平成27年度には「NPO法人かしわ環境ステーション」となり、市と協力して各種事業を実施しています。

2 最近の環境問題への取組

(1) 低公害自動車の普及

近年の経済活動の発展と生活の豊かさの向上は、自動車の普及による移動・輸送手段の発展によって支えられてきたものです。その一方で、増えつづける自動車は、排出ガスによる大気汚染、燃料消費に伴う二酸化炭素やメタンなどの排出による地球温暖化等、環境に大きな影響を与えています。市では、平成14年度に柏市低公害車普及促進計画を策定し、平成27年度末までの低公害車及び低燃費かつ超低排出ガス車の市内導入目標率を55%と定めました。

同計画は、平成27年度末時点で、市内導入率が56.4%に達したことから、目標達成のため終了としましたが、今後も引き続き、地球温暖化対策として低公害車等の普及促進に努めていくこととします。

公用車における低公害自動車導入状況

(各年度3月31日現在, 単位: 台)

区分 \ 年度	H 2 9	H 3 0	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5
電気自動車	0	0	0	0	0	6	7
天然ガス自動車	0	0	0	0	0	0	0
ハイブリッド自動車 ※ 1	1	1	1	1	3	4	2 5
低燃費かつ低排出ガスのガソリン自動車 ※ 2	1 2	1 1	1 4	1 3	1 2	0	0
合 計	1 3	1 2	1 5	1 4	1 5	1 0	3 2

※ 1 ハイブリッド自動車はガソリンエンジンのもの。

※ 2 平成 1 9 年基準排出ガス 7 5 % 低減車, 平成 3 0 年基準排出ガス 5 0 % 低減車,
平成 3 0 年基準排出ガス 7 5 % 低減車

(2) ダイオキシン類削減総合対策

平成 9 年に大気汚染防止法や廃棄物の処理及び清掃に関する法律など関係法令の改正により, ダイオキシン類が規制物質に指定されました。また, 平成 1 2 年には, ダイオキシン類対策特別措置法が制定され, 総合的な対策や研究が進んでいます。

市では, 市内のダイオキシン類の発生抑制と削減を図るため, 平成 1 2 年度よりダイオキシン類削減総合対策を推進するとともに, 平成 1 3 年度に「柏市ダイオキシン類発生抑制条例」を制定しました。更に, 平成 2 0 年度より中核市となり, ダイオキシン類対策特別措置法に基づく特定施設に対する指導も実施しています。

ア 環境調査

(イ) 大気

(p g - T E Q / m³)

調査時期 \ 地点	春	夏	秋	冬	年平均値	環境基準	令和 4 年度 平均
大室測定局	0.0071	0.011	0.020	0.030	0.017	0.6	0.023
永楽台測定局	0.013	0.0098	0.014	0.025	0.015		0.019
旭測定局	0.011	0.0091	0.017	0.027	0.016		0.018
大津ヶ丘第一小学校	0.013	0.018	0.020	0.047	0.025		0.029
高柳西小学校	0.015	0.016	0.027	0.032	0.023		0.022
藤ヶ谷ふれあいセンター	0.014	0.015	0.027	0.052	0.027		0.040

(イ) 河川・湖沼水

(p g - T E Q / L)

調査時期 地点	春	秋	冬	年 平均値	環境基準	令和 4 年度 平均
北柏橋 (大堀川)	0.043	0.057		0.050	1.0	0.050
上沼橋 (大津川)	0.10	0.11		0.11		0.14
染井新橋 (染井入落)	0.54	0.070		0.31		0.41
下手賀沼中央 (下手賀沼)	1.0	1.2	0.53	1.1		1.4

(ロ) 底質

(p g - T E Q / g)

調査時期 地点	春	環境基準	令和 4 度
北柏橋 (大堀川)	0.60	150	0.93
上沼橋 (大津川)	1.1		2.9
染井新橋 (染井入落)	2.4		0.87
下手賀沼中央 (下手賀沼)	13		14

(ハ) 地下水

(p g - T E Q / L)

調査時期 地点	秋	環境基準
若柴地区	0.014	1.0
片山地区	0.014	

(ニ) 土壌

(p g - T E Q / g-dry)

調査時期 地点	春	環境基準	調査指導値
藤心小学校	0.028	1,000	250
松葉第二小学校	0.35		

第2節 環境関連条例の整備

1 柏市環境基本条例

環境の保全及び創造について、基本理念を定め、市民、事業者、本市及び本市を訪れるすべての人々の責務を明らかにするとともに、環境の保全及び創造に関する施策の基本的な事項を定めることにより、当該施策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

2 柏市地球温暖化対策条例

基本条例に定める基本理念にのっとり、地球温暖化対策に関し、市民等及び本市の責務を明らかにするとともに、温室効果ガス排出量の削減目標、その他必要な事項を定めることにより、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図り、もって現在及び将来の市民の健康的で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としています。

3 柏市環境保全条例

基本条例に定める基本理念にのっとり、公害の防止のための規制その他の措置を講じることにより、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で文化的な生活の確保に寄与することを目的としています。

4 柏市ダイオキシン類発生抑制条例

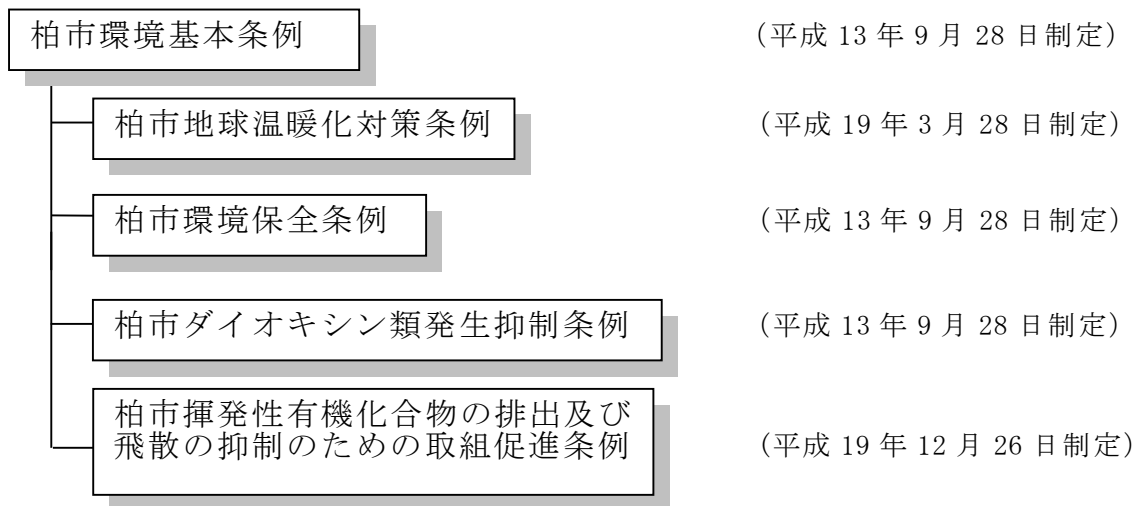
基本条例に定める基本理念にのっとり、市民、事業者、本市の責務を明らかにするとともに、ごみ焼却炉の適正な使用等に関し必要な事項を定めることにより、ダイオキシン類の発生の抑制を図り、もって市民の健康を保護し良好な生活環境を保全することを目的としています。

5 柏市揮発性有機化合物の排出及び飛散の抑制のための取組促進条例

この条例は、大気汚染防止法に規定する事業者が自主的に行う揮発性有機化合物（シンナー、接着剤等）の排出及び飛散の抑制のための取組に関し必要な事項を定めることにより、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質の生成の抑制を図り、もって市民の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的としています。

6 環境関連条例の体系

平成14年4月1日に「柏市環境基本条例」「柏市環境保全条例」を施行しました。また、平成19年12月に「柏市地球温暖化対策条例」を制定しました。現在の環境関連条例の体系は次のとおりです。



第3節 柏市環境基本計画

平成14年度に策定した環境基本計画は、平成17年度の旧沼南町との合併及び地球温暖化対策の必要性など社会的変化をもとに、平成20年度に改訂しました。その後も環境問題を巡る国内外の情勢は変化しており、本市の環境政策においても「柏市生きもの多様性プラン（平成23年3月策定）」や「第三期柏市地球温暖化対策計画（令和元年10月策定）」等、様々な実施計画を策定し推進しています。また、本市のまちづくりの基本となる総合計画として、「柏市第五次総合計画」が平成27年度に策定されました。

これらの状況や平成27年度をもって計画期間が終了することを踏まえ、柏市環境基本計画を改定し、新たな本市の環境施策を取りまとめた「柏市環境基本計画（第三期）」を平成28年3月に策定しました。

1 計画の基本的事項

(1) 環境基本計画とは

「柏市環境基本条例第9条」に基づき、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的に策定する計画です。

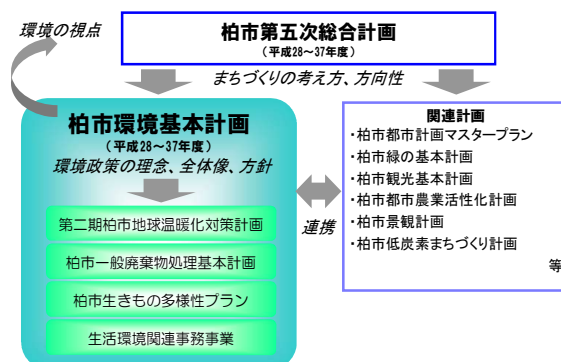
(2) 改訂方針

- ①「柏市第五次総合計画」の部門別計画として、市の環境施策の基本的な考え方を定める。
- ②環境分野の個別計画と理念等の主要部分を共有し、環境分野におけるマスタープランとする。
- ③環境分野に関連する各種計画と連携して、環境の保全等に関する取組を組織横断的に推進する。
- ④地球温暖化等の広域な環境問題は、国等の方針に合わせながら、可能な限り独自性、先進性のある取組を推進する。

(3) 位置付け

「柏市第五次総合計画」を上位計画として、まちづくりの考え方、方向性を共有し、環境面からまちづくりを推進しています。

また、環境分野のマスタープランとして個別計画に方向性を示すとともに、各種関連計画と連携して、環境の保全及び創造に関する取組を推進します。



(4) 計画期間

平成28年度から令和7年度の10年間です。

(5) 対象

「柏市環境基本条例第2条」に基づき、本計画が対象とする環境の範囲は、「自然環境」「生活環境」「快適環境」「地球環境」の4分野とします。

2 望ましい環境像

本市の環境の保全及び創造において、将来を展望した総合的、長期的な視点に立った望ましい将来像である環境像を、次のように定めます。

「共に生きるために、環境を守り、育て、伝えるまち 柏」

すべての市民が、自然とよい関係を永遠（とわ）に保てるよう、共に活動して環境を守り、安全な環境の中で自然と共に暮らせるまちを育み、明日の柏を担う人々に伝える、そのようなまちを目指します。

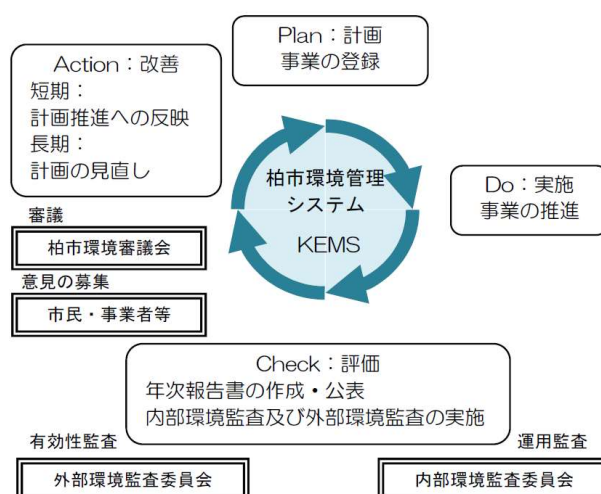
3 施策の方向性

望ましい環境像の実現に向けて、本計画の対象範囲の分野ごとに基本目標を定め、また、全分野に共通するものとして情報発信と協働を位置付けます。

◆基本目標 1（自然環境分野）◆ 多様な生物が生息できる環境を目指し、豊で魅力ある自然環境の保全に努めます。
◆基本目標 2（生活環境分野）◆ 安全で健康に暮らせる生活環境を目指し、また環境負荷の少ない循環型社会の形成に努めます。
◆基本目標 3（快適環境分野）◆ 景観や環境資源に親しみ、快適で魅力あふれる住環境の形成に努めます。
◆基本目標 4（地球環境分野）◆ 地球温暖化対策を進め、持続可能な低炭素・気候変動適応社会の構築に努めます。

4 計画の推進

計画の実効性を確保し、着実な推進を図るために、「柏市環境管理システム（KEMS）」を用いて、本計画の進捗管理を行います。



第4節 推進体制

1 柏市環境審議会

柏市環境基本条例に基づき、柏市環境審議会を設置しています。

組織は、学識経験者6名、市民6名（市民団体の代表者を含む。以下同じ。）、農業団体、商工業団体及び市内事業所の代表者6名、計18名の委員で構成します。

2 市民参加の促進

(1) 柏市環境審議会

柏市環境審議会委員に市民6人を委嘱し、市民意見の環境保全施策等への反映を図っています。

(2) 名戸ヶ谷ビオトープを育てる会

名戸ヶ谷ビオトープを育てる会は、平成15年2月に発足し、市民が中心となり、多様な動植物が生息できる場とするとともに、生き物をとおして自然を学ぶ場となるよう様々な活動を行っています。

(3) 柏ホテルの会

柏ホテルの会は平成16年より、ヘイケボタルの生息環境の復元やホテル観察会の開催、また、不法投棄ごみの撤去や希少植物の保全など、環境教育及び環境回復に資する様々な活動を行っています。

(4) 柏市地球温暖化対策条例の制定

条例の制定にあたり、市民との対話の機会として「ストップ！地球温暖化 意見交換会」やシンポジウム等を開催し、その意見を条例に反映しました。

(5) NPO法人かしわ環境ステーション

南部クリーンセンターの中に、環境学習・研究や環境保全活動を行う市民・団体の交流の場として環境学習研究施設「かしわ環境ステーション」を整備しました。

平成17年8月には市民、大学等の研究者からなる「かしわ環境ステーション運営協議会」が設立され、環境ステーションの運営にあたっています。柏市では「柏市環境基本計画」に基づいて、環境保全施策を実施してきましたが、これまでの手賀沼の水質汚濁、排気ガスによる大気汚染、廃棄物の増加による生活環境の悪化などの地域環境問題から地球温暖化対策や生物多様性対策などの地球環境問題へ重点施策が変遷してきています。よって、平成22年に運営に係る基本的な方針について、見直しを行い、平成23年から地球温暖化対策部会と生物多様性部会の二部会で運営することとなりました。地球温暖化対策部会では地球温暖化防止に関する施策の検討、生物多様性部会では自然観察会などの環境学習プログラムの提供などを行っています。

平成27年8月にNPO法人化し、「NPO法人かしわ環境ステーション」になりました。

(6) ストップ温暖化サポーター事業

市民と協働で温暖化対策を推進するために、平成21年度に市民からサポーターを公募し、市民が中心となって、柏市ストップ温暖化サポーター事業（SOS事業）を行っています。

第4章 公害等に係る苦情相談

第1節 概況

本市によせられる公害苦情は、最近では工場を発生源とする産業型の公害苦情よりも、近郊の建設業系事業場やサービス業の店舗、家庭生活を発生源とする都市生活型の公害苦情が増加する傾向にあります。その一方で、大気汚染のダイオキシンについては、その毒性による健康被害が社会問題として大きな関心を持たれていることから、野焼き等のごみ焼却行為は減少傾向へ転じています。

本市では公害苦情処理にあたり、法令等の規制対象となっているものは規制・指導をしていますが、そうでない場合についても、原因者に発生源の対策を講じてもらえるよう、よく説明して協力をお願いしています。

問題の解決にあたり、まずは当事者同士がよく話し合い、そして、市民一人一人が周りの人に迷惑をかけないように気を配ることが大切です。

第2節 発生状況

1 年度別受付件数

令和5年度中に本市によせられた公害苦情は210件ありました。公害の種類別に苦情の件数をみると、大気汚染78件（37.1%）、騒音61件（29.0%）、悪臭34件（16.2%）の順となっています。

公害苦情受付件数の年度別推移

（単位：件）

種類 \ 年度		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
典型7公害	大気汚染	35	29	25	49	36	78
	水質汚濁	4	3	1	2	1	7
	土壌汚染	0	0	0	0	0	0
	騒音	44	40	35	53	58	61
	振動	7	4	9	7	6	23
	地盤沈下	0	0	0	0	0	2
	悪臭	20	28	20	32	22	34
典型7公害以外		0	0	0	2	2	5
合計		110	104	90	145	125	210

2 業種別発生件数

令和5年度の公害苦情を不明を除いた業種別にみると、建設業が78件（37.1%）と最も多くなっています。

業種・発生場所		公害の種類							その他 苦情	合計
		典 型 大気 汚染	典 型 水質 汚濁	典 型 土壌 汚染	典 型 騒音	典 型 振動	典 型 地盤 沈下	典 型 悪臭		
1	農業	12	0	0	0	0	0	1	0	13
2	林業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
3	漁業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
4	鉱業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
5	建設業	19	0	0	38	18	0	2	1	78
6	製造業	0	0	0	0	2	0	3	0	5
7	電気・ガス・熱供給・水道業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
8	運輸・通信業	0	0	0	0	0	0	0	0	0
9	卸売・小売業・飲食店	2	1	0	4	0	0	2	0	9
10	サービス業	6	0	0	8	1	0	3	1	19
11	公務	0	0	0	0	0	0	0	0	0
12	家庭生活	28	3	0	3	0	0	7	3	44
13	事務所	0	0	0	0	0	0	1	0	1
14	道路	0	0	0	0	0	0	0	0	0
15	空地	0	0	0	0	0	0	0	0	0
16	公園	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	神社・寺院等	1	0	0	0	0	0	0	0	1
18	その他	3	1	0	2	0	0	1	0	7
19	不明	7	2	0	6	2	2	14	0	33
合計		78	7	0	61	23	2	34	5	210

3 用途地域別発生件数

令和5年度の公害苦情を用途地域別にみると、住居系の公害苦情が114件（54.3%）と最も多く、市街化調整区域が63件（30.0%）の順に公害苦情の件数が多くなっています。

業種・発生場所		公害の種類	典 型 7 公 害						その他 苦情	合計
			大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下		
市 街 化 区 域	第一種低層住居専用地域		25	0	0	23	9	1	7	68
	第二種低層住居専用地域		0	0	0	0	0	0	0	0
	第一種中高層住居専用地域		0	0	0	2	1	0	1	4
	第二種中高層住居専用地域		0	0	0	0	0	0	0	0
	第一種住居地域		5	2	0	15	7	1	8	39
	第二種住居地域		1	0	0	0	0	0	0	1
	準住居地域		0	0	0	1	0	0	1	2
	田園住居地域		0	0	0	0	0	0	0	0
	近隣商業地域		1	0	0	6	1	0	1	9
	商業地域		0	0	0	4	0	0	0	5
	準工業地域		0	0	0	1	2	0	3	6
	工業地域		2	0	0	1	1	0	2	6
	工業専用地域		0	0	0	0	0	0	3	3
市街化調整区域			44	4	0	8	1	0	6	63
不明			0	1	0	0	1	0	2	4
合計			78	7	0	61	23	2	34	210

4 月別受付件数

令和5年度の公害苦情を月別にみると、令和5年6月と令和5年12月に受付けた公害苦情件数が23件（11.0％）と最も多くなっています。

年・月		公害の種類							その他 苦情	合計
		典	型	7	公	害				
		大気 汚染	水質 汚濁	土壌 汚染	騒音	振動	地盤 沈下	悪臭		
令和5年	4月	6	0	0	5	0	0	4	1	16
	5月	10	2	0	6	3	0	0	1	22
	6月	9	0	0	8	0	1	5	0	23
	7月	7	1	0	3	1	0	3	0	15
	8月	4	0	0	3	1	1	3	0	12
	9月	4	0	0	4	1	0	5	0	14
	10月	9	0	0	9	0	0	3	0	21
	11月	5	0	0	4	3	0	4	1	17
	12月	9	0	0	6	4	0	3	1	23
令和6年	1月	8	2	0	5	3	0	3	1	22
	2月	3	1	0	3	5	0	1	0	13
	3月	4	1	0	5	2	0	0	0	12
合計		78	7	0	61	23	2	34	5	210

第3節 処理状況

本市では、柏市環境保全条例に基づき公害苦情の相談を受付しており、公害苦情受付後、早急に現地調査・事情聴取等を行い、状況の把握とともに適切な指導・助言に努めています。

令和5年度は、野焼きと言われるごみ焼却時の苦情（大気汚染）や建設・解体工事等において重機等を使用する際の工事騒音などの苦情が多く寄せられています。

平成14年4月からは柏市ダイオキシン類発生抑制条例に基づき、法律で例外的に許されたごみ焼却であっても、周辺の生活環境が著しく損なわれるような場合には、その焼却をやめるよう指導しています。

令和5年度の公害苦情210件のすべてが年度内に解決しました。

第 2 部 環境の現況と対策

第1章 地球環境

第1節 概況

「地球温暖化」，「生物多様性の保全」，「オゾン層の破壊」，「有害廃棄物の越境移動」，「開発途上国の公害問題」等，地球環境問題は，将来の世代にも影響を及ぼす人類共通の課題であり，世界各国と手を携えて取り組むべき問題となっています。

これらの問題は，人間の活動によって人為的にもたらされたものであり，また，それぞれの問題は相互に関連しています。地球環境問題を解決するためには，大量生産・大量消費・大量廃棄型経済社会システムや生活様式そのものを変えていかなければなりません。私たちは，地球環境問題が深刻化している現状を認識し，一人一人が具体的な行動を積み重ねていく必要があります。

本市では，平成19年3月に，「柏市地球温暖化対策条例」を制定し，また，平成20年3月には，「柏市地球温暖化対策計画」及び「柏市新エネルギービジョン」を策定しました。そして，平成26年3月に「第二期柏市地球温暖化対策計画」，令和元年10月には「第三期柏市地球温暖化対策計画」を策定し，地球温暖化対策を推進しています。

第2節 地球環境保全に向けた取組

1 柏市地球温暖化対策計画

(1) 概要

平成19年3月に制定した「柏市地球温暖化対策条例」に基づき，本市の地域特性や都市・産業構造等を考慮し，具体的で実効性が高いCO₂削減対策を計画的かつ総合的に実施するため，「柏市地球温暖化対策計画」を平成20年3月に策定しました。そして，平成24年度で短期前期目標年次が終了したことと，平成23年3月に発生した東日本大震災によって我が国のみならず，世界のエネルギー事情が大きく変化したことを受け，平成26年3月に「第二期柏市地球温暖化対策計画」を策定しました。その後，新たな国際的枠組みであるパリ協定の発効に伴い，国が地球温暖化対策計画を閣議決定したこと等を踏まえ令和元年10月に「第三期柏市地球温暖化対策計画」を策定しました。

(2) 計画期間と目標

①第二期柏市地球温暖化対策計画

対象年次	排出量削減目標
～令和2(2020)年度	平成17(2005)年度比3.8%以上

②第三期柏市地球温暖化対策計画

対象年次	排出量削減目標
～令和12(2030)年度	平成25(2013)年度比24.0%以上

(3) 第三期柏市地球温暖化対策計画の目標達成に向けた具体的な取組

ア 省エネルギーの推進・再生可能エネルギーの創出・蓄エネルギーへの転換

市民，事業者，柏市が連携を図りながら，省エネルギー（省エネ）及び再生可能エネルギーの創出（創エネ），さらにエネルギーの備蓄（蓄エネ）を推進していきます。

(ア) 家庭での取組の促進

a 省エネ支援

省エネ家電の普及，柏市ゼロカーボンシティ促進総合補助金（家庭向け）（※），Z E H（ゼッチ）の推進，省エネの啓発と相談体制の整備

※第三期柏市地球温暖化対策計画における柏市エコハウス促進総合補助金は，令和5年度から「柏市ゼロカーボンシティ促進総合補助金（家庭向け）」に改称しました。

b 創エネ支援

柏市ゼロカーボンシティ促進総合補助金（家庭向け），地域自立分散型エネルギーシステムの検討

c 蓄エネ支援

柏市ゼロカーボンシティ促進総合補助金（家庭向け）

d 環境配慮行動

3 R活動促進によるごみ減量，COOL CHOICE（クールチョイス）の推進，消費生活相談事業の推進

(イ) 事業所での取組の促進

a 省エネ・創エネの支援

L E D化の促進，省エネ性能の高い機器等導入の普及啓発，太陽光発電設備等導入の普及啓発，低金利融資制度の活用

b 建築物のエネルギー性能の向上

建築物の省エネルギー化，柏市建築物環境配慮制度（C A S B E E 柏）の活用，Z E B（ゼブ）の推進

c 環境配慮行動

太陽光発電設備と緑地の保全，グリーン購入調達方針に基づく配慮

イ 緑地と農地の保全

地域の自然と経済活動と市民生活が持続的に両立する取組により，人と自然が調和し，緑が景観や憩いの場として機能するまちづくりを目指します。

(ア) 緑の保全と整備

a 森林・緑地の保全

森林・緑地の保全と整備，太陽光発電設備と緑地の保全

b 里山・谷津の保全

協働による里山保全活動，谷津の保全

(イ) 農地の保全と地産地消の推進

a 農地の保全

担い手の育成と環境に優しい農業の支援，生産緑地地区の活用

b 農業振興と地域消費の活性

食を通じた地域とのつながりと農業の振興

ウ エコな移動手段による外出促進

市民が社会活動への参加によって健康を保ち，効率的にエネルギーを使うことができるまちづくりを目指します。

(ア) 出かけるための魅力づくり

- a 自然景観や文化財などの地域資源の魅力を発信
自然環境や文化財等の見所の紹介
- b 手賀沼周辺地域の活性化
手賀沼アグリビジネスパーク事業の推進
- c 回遊性と賑わいを生み出す歩行者空間の環境改善
まちなかの歩行者空間の環境改善による回遊・賑わいの向上
- (イ) 環境にやさしく健康的な移動手段
 - a 歩くことに親しむ
ウォーキング活動の推進
 - b 公共交通の利用促進
公共交通の利便性の向上と渋滞緩和による省エネ化
 - c エコで安全な日常的移動環境の整備
自転車利用の促進と利用環境整備，低公害車への転換とエコドライブの推進，I T S（インテリジェント・トランスポートシステム：高度道路交通システム）の活用による円滑な交通環境づくり
- エ 環境に配慮したまちづくりの促進
まちづくり部門と連携し，都市構造，交通，エネルギー，緑化の分野について一体的に推進を図っていきます。
- (ア) 低炭素なまちづくりと立地の適正化
 - a エネルギー効率の高い低炭素なまちづくり
建築物の更新や面整備などの機会を捉えたエネルギーの効率化，柏駅西口北地区における環境配慮
 - b 居住と都市機能の立地の適正化
拠点への都市機能の集積による持続可能なまちづくりの推進，かしわ環境ステーションによる環境学習，リボン館でのリサイクル講座の開講等
- オ 適応策
地球温暖化に伴う気候変動の影響から，市民の生命や健康を守り，経済や自然環境等への被害の低減及び安全・安心で持続可能な社会の構築を目指します。
- (ア) 緑化の推進と水循環の保全
 - a 緑化の推進
森林・緑地の保全と整備，農地保全のための担い手づくり
 - b 水辺環境の整備
手賀沼の水質改善と周辺整備，大堀川・大津川の環境保全，利根運河の保全，谷津の保全
 - c 水資源の確保と涵養等による環境保全
開発行為における雨水浸透施設の設置，雨水の地下浸透，水供給の安定化
- (イ) 自然災害への備え
 - a 災害被害の軽減と予防
ハザードマップ等による災害リスクの周知，地域自立分散型エネルギーシステムの検討

b 集中豪雨リスクの軽減

(ウ) 健康被害への対策

 a 感染症の予防

 b 熱中症への対策

 柏涼み処，熱中症に関する知識の啓発，緑のカーテン普及促進，公共施設の壁面緑化

カ 環境学習・協働

 次世代を担う子どもたちへの教育をはじめ，あらゆる世代・階層の人々が，環境について学ぶ機会を持ち，積極的に活動に参画し，多様な主体と協働して解決に取り組む人づくりを目指します。

(ア) 環境学習

 a 次世代への教育と多様な人々への啓発

 子どもたちの環境学習と体験の場づくり，指導者への支援や教材の提供，市民ボランティアによる出張講座，リサイクル講座の開講

 b 市内企業への研修支援

 柏市環境保全協議会との協働

(イ) 協働による活動の促進

 環境学習研究施設での活動，市内大学との交流，カシニワ制度への参加・協力

2 柏市地球温暖化対策計画の実施結果

(1) 柏市域における温室効果ガス排出状況

柏市域における部門別温室効果ガス排出量の推移は表のとおりです。令和3年度の温室効果ガス排出量は、合計で約2,057千t-CO₂となり、前年度と比較して、約2.8%増加しました。

柏市域における部門別温室効果ガス排出量（単位：千t-CO₂）

年度 部門	H25 (2013)	H29 (2017)	H30 (2018)	R1 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)
産業	799	652	583	575	518	537
業務	567	508	540	491	484	538
家庭	582	618	527	516	511	493
運輸	453	462	471	457	422	428
廃棄物	60	61	60	60	66	61
合計	2,461	2,300	2,181	2,098	2,001	2,057

※合計は、部門ごとに小数点以下を四捨五入した値を合算したものです。

※第三期柏市地球温暖化対策計画（改定版）の策定作業に伴い、排出量の積算見直しを行っています。

(2) 「第三期柏市地球温暖化対策計画」に基づく令和5年度の重点施策

ア 柏市ゼロカーボンシティ促進総合補助金（家庭向け）

住宅の省エネ、創エネ、蓄エネ設備に対し補助を行いました。

受付期間：令和5年5月1日（月）～令和6年2月29日（木）

（単位：件・千円）

メニュー	件数	金額
エコ窓改修	110	6,184
家庭用燃料電池システム（エネファーム）	22	2,200
定置用リチウムイオン蓄電池システム	226	15,804
電気自動車（太陽光・V2H併設）	6	900
電気自動車（太陽光併設）	16	1,600
プラグインハイブリット自動車（太陽光・V2H併設）	1	150
プラグインハイブリット自動車（太陽光併設）	8	800
V2H充放電設備	15	912
合計	404	28,550

3 柏市役所ゼロカーボンアクションプラン（事務事業編）

(1) 概要

柏市役所は、行政機関であるとともに、市内の一事業所として、地球温暖化対策や省エネ・省資源の取り組みを進めています。

国による「カーボンニュートラル」宣言を踏まえ、これまで取り組んできた「柏市エコアクションプラン」を改定し、令和5年2月に柏市役所ゼロカーボンアクションプランを策定しました。

(2) 計画期間

令和5年度から令和12年度までの8年間

(3) 対象範囲

柏市及び東葛中部地区総合開発事務組合の全ての施設と組織（新設施設を含む）

(4) 削減目標

温室効果ガス排出量を51%以上削減

基準年度（平成25年度）排出量	35,215 t-CO ₂
最終年度（令和12年度）目標	基準年度比51%以上削減

(5) 主な取組等の概要

ア 照明のLED化

代替困難な照明を除き、公共施設の照明LED化率を100%

イ 太陽光発電設備の設置

公共施設の新設、長寿命化改良又はリノベーションの際に太陽光発電設備を原則設置。既存施設にも設置検討

ウ 公用車の電動化

特殊用途車等を除き、新規導入車両を100%電動化

エ ZEBの推進

公共施設を新設する際は、原則として「ZEB Ready」以上

オ 自治体新電力による電力供給

エネルギーの「市産市消」を進めるため、自治体新電力の設立に向けた取組を実施

(6) 総括

令和5年度における温室効果ガス排出量については前年度比2.4%の増、平成25年度比19.9%の減、総量では28,220 t-CO₂となりました。消費電力量については、平成25年度比11.0%の減となりました。

市有施設から排出される温室効果ガスの約7割が電気の使用によるものであり、電気使用による排出量を削減するため、環境配慮電力や太陽光発電設備による再生可能エネルギーの導入、LED照明の設置や空調の更新等による省エネの徹底を図る必要があります。

(7) 取組状況

柏市役所ゼロカーボンアクションプラン 実態調査結果表
(柏市施設全体)

項目	単位	R5年度 通年	R4年度 通年	25年度 通年	対前年 削減量	対前年 削減比	対基準年 削減量	対基準年 削減比
電気使用量	kWh	44,609,277	44,660,840	50,113,400	-51,563	-0.1	-5,504,123	-11.0
電気使用による温室効果ガス 排出量(A)	Kg-CO2	19,008,886	18,240,763	25,990,309	768,123.1	4.2	-6,981,423	-26.9
水使用量	m3	717,753	774,938	987,465	-57,186	-7.4	-269,713	-27.3
都市ガスとCNG使用量	m3	3,392,900	3,446,361	2,493,413	-53,461	-1.6	899,486	36.1
LPガス使用量	m3	84,864	89,860	122,887	-4,995	-5.6	-38,023	-30.9
ガソリン使用量	L	239,828	251,946	243,222	-12,118	-4.8	-3,394	-1.4
軽油使用量	L	152,782	171,433	222,677	-18,651	-10.9	-69,895	-31.4
灯油使用量	L	112,035	106,424	392,511	5,611	5.3	-280,476	-71.5
燃料使用による温室効果ガス 排出量(B)	Kg-CO2	9,210,759	9,327,123	9,225,064	-116,364	-1.2	-14,305	-0.2
温室効果ガス総量(A)+(B)	Kg-CO2	28,219,645	27,567,886	35,215,373	651,759	2.4	-6,995,728	-19.9

(8) 計画の推進と点検

ア 計画の推進

本庁・出先機関及び教育機関等の各所属長を環境管理推進リーダーとし、所属部署における取組の推進を図ります。

イ 計画の点検と管理

(ア) 年に一回、柏市役所ゼロカーボンアクションプラン実態調査票により、電気・燃料等の使用量、自動車走行距離などの把握をします。

(イ) 点検結果は環境政策課でとりまとめ、前回点検時より計画が推進されていない部署は、その理由と推進策を検討します。

(ウ) 計画の目標は、環境マネジメントシステムにより進捗管理します。

(エ) 環境白書やホームページ等で公表します。

4 省エネ法及び温対法改正に伴う定期報告書等作成

省エネ法（エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律）及び温対法（地球温暖化対策の推進に関する法律）の改正により義務付けられている市の庁舎等のエネルギー使用量とそれに起因する温室効果ガス排出量に関する定期報告書、省エネルギーに関する中長期計画書の作成を行いました。

5 柏市グリーン購入調達方針

(1) 概要

市では、「環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）」に基づき、環境配慮製品の購入を積極的に進めています。平成14年度からは、「柏市グリーン購入調達方針」を策定し、調達目標及び調達基準を定めています。

(2) 調達目標

令和５年度の調達目標（購入する製品全体に占める環境配慮製品の割合）は、以下のとおりです。

ア 消耗品

品目	調達目標
コピー用紙（カラーを除く）	１００％
制服・作業服等	９０％以上
文具類	９０％以上

イ 印刷製本

品目	調達目標
報告書類	８５％以上
帳票類	８０％以上
チラシ・パンフレット類	９５％以上
広報紙類	１００％
ポスター類	１００％
封筒	８５％以上

ウ 特定品目（以下に掲げる品目について）

品目	調達目標
カートリッジ等・コピー機・スキャナ・ファクシミリ・プリンタ・プロジェクタ・記録用メディア・電子計算機（パソコン）・磁気ディスク装置・ディスプレイ・一次電池又は小形充電式電池・掛時計・シュレッダー・デジタル印刷機・電子式卓上計算機・携帯電話・スマートフォン・PHS・電気便座・電気冷蔵庫（電気冷凍庫・電気冷凍冷蔵庫を含む）・電子レンジ・テレビジョン受信機・エアコンディショナー・ガスヒートポンプ式冷暖房機・ストーブ・温水器（電気式・ガス式・石油式）・ガス調理機器・蛍光灯・LED照明器具・電球形状のランプ・乗用車用タイヤ・２サイクルエンジン油・カーテン・カーペット（織じゅうたん・ニードルカーペット・タフテッドカーペット・タイルカーペット）・金属製ブラインド・布製ブラインド・ふとん（ふとん側地又は中わた）・ベッドフレーム・マットレス・毛布・のぼり・旗・幕・モップ・アルファ化米・栄養調整食品・乾パン・携帯発電機・非常用携帯電池・非常用携帯燃料・フリーズドライ食品・ペットボトル飲料水・保存パン・レトルト食品等・再生複合材製品（木造製、プラスチック製）・プラスチック製ごみ袋	１００％

6 事業者への啓発活動

環境保全協定の締結

環境保全協定は、柏市環境基本条例の趣旨にのっとり、これまでの規制の概念ではなく、市と事業者が連携して環境にやさしいまちづくりを推進していくため、地球環境に配慮した取り組みを実践することを目的として事業者と柏市が締結するものです。

協定の締結

協定名	環境保全協定
開始年度	平成9年
対象	全ての事業所
締結数	94（令和5年度末現在）
目的	公害の防止と環境の保全
取組内容	公害防止対策 地球温暖化防止対策 省資源の推進 有害物質の適正管理 緑化の推進等

7 市民・事業者への啓発事業

(1) 環境の月啓発事業「みんなで環境のことを考えよう」パネル展示会の実施

柏市立図書館にて、地球温暖化や生物多様性に関連した図書を集めた特設コーナーの設置やパネル展示を実施しました。

(2) かしわ環境ステーション

柏市内の環境保全活動の拠点施設として、南部クリーンセンター内に「環境学習研究施設（かしわ環境ステーション）」を平成17年10月に開設しました。

第2章 大気汚染

第1節 概況

私たちを取りまく大気中にはさまざまな汚染物質があり、そのままでは、人の健康や動植物を含めた生活環境に悪い影響が生じてくるとみられるような状態を大気汚染と呼んでいます。

大気汚染の原因には、自然現象によるものもありますが、今日ではそのほとんどが工場、事業場及び自動車の排出ガスなど人為的に発生したものです。

大気汚染物質には硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素、光化学オキシダント、浮遊粒子状物質などのほか、人の健康に重大な影響を及ぼすとされているベンゼン、トリクロロエチレン、ダイオキシン類等があります。更に、平成21年度には、微小粒子状物質（PM_{2.5}）の環境基準が設定され、その監視体制にも取り組んでいます。

本市では、大気汚染の発生源となる大規模な工場等は少ないものの、市の中央部で交差する国道6号及び国道16号、市北部を通過する常磐自動車道等の主要幹線が市内を通過しているため自動車交通量が多く、自動車の排出ガスの影響が懸念されています。

本市における大気汚染の監視体制は、一般大気環境測定局3局、自動車排出ガス測定局4局を設置して、窒素酸化物や光化学オキシダント等の大気汚染物質を常時監視し、速報値をホームページで公開しております。加えて、降下ばいじんや有害大気汚染物質、ダイオキシン類等についても測定を行っています。

また、常時監視はテレメータシステムを導入して、千葉県へデータを転送し、速報値は千葉県のホームページでも常時公開しています。

平成30年度からは、テレメータシステムのデジタル化を県内で初めて導入しました。このことにより、今までの速報値（1時間値）から1分あたりの測定瞬時値も得られるようになり、高濃度な有害物質出現に対する注意報発令対応など市民の環境負荷の低減へ努めています。

柏市は昭和59年度に大気汚染防止法の政令市に指定され、平成20年度には中核市となったことから、大気汚染防止法のばい煙発生施設等の対象事業所に規制等を実施しています。

1 環境基準

環境基準とは、環境基本法第16条により「人の健康を保護し、及び生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準」として定められているものです。大気汚染については、以下の10物質が設定されています。

大気汚染に係る環境基準

物 質	環境上の条件	測定方法
二酸化硫黄 (SO_2)	1時間値の1日平均値が0.04 ppm 以下であり、かつ、1時間値が0.1 ppm 以下であること。	溶液導電率法又は紫外線蛍光法
浮遊粒子状物質 (SPM)	1時間値の1日平均値が0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m ³ 以下であること。	ろ過捕集による重量濃度測定方法またはこの方法によって測定された重量濃度と直線的な関係を有する量が得られる光散乱法、圧電天びん法、若しくはベータ線吸収法
二酸化窒素 (NO_2)	1時間値の1日平均値が0.04 ppm から0.06 ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。	ザルツマン試薬を用いる吸光光度法又はオゾンを用いる化学発光法
光化学オキシダント (O_x)	1時間値が0.06 ppm 以下であること。	中性ヨウ化カリウムを用いる吸光光度法若しくは電量法、紫外線吸収法又はエチレンを用いる化学発光法
一酸化炭素 (CO)	1時間値の1日平均値が10 ppm 以下であり、かつ、1時間値の8時間平均値が20 ppm 以下であること。	非分散型赤外分析計を用いる方法
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	1年平均値が15 µg/m ³ 以下であり、かつ、1日平均値が35 µg/m ³ 以下であること。	ろ過捕集による重量濃度測定方法またはこの方法によって測定された質量濃度と等価な値が得られると認められる自動測定機による方法
ベンゼン	1年平均値が0.003 mg/m ³ 以下であること。	キャニスター若しくは、捕集管により採取した試料をガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法又はこれと同等以上の性能を有すると認められる方法
トリクロロエチレン	1年平均値が0.13 mg/m ³ 以下であること。	
テトラクロロエチレン	1年平均値が0.2 mg/m ³ 以下であること。	
ジクロロメタン	1年平均値が0.15 mg/m ³ 以下であること。	

※工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。また、大気中炭化水素濃度については、光化学オキシダント生成防止のため昭和51年

の中央公害対策審議会答申において指針が示されています。

光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針

非メタン炭化水素	光化学オキシダントの日最高 1 時間値 0. 0 6 ppm に対応する午前 6 時から 9 時までの 3 時間平均値は 0. 2 0 ppmC から 0. 3 1 ppmC の範囲にあること。	水素炎イオン化検出器 を用いた直接法
----------	---	-----------------------

なお、環境基準の評価方法には、短期的評価と長期的評価が定められています。

(1) 短期的評価

測定を行った時間又は日についての測定結果を環境基準として定められた 1 時間値又は 1 時間値の 1 日平均値に照らして評価する方法です。

(2) 長期的評価

年間にわたる測定結果を観察するための評価方法です。なお、年間の測定時間が 6, 0 0 0 時間未満のものは評価することが出来ません。

物 質	評 価 方 法
二酸化硫黄 (SO ₂)	<短期的評価> 測定を行った時間又は日について評価します。なお、1 日平均値の評価に当たり、1 時間値の欠測が 1 日 (24 時間) のうち 4 時間を超える場合は評価の対象としません。 <長期的評価> 年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち、測定値の高い方から 2 % の範囲にあるもの (365 日分の測定値がある場合は 7 日分の測定値) を除外した後の最高値 (2 % 除外値) を環境基準と比較して評価します。 ただし、1 日平均値につき環境基準を超える日が 2 日以上連続した場合には、このような取り扱いは行わずに評価します。(環境基準非達成)
一酸化炭素 (CO)	
浮遊粒子状物質 (SPM)	
二酸化窒素 (NO ₂)	<長期的評価> 年間にわたる 1 時間値の 1 日平均値のうち測定値の低い方から 98 % 目に当たる日平均値 (98 % 値 (365 日測定した場合は低い方から 358 日目の測定値)) を環境基準と比較して評価します。
光化学オキシダント (O _x)	<短期的評価> 測定を行った日についての各 1 時間値を環境基準と比較して評価します。
微小粒子状物質 (PM _{2.5})	<長期的評価> 1 年平均値は、測定結果の 1 年間の平均値と比較します。1 日平均値は、日平均値のうち年間 98 % 値と比較します。両方の比較を満足した測定局について、環境基準が達成されたと判断します。
ベンゼン	<長期的評価> 地点ごとに測定 (原則月 1 回以上) を平均した年平均値を環境基準との比較によって評価を行います。
トリクロロエチレン	
テトラクロロエチレン	
ジクロロメタン	

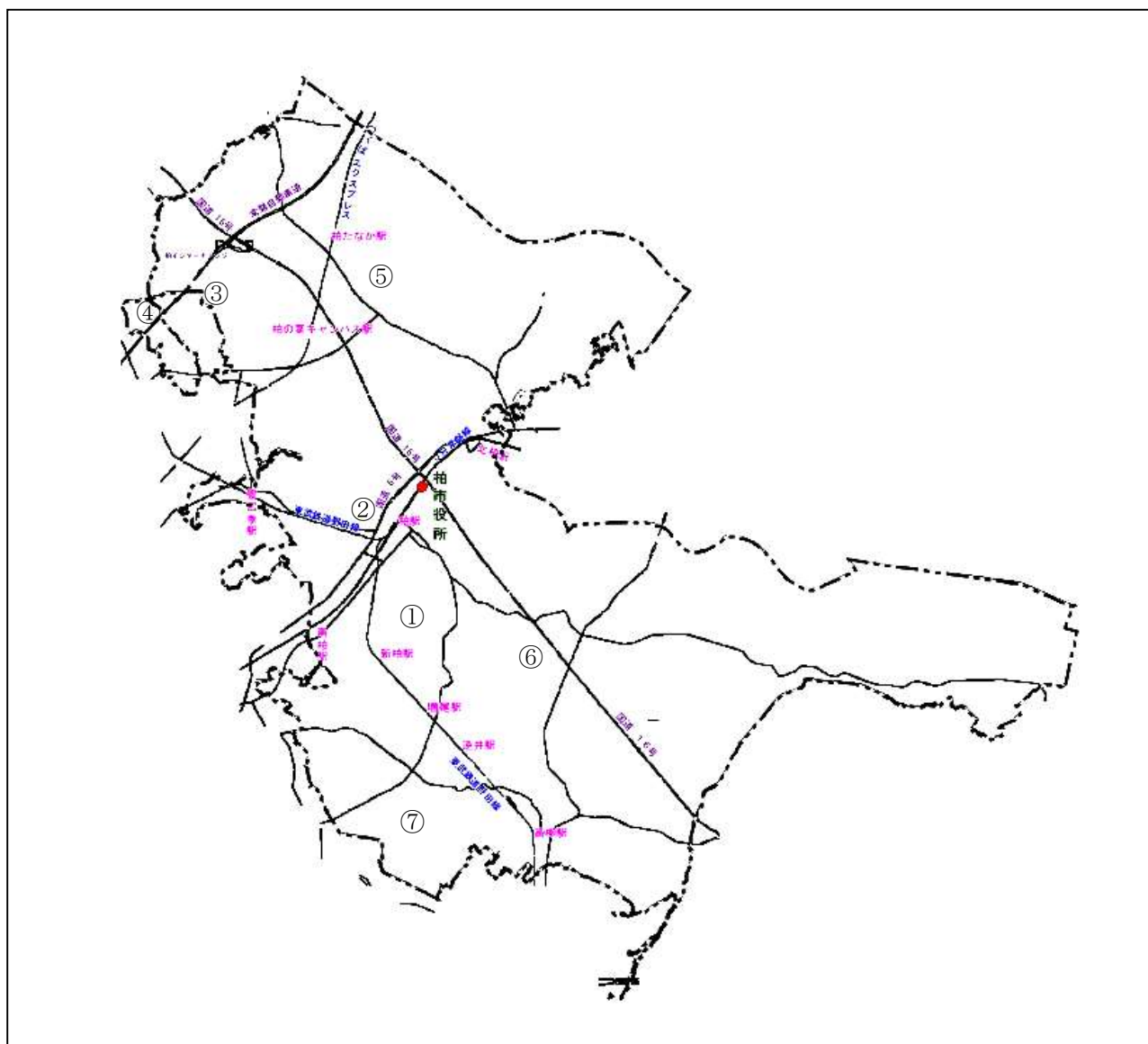
第2節 大気汚染の現況

1 大気環境の監視

本市は、昭和59年4月、大気汚染防止法の政令市に指定され、同法第22条に基づき大気の常時監視を下図に示す地点において実施しています。

また、No. ①～No. ⑦の測定局ではテレメータシステムの運用により常時監視を行うとともに、No. ③、No. ⑦を除く5局のデータを千葉県へ転送しています。

全7局の監視データは平成30年度から「柏市内の大気環境情報」ホームページを開設し、公開しています。



各測定局等の位置

測定局名および測定項目

測定局名		所在地	属性 (注)	用途地域	二酸化硫黄	浮遊粒子状物質	微小粒子状物質	光化学オキシダント	窒素酸化物	一酸化炭素	炭化水素	気温・湿度	風向・風速	降水量	騒音	降下ばいじん	浮遊粉じん
①	永楽台	永楽台二丁目8-1 (柏第八小)	一般	第一種低層住居専用地域	○	○	○	○	○		○	○	○	○			
②	旭	旭町三丁目831-35	自排	第一種住居地域					○	○	○						
③	伊勢原	伊勢原一丁目10-8	自排	第一種住居地域		○			○			○	○		○		
④	西原	西原二丁目11-25	自排	第一種住居地域		○			○						○		
⑤	大室	大室1193-3 (田中小)	一般	第一種低層住居専用地域	○	○	○	○	○			○	○			○	○
⑥	大津ヶ丘	大津ヶ丘二丁目1	自排	第一種中高層住居専用地域		○	○		○	○		○	○				
⑦	南増尾	南増尾四丁目9-1	一般	第一種低層住居専用地域		○		○	○			○	○				

(注) 1. 一般：一般環境大気測定局

2. 自排：自動車排出ガス測定局

2 環境基準の達成状況

二酸化硫黄（SO₂）の環境基準達成状況

項目 局名	日平均値の2% 除外値 (ppm)	日平均値が0.04 ppm を超えた日 が2日以上連続したことの有無	長期的評価による 環境基準との比較
永楽台	0.002	無	○
大室	0.002	無	○

浮遊粒子状物質（SPM）の環境基準達成状況

項目 局名	日平均値の2% 除外値 (mg/m ³)	日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた 日が2日以上連続したことの有無	長期的評価による 環境基準との比較
永楽台	0.032	無	○
伊勢原	0.030	無	○
西原	0.026	無	○
大室	0.029	無	○
大津ヶ丘	0.038	無	○
南増尾	0.027	無	○

二酸化窒素（NO₂）の環境基準達成状況

項目 局名	日平均値の年間98%値 (ppm)	長期的評価による 環境基準との比較
永楽台	0.026	○
旭	0.030	○
伊勢原	0.027	○
西原	0.028	○
大室	0.027	○
大津ヶ丘	0.031	○
南増尾	0.026	○

光化学オキシダント（O_x）の環境基準達成状況

局名 \ 項目	昼間の1時間値が0.06 ppmを超えた日数と時間数		環境基準との比較	達成率 (%) ※
	(日数)	(時間数)		
永楽台	68	303	×	94.4
大室	81	386	×	92.9
南増尾	67	308	×	94.3

(注) ※達成率＝(昼間の環境基準達成時間÷昼間の測定時間)×100

一酸化炭素（CO）の環境基準達成状況

局名 \ 項目	日平均値の2% 除外値 (ppm)	日平均値が10 ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	長期的評価による環境基準との比較
旭	0.5	無	○
大津ヶ丘	0.5	無	○

微小粒子状物質（PM_{2.5}）の環境基準達成状況

局名 \ 項目	年平均値 (μg/m ³)	日平均値の年間98%値 (μg/m ³)	1日平均値が35 μg/m ³ を超えた日数		環境基準との比較
			日	%	
永楽台	8.3	19.3	0	0.0	○
大室	9.3	21.7	0	0.0	○
大津ヶ丘	9.2	20.8	0	0.0	○

非メタン炭化水素（NMHC）の濃度指针对比状況

局名 \ 項目	6～9時の3時間における年平均値 (ppmC)	6～9時の3時間平均値が0.20 ppmCを超えた日数とその割合		6～9時の3時間平均値が0.31 ppmCを越えた日数とその割合	
		日	%	日	%
永楽台	0.13	55	15.0	21	5.7
旭	0.10	23	6.3	5	1.4

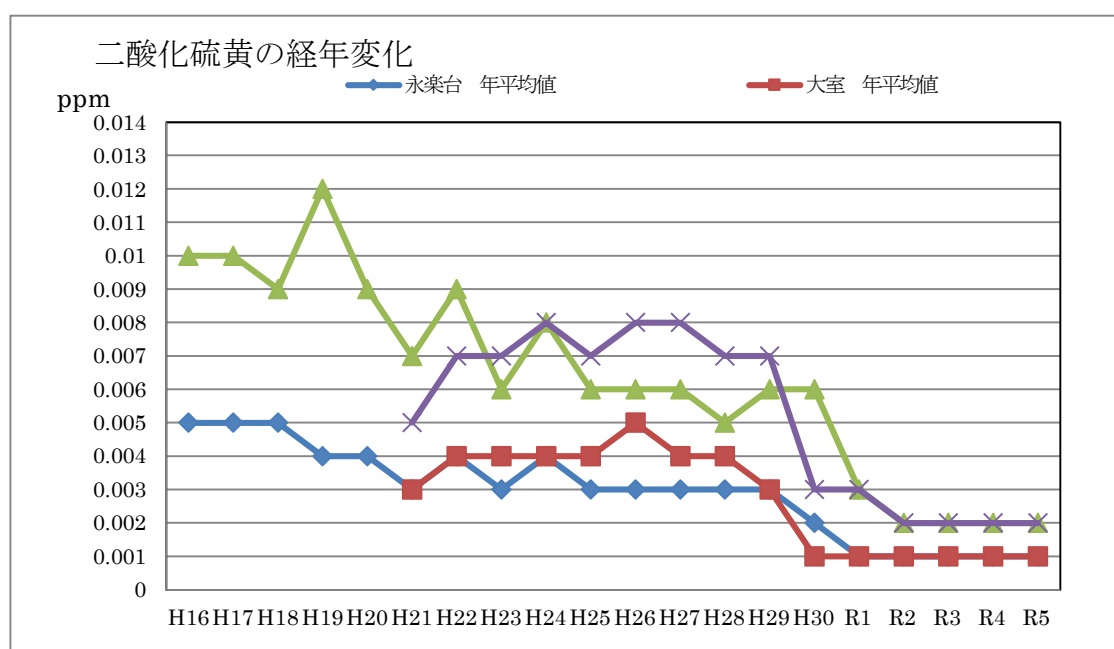
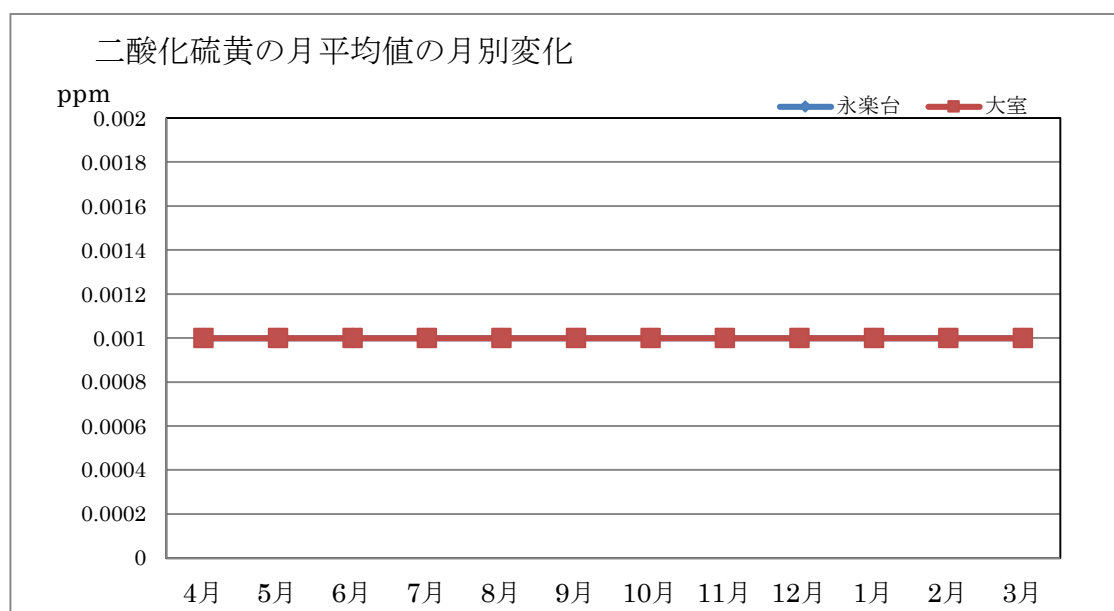
3 大気環境の状況（常時監視結果）

(1) 一般環境大気測定局

ア 二酸化硫黄（ SO_2 ）

二酸化硫黄は、主として工場等で燃料として使用される石炭、石油に含まれる硫黄の燃焼により排出され、また火山活動によっても発生するもので、大気中の濃度が高くなると気管支炎などの呼吸器系疾患を引き起こすとされています。

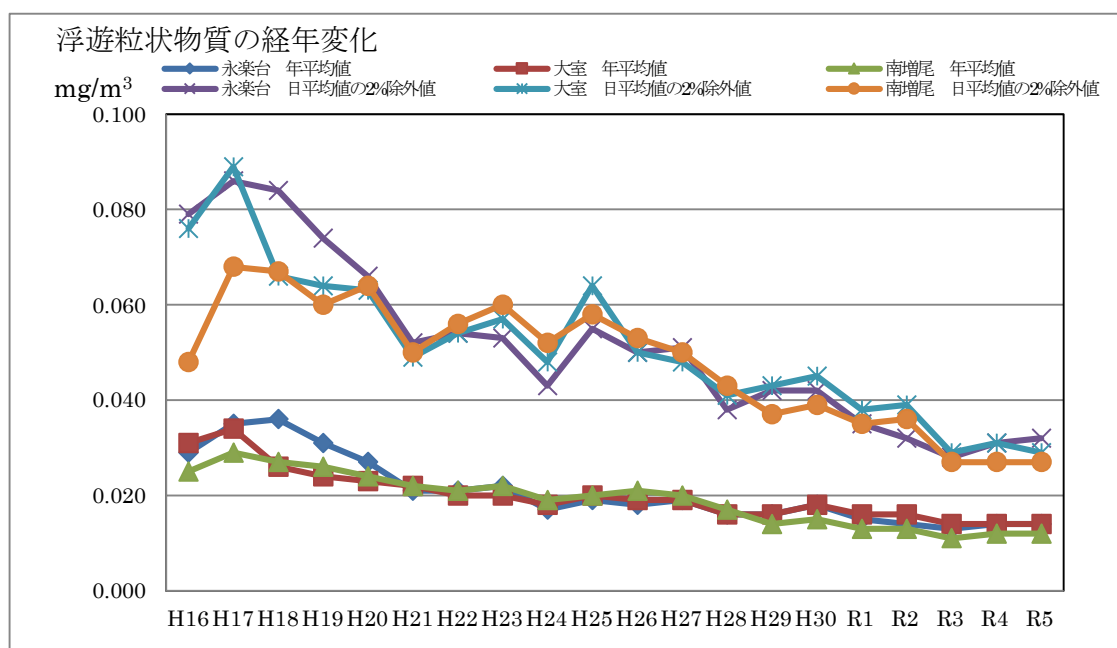
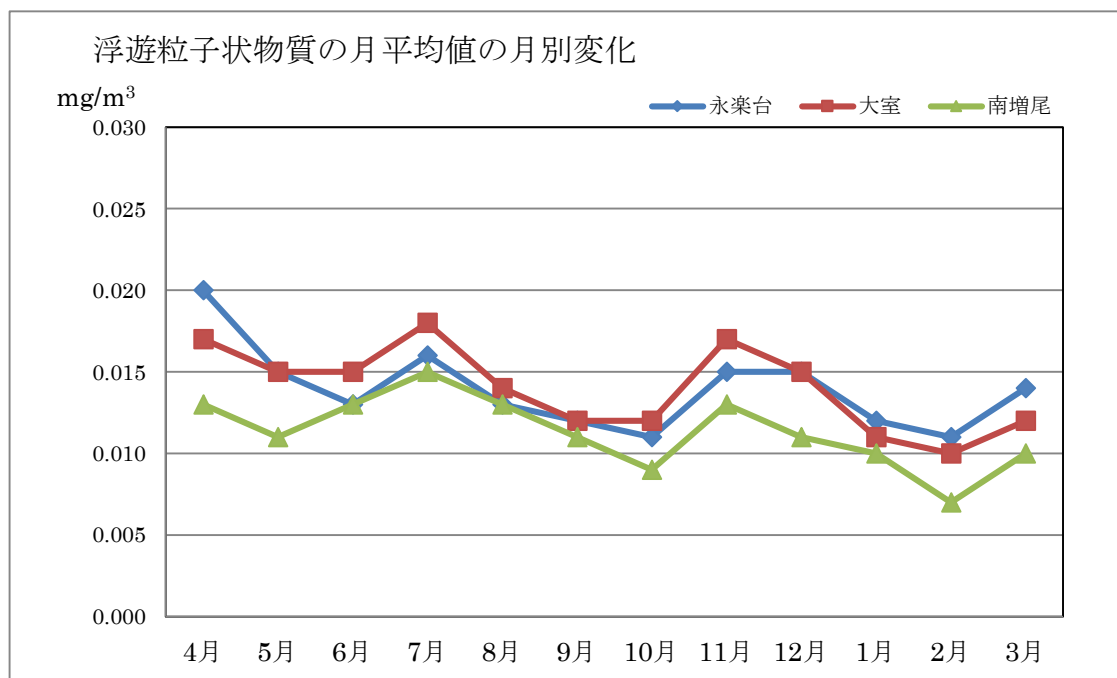
令和5年度の永楽台測定局及び大室測定局における年平均値は0.001ppmで、ここ数年ほぼ横ばい状態で推移しています。なお、大室測定局は平成22年度から測定を開始しました。



イ 浮遊粒子状物質（SPM）

浮遊粒子状物質とは、大気中に浮遊している粒子状の物質で粒径が $10\mu\text{m}$ 以下のものをいい、その発生源は工場、自動車など人為的な原因によるものと、火山活動や土壌の舞い上がりなど、自然的な原因によるものとがあります。

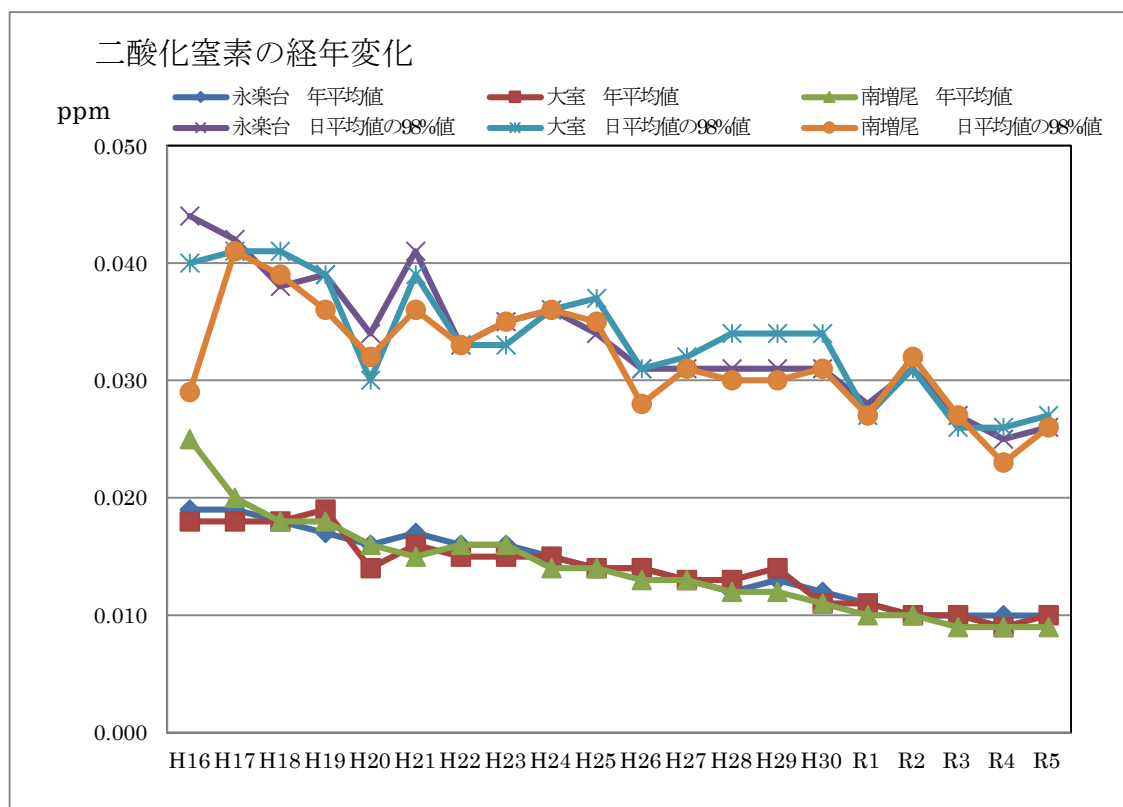
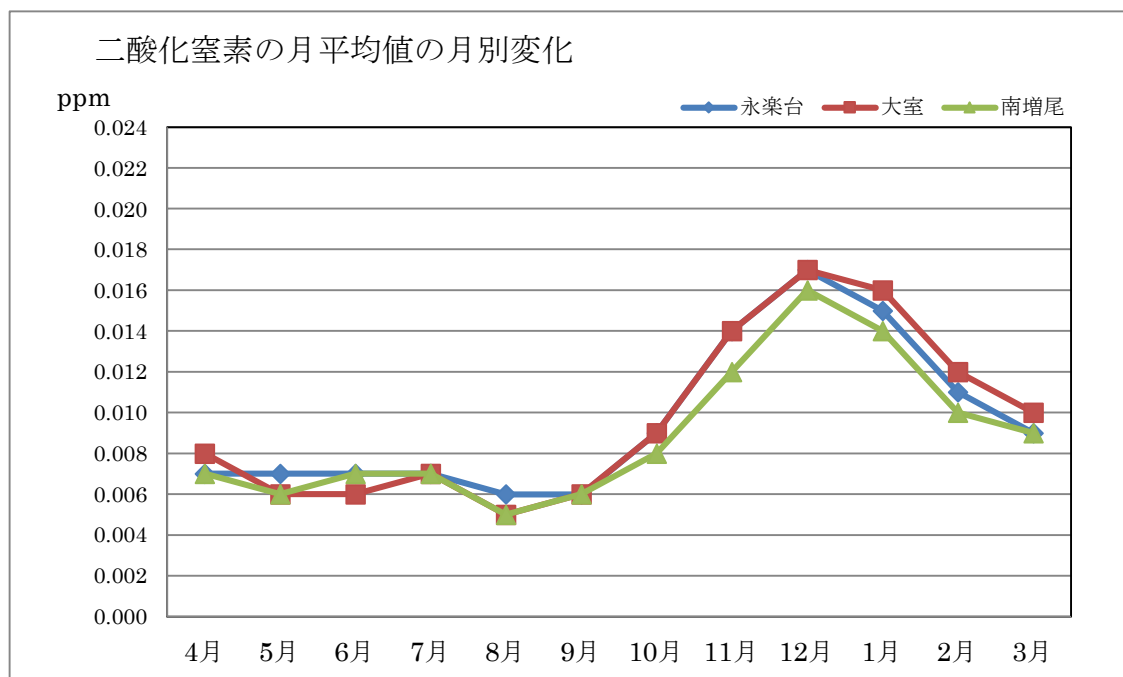
令和5年度の永楽台測定局の年平均値は $0.014\text{mg}/\text{m}^3$ 、大室測定局の年平均値は $0.014\text{mg}/\text{m}^3$ 、南増尾測定局の年平均値は $0.012\text{mg}/\text{m}^3$ であり、ほぼ横ばい状態で推移しています。



ウ 二酸化窒素（NO₂）

二酸化窒素は、物を燃やしたときに発生しますが、その発生源は工場、自動車、家庭等さまざまです。令和5年度の年平均値は永楽台測定局で0.010ppm、大室測定局で0.010ppm、南増尾測定局で0.009ppmであり、ほぼ横ばいで推移しています。

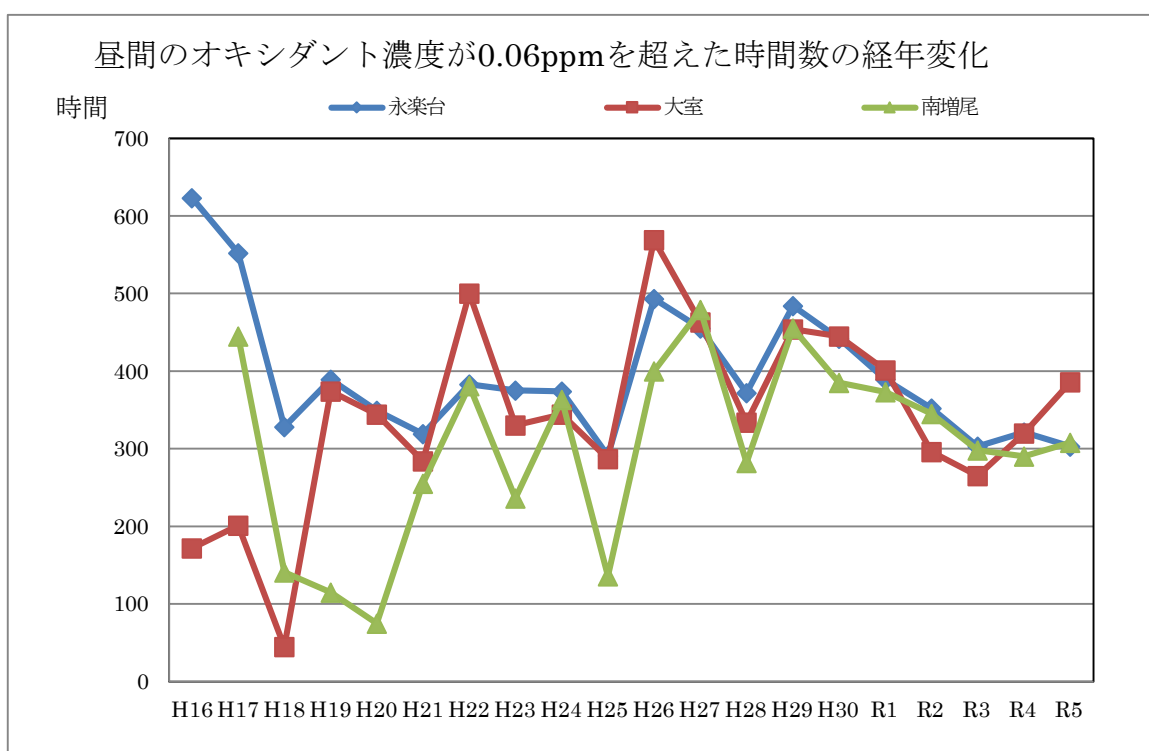
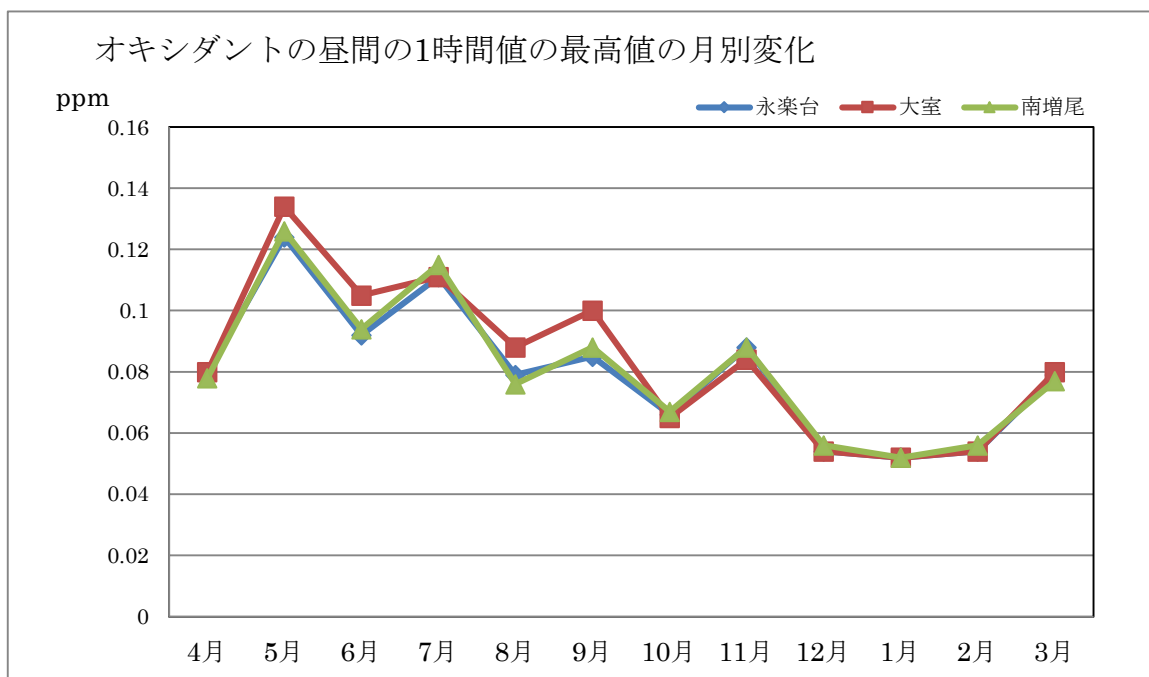
毎年冬季には、大気がよどみやすい気象条件が多くなるため、一年のうちでも高濃度になる傾向がみられます。



エ 光化学オキシダント（O_x）

光化学オキシダントは，工場や自動車等から排出される窒素酸化物や光化学反応性の高い炭化水素が，太陽の強い紫外線的作用を受け反応し，生成される二次汚染物質であり，光化学スモッグの原因物質とされています。

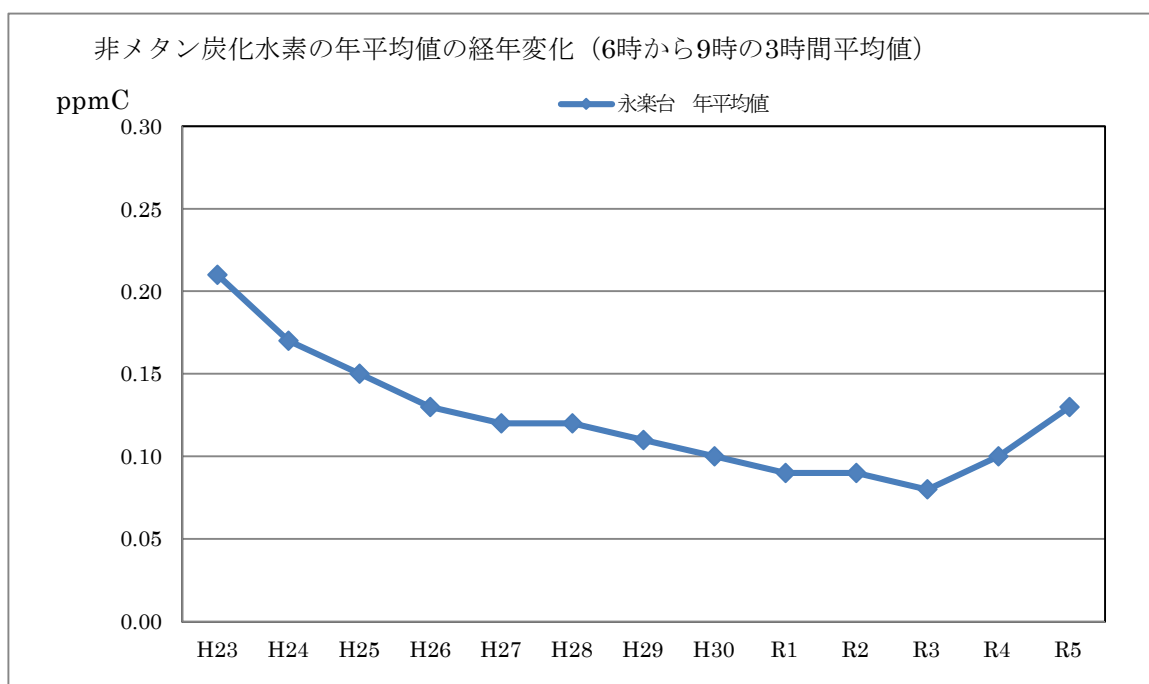
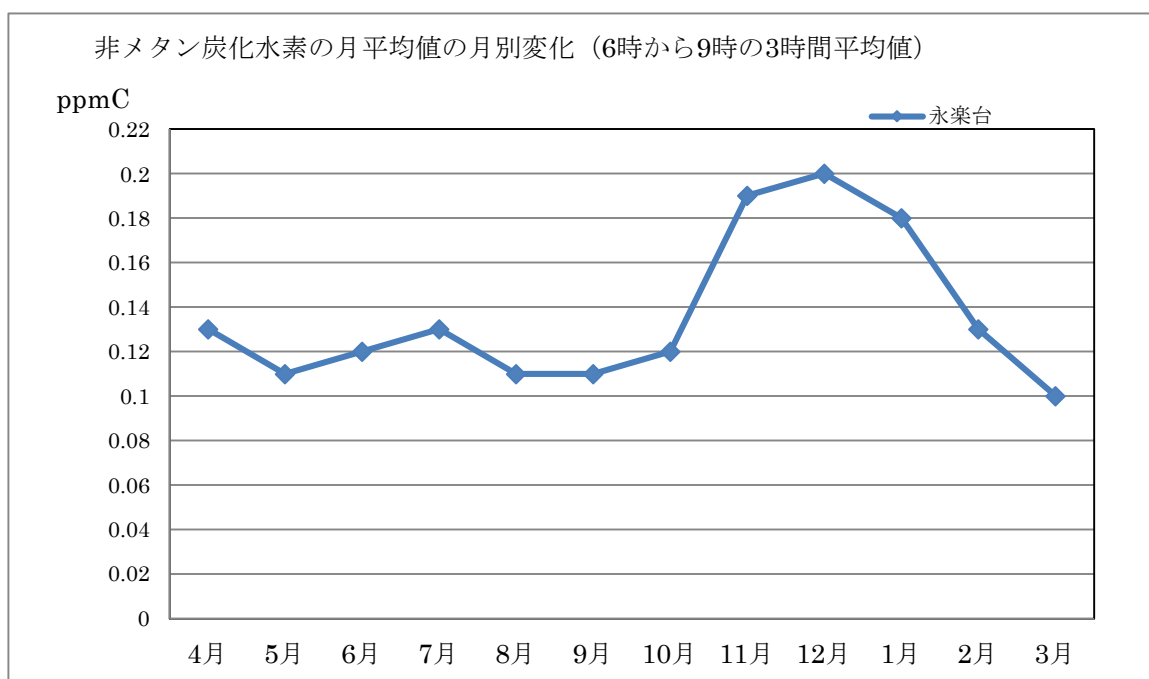
令和5年度の昼間の日最高1時間値の年平均値は永楽台測定局で0.048ppm，大室測定局で0.051ppm，南増尾測定局で0.049ppmであり，経年的には横ばいで推移しています。



オ 非メタン炭化水素（NMHC）

炭化水素のうちメタンを除いたものを非メタン炭化水素といいます。主な発生源は、塗装施設、ガソリンスタンド及び自動車等です。非メタン炭化水素は、光化学スモッグの原因物質の一つとされています。

永楽台測定局は平成22年度から測定を開始しました。令和5年度の年平均値は0.13 ppmC（6～9時の3時間平均値の年平均値）でした。

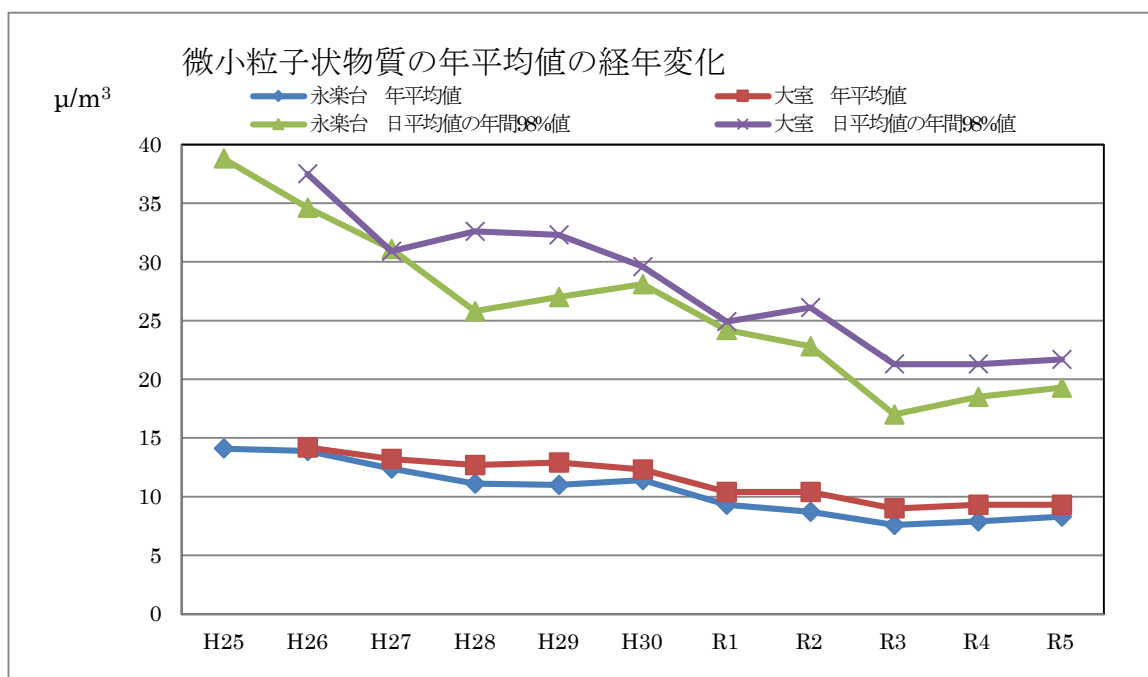
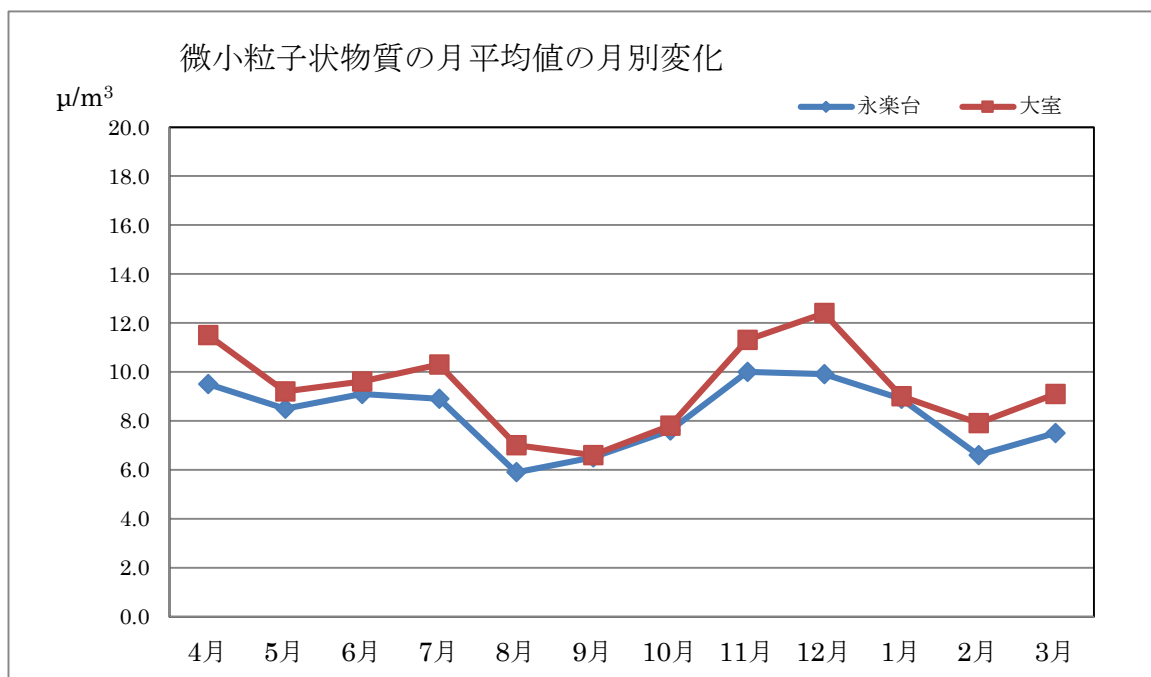


カ 微小粒子状物質（PM_{2.5}）

微小粒子状物質（PM_{2.5}）は、大気中に浮遊する粒子状物質のうち、粒径が2.5 μm（0.0025mm）以下の微細な粒子で、呼吸器の奥深くまで入り込みやすいことから、人への健康影響が懸念されています。

柏市では平成24年度から永楽台測定局、平成26年度から大室測定局において常時監視を開始しました。

令和5年度の年平均値は永楽台測定局が8.3 μg/m³、大室測定局が9.3 μg/m³でした。

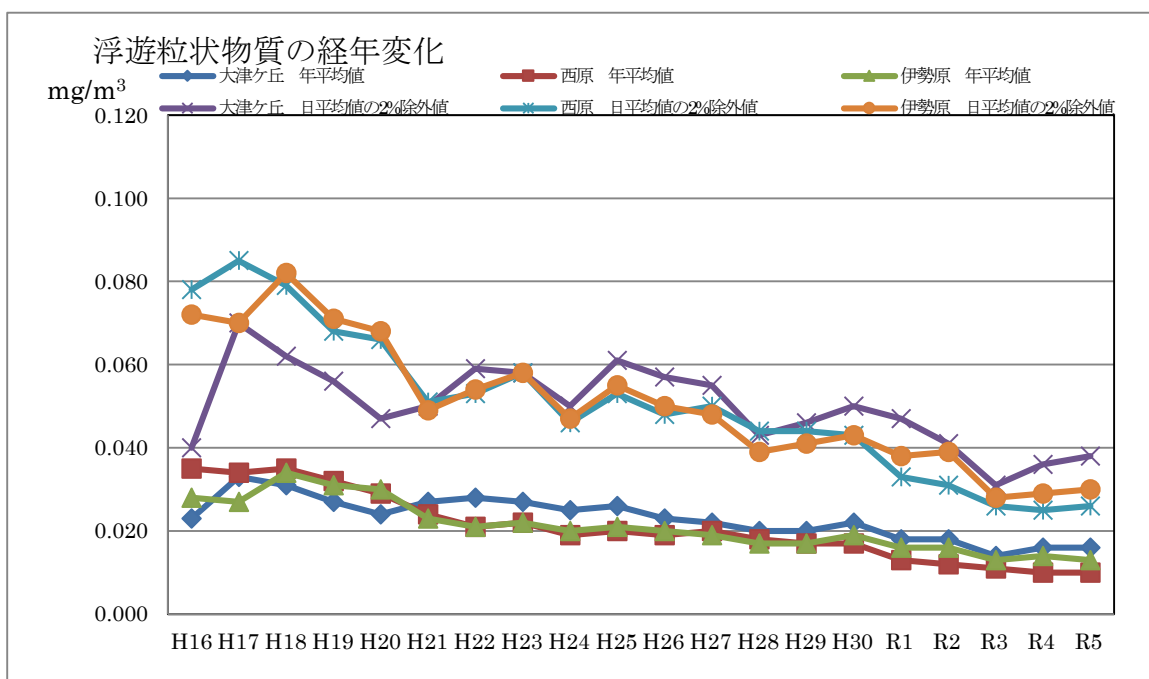
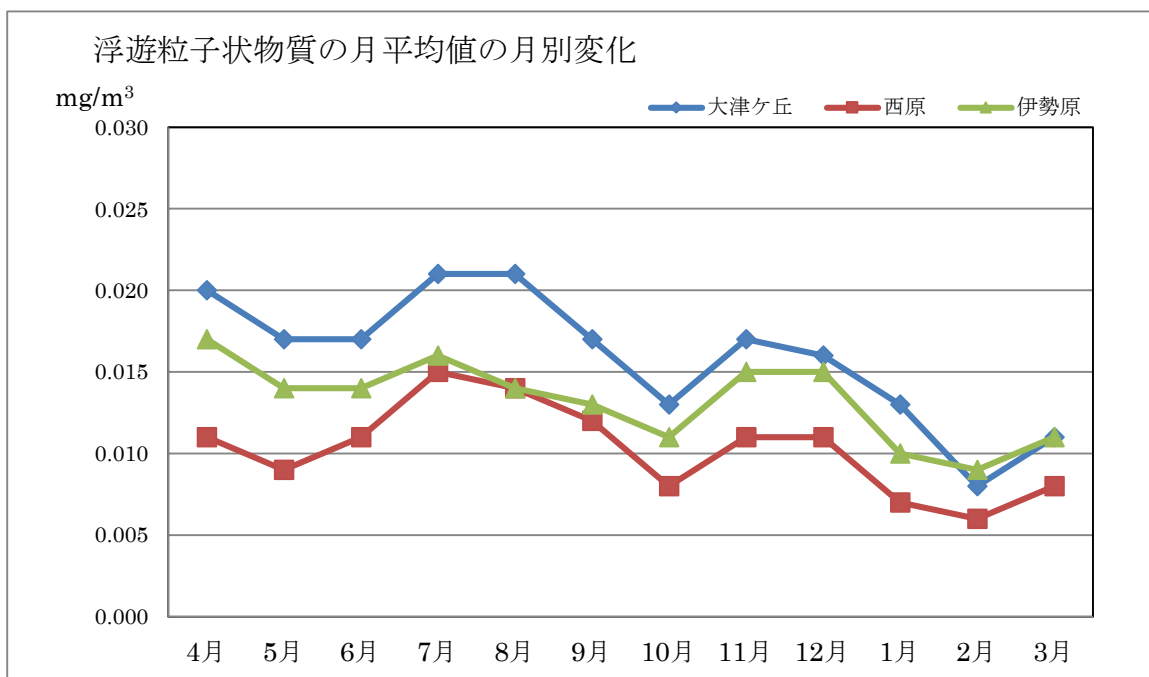


(2) 自動車排出ガス測定局

ア 浮遊粒子状物質（SPM）

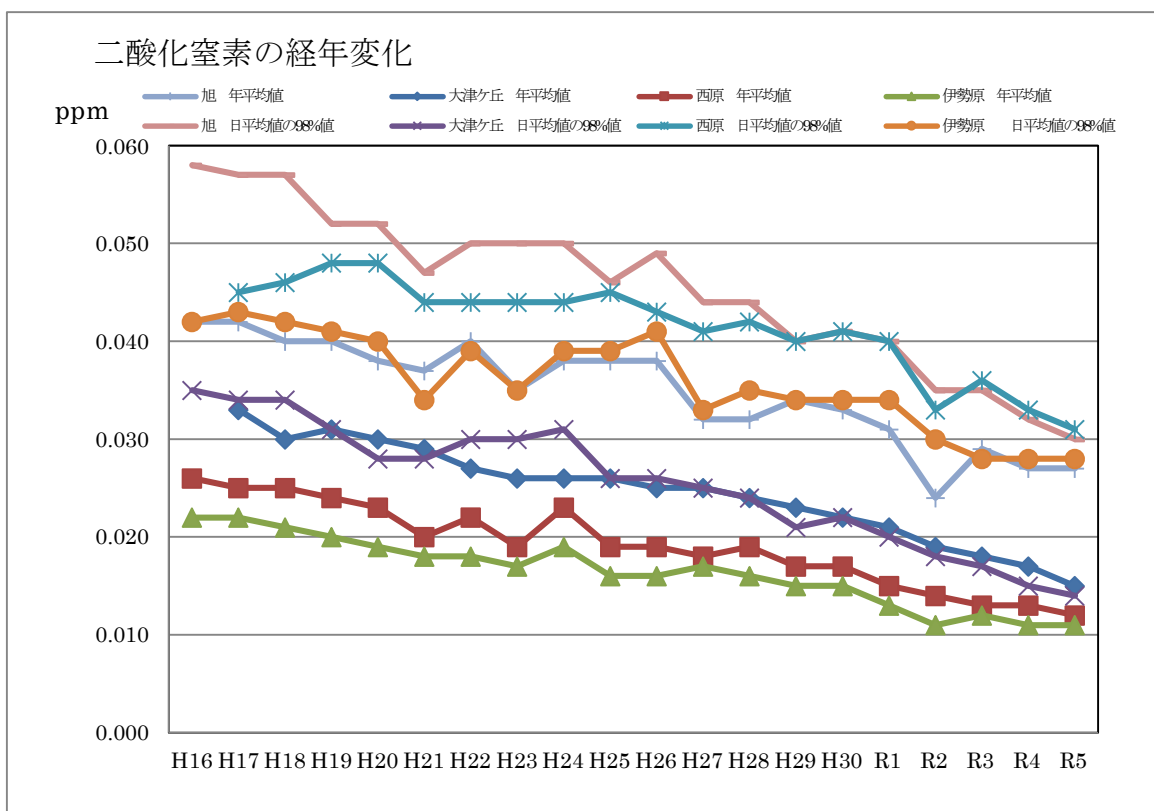
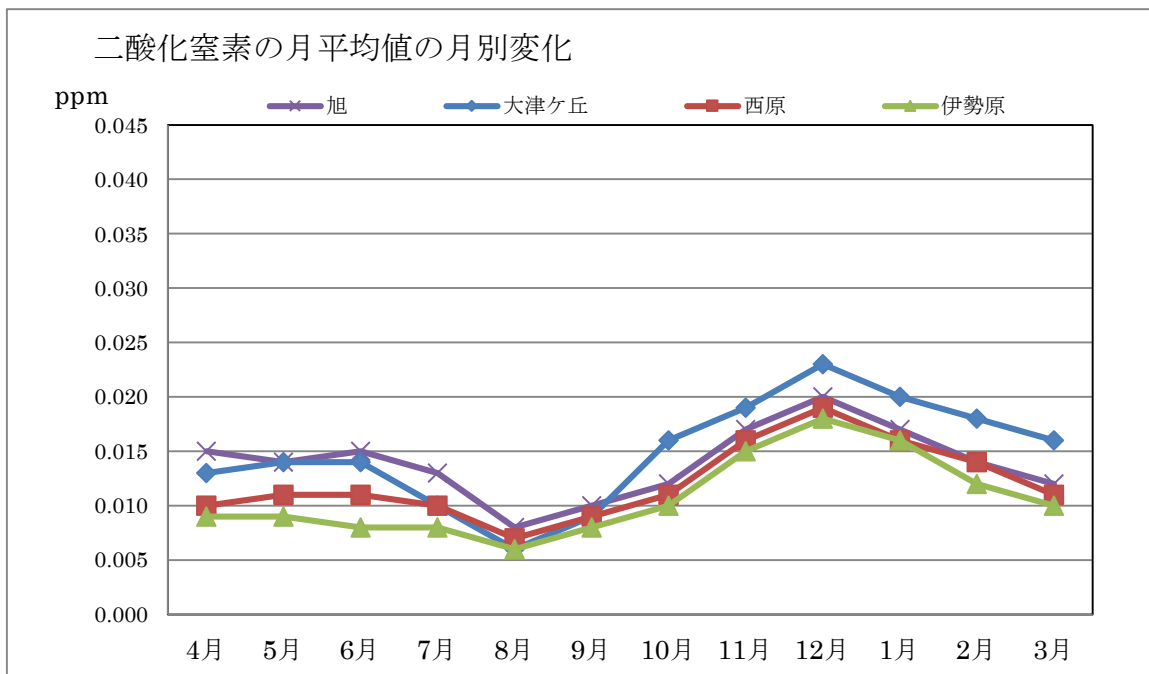
令和5年度の伊勢原測定局における年平均値は 0.013 mg/m^3 ，西原測定局における年平均値は 0.010 mg/m^3 ，大津ヶ丘測定局における年平均値は 0.016 mg/m^3 であり，ここ数年横ばいで推移しています。

国や千葉県などが粒子状物質を削減するために平成14年度から法律（ $\text{NO}_x \cdot \text{PM}$ 法）や条例（千葉県ディーゼル自動車条例）を定めてディーゼル自動車等の規制を実施しています。



イ 二酸化窒素（NO₂）

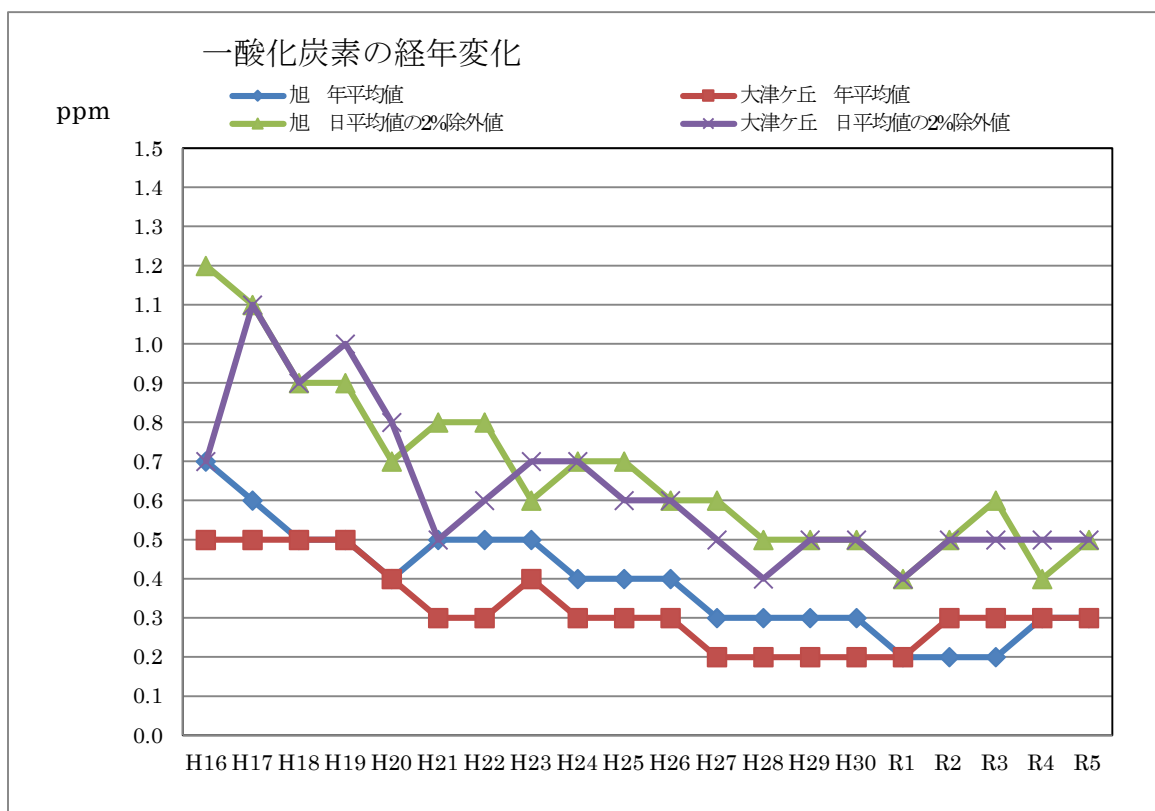
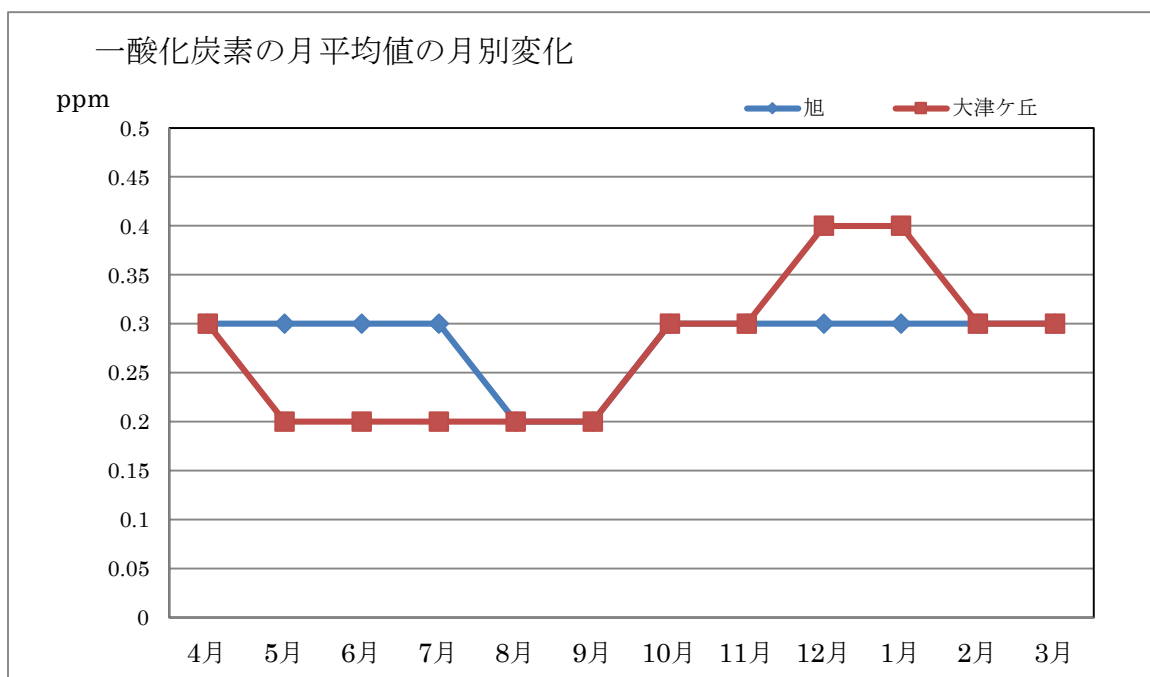
令和5年度の旭測定局における年平均値は0.014ppm、大津ヶ丘測定局における年平均値は0.015ppm、伊勢原測定局における年平均値は0.011ppm、西原測定局における年平均値は0.012ppmであり、ここ数年ほぼ横ばいで推移しています。



ウ 一酸化炭素（CO）

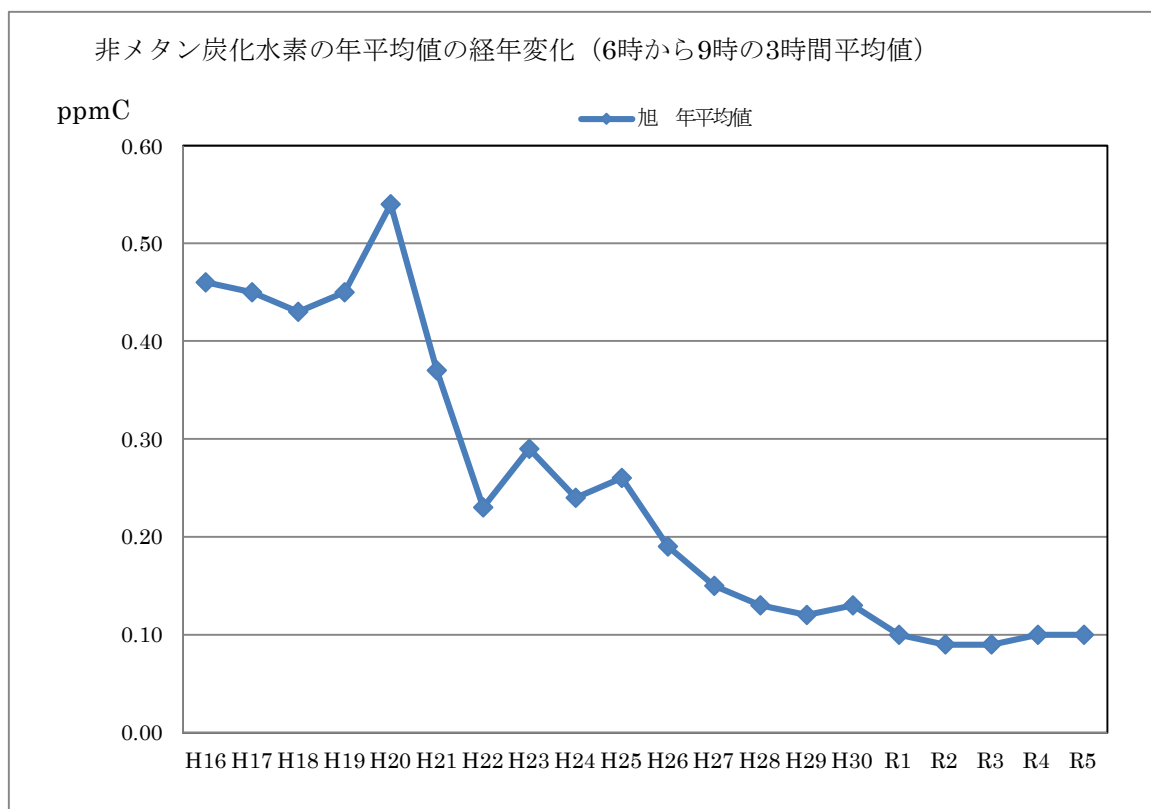
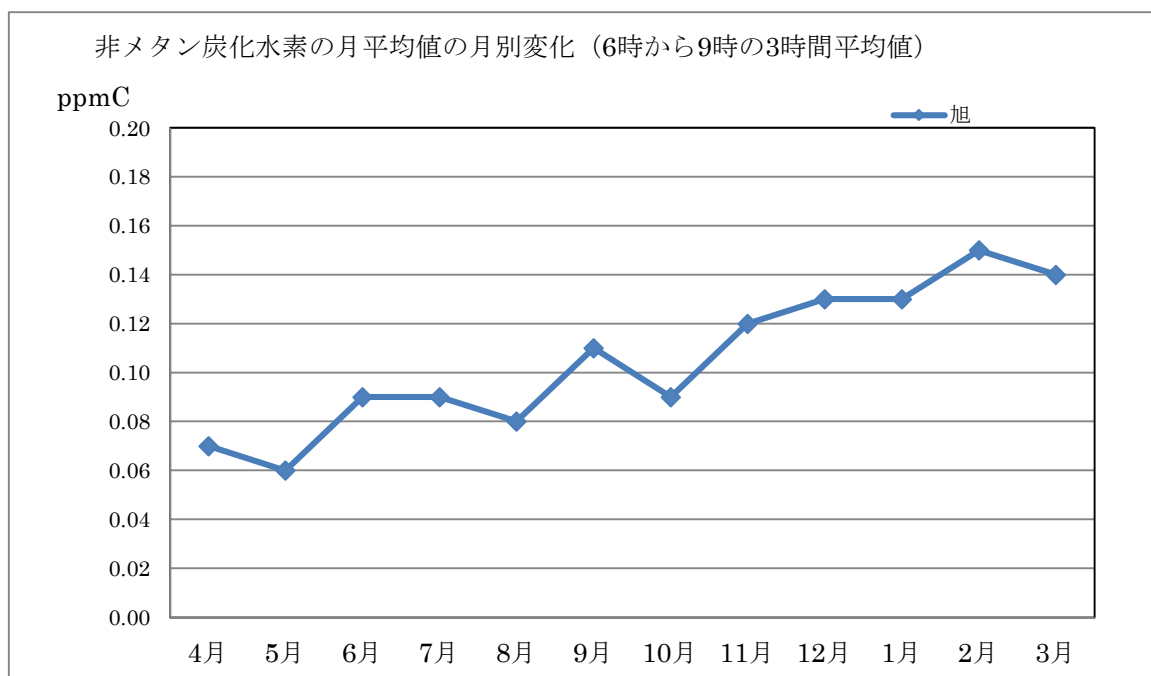
一酸化炭素は物の不完全燃焼に伴って発生し、その主な発生源は自動車等です。

令和5年度の旭測定局における年平均値は0.3 ppm、大津ヶ丘測定局における年平均値は0.3 ppmであり、ここ数年は概ね横ばいで推移しています。



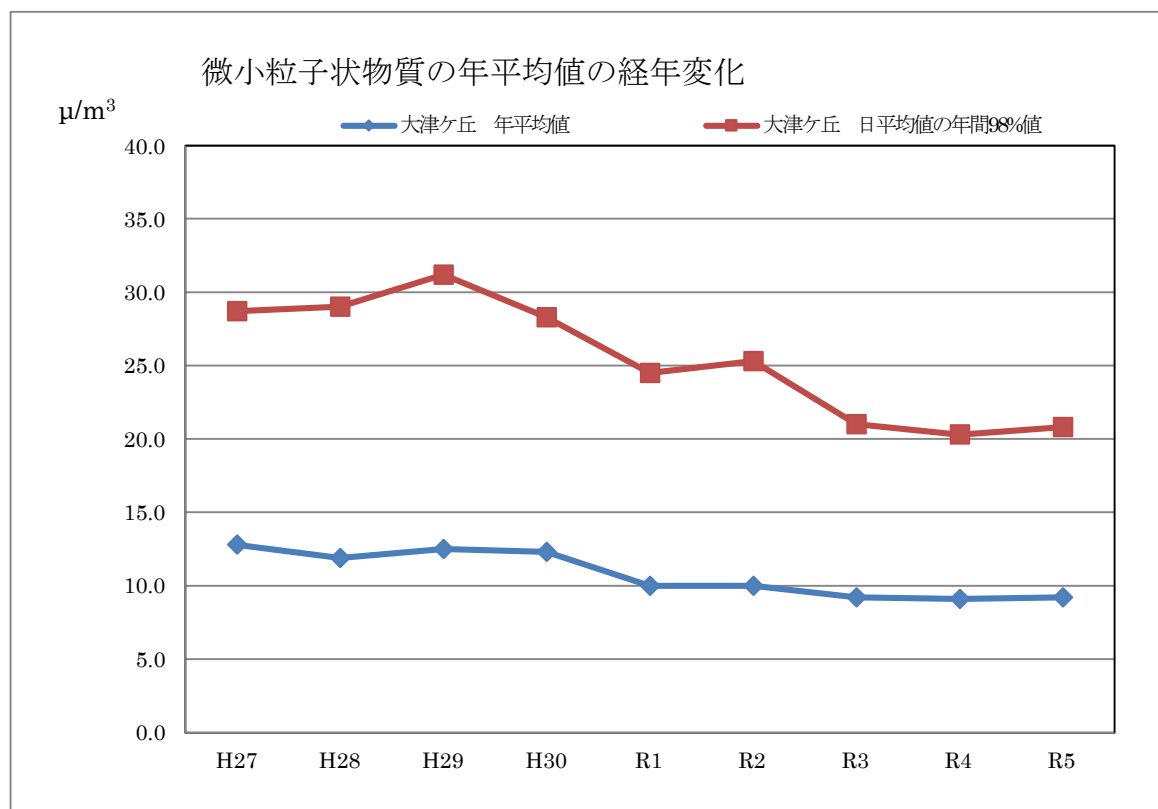
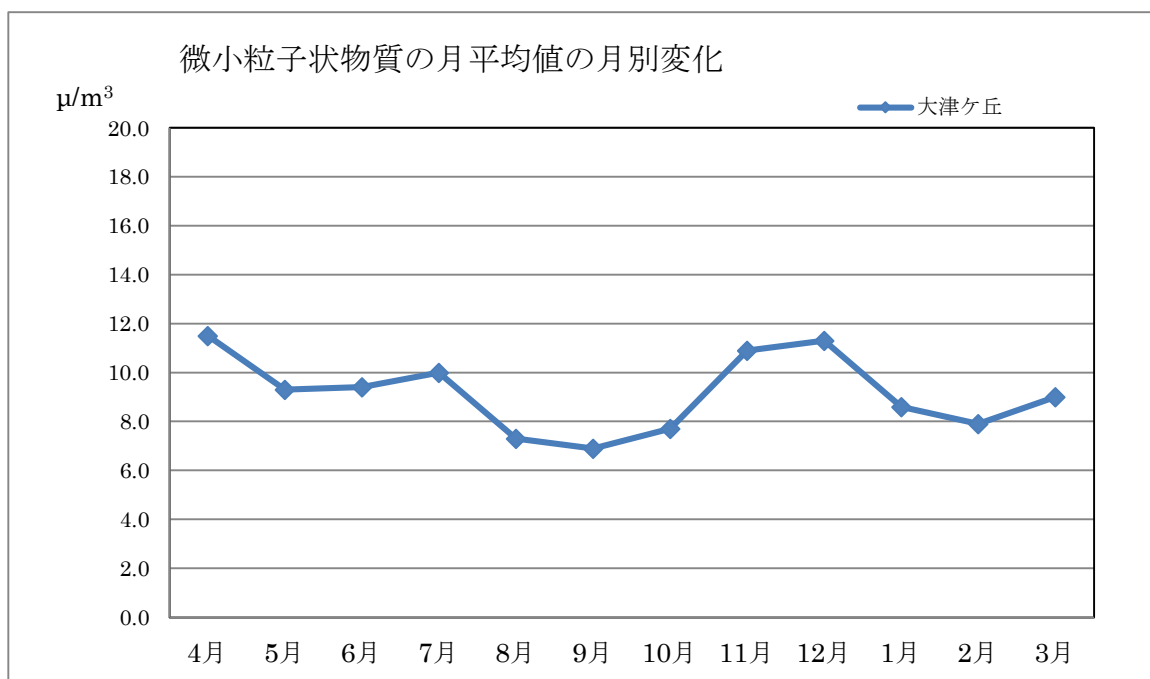
エ 非メタン炭化水素（NMHC）

令和5年度の旭測定局における年平均値は0.10 ppm（6～9時の3時間平均値）であり、ここ数年は概ね横ばいで推移しています。



オ 微小粒子状物質（PM2.5）

平成26年度12月から大津ヶ丘測定局においてPM2.5の常時監視を開始しました。
令和5年度の年平均値は9.2 $\mu\text{g}/\text{m}^3$ でした。



4 大気環境の状況（その他の監視結果）

(1) 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質は「継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質で大気汚染の原因となるもの」であり，令和５年度は環境基準が設定されている４物質と環境基準の定められていないベンゾ[a]ピレン等の物質について，一般環境の２地点（大室測定局及び永楽台測定局），道路沿道の２地点（旭測定局及び大津ヶ丘測定局），発生源周辺の１地点（柏市第二最終処分場）で年１２回調査を実施しました。

地点別調査項目

番号	物質名	一般環境		道路沿道		発生源周辺
		大室 測定局	永楽台 測定局	旭 測定局	大津ヶ丘 測定局	柏市第二 最終処分場
1	テトラクロロエチレン	○	○	○	○	○
2	トリクロロエチレン	○	○	○	○	○
3	ベンゼン	○	○	○	○	○
4	ジクロロメタン	○	○	○	○	○
5	１，３－ブタジエン	—	—	○	○	—
6	アセトアルデヒド	—	—	○	○	—
7	ホルムアルデヒド	—	—	○	○	○
8	ベンゾ[a]ピレン	—	—	○	○	—
9	ヒ素及びその化合物	—	—	○	○	—
10	アクリロニトリル	—	—	○	—	—
11	塩化ビニルモノマー	—	—	○	—	—
12	塩化メチル	—	—	○	—	—
13	クロム及びその化合物	—	—	○	—	—
14	クロロホルム	—	—	○	—	—
15	酸化エチレン	—	—	○	—	—
16	１，２－ジクロロエタン	—	—	○	—	—
17	水銀及びその化合物	—	—	○	—	—
18	トルエン	○	—	○	—	○
19	ニッケル化合物	—	—	○	—	—
20	ベリリウム及びその化合物	—	—	○	—	—
21	マンガン及びその化合物	—	—	○	—	—
22	エチルベンゼン	○	—	—	—	○
23	キシレン	○	—	—	—	○
合 計		7	4	21	9	8

試料採取方法・分析方法及び目標定量下限値

単位：μg/m³（ベンゾ[a]ピレンと重金属は ng/m³）

番号	物質名	試料採取方法・分析方法※	目標定量 下限値
1	テトラクロロエチレン	容器採取－ガスクロマトグラフ質量分析法	20
2	トリクロロエチレン		13
3	ベンゼン		0.3
4	ジクロロメタン		15
5	1, 3－ブタジエン		0.25
6	アクリロニトリル		0.2
7	塩化ビニルモノマー		1
8	塩化メチル		0.1
9	クロロホルム		1.8
10	1, 2－ジクロロエタン		0.16
11	トルエン		0.1
12	アセトアルデヒド	固相捕集－高速液体クロマトグラフ法	0.5
13	ホルムアルデヒド		0.08
14	ベンゾ[a]ピレン	フィルタ捕集－高速液体クロマトグラフ法	0.011
15	重金属 ひ素及びその化合物	フィルタ捕集－誘導結合プラズマ質量分析法 (ICP-MS)	0.6
16			0.025
17			2.5
18			0.4
19			15
20		金アマルガム捕集－加熱気化冷原子吸光法	4
21	酸化エチレン	固相捕集－溶媒抽出－ガスクロマトグラフ質量分析法	0.01
22	エチルベンゼン	容器採取－ガスクロマトグラフ質量分析法	0.1
23	キシレン		0.1

※ 試料採取方法・分析方法是環境省水・大気環境局大気環境課「有害大気汚染物質測定方法マニュアル」による。

有害大気汚染物質調査結果

ア 大室測定局（所在地：柏市大室 1 1 9 3 番地の 3）

地域分類：地域特設〔一般環境〕

単位：μg/m³ ※ベンゾ[a]ピレン、重金属はng/m³

物質名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値	最大値	最小値
ジクロロメタン	0.9	1.5	1.1	0.69	0.53	1.7	1.2	2.9	1.6	1.3	3.4	1.3	1.5	3.4	0.53
テトラクロロエチレン	<0.023	0.065	0.11	0.065	(0.046)	(0.034)	(0.032)	0.3	(0.057)	0.13	0.17	(0.048)	0.089	0.30	<0.023
トリクロロエチレン	0.33	0.35	0.40	0.10	0.23	0.25	0.40	0.22	0.12	1.7	0.97	0.15	0.43	1.7	0.10
ベンゼン	0.69	0.77	1.1	0.93	0.50	0.54	0.63	0.75	2.0	2.5	1.7	1.2	1.1	2.5	0.50
トルエン	7.3	5.3	12	18	4.2	7.4	6.4	5.8	5.0	17	21	8.4	9.8	21	4.2
エチルベンゼン	0.69	1.6	1.5	1.4	0.57	1.6	2.1	1.8	1.4	2.9	4.2	0.84	1.7	4.2	0.57
キシレン	0.78	1.9	1.7	1.9	0.64	1.4	2.0	2.0	1.5	3.8	5.0	1.0	2.0	5.0	0.64

※ 測定結果に “<” が付いている値は検出下限値以下であることを示す。

測定結果に “()” が付いている値は検出下限値以上、定量下限値未満の値であることを示す。

平均値の算出において、検出下限値以下のものは、検出下限値の1/2として算出している。

イ 永楽台測定局（所在地：柏市永楽台二丁目 8 番 1 号）

地域分類：地域特設〔一般環境〕

単位：μg/m³ ※ベンゾ[a]ピレン、重金属はng/m³

物質名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値	最大値	最小値
ジクロロメタン	0.83	1.0	1.1	2.5	0.5	0.36	1.6	3.1	1.9	1.3	7.5	1.1	1.9	7.5	0.36
テトラクロロエチレン	(0.030)	0.069	0.15	0.17	0.068	(0.049)	0.065	0.16	0.15	0.21	0.22	(0.034)	0.11	0.22	(0.030)
トリクロロエチレン	0.23	0.46	0.39	0.33	0.17	(0.012)	0.58	0.29	0.29	1.4	1.4	0.076	0.47	1.4	(0.012)
ベンゼン	0.6	0.67	0.75	1.0	0.74	0.31	0.78	0.87	2.7	2.9	2.3	0.83	1.2	2.9	0.31

※ 測定結果に “<” が付いている値は検出下限値以下であることを示す。

測定結果に “()” が付いている値は検出下限値以上、定量下限値未満の値であることを示す。

平均値の算出において、検出下限値以下のものは、検出下限値の1/2として算出している。

有害大気汚染物質調査結果

ウ 旭測定局（所在地：柏市旭町三丁目 8 3 1-3 5）

地域分類：全国標準〔道路沿道〕

単位：μg/m³ ※ベンゾ[a]ピレン，重金属はng/m³

物質名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値	最大値	最小値
ジクロロメタン	1.2	1.0	0.79	1.5	0.34	0.40	1.6	1.4	1.2	1.3	5.7	1.1	1.4	5.7	0.34
テトラクロロエチレン	0.11	0.070	0.10	0.18	(0.045)	(0.032)	(0.045)	0.34	0.068	0.12	0.23	(0.032)	0.11	0.34	(0.032)
トリクロロエチレン	0.39	0.38	0.30	0.39	0.14	0.033	0.56	0.25	0.16	1.5	1.6	0.10	0.49	1.6	0.033
ベンゼン	1.4	0.75	0.72	1.4	0.52	0.42	1.0	1.1	2.2	2.1	2.3	1.0	1.2	2.3	0.42
1,3-ブタジエン	0.092	0.058	0.072	0.21	0.053	0.035	0.043	0.084	0.085	0.15	0.26	0.036	0.098	0.26	0.035
ベンゾ[a]ピレン	0.017	0.057	0.12	0.086	0.045	0.0044	0.027	0.18	0.038	0.16	0.22	0.020	0.080	0.22	0.0044
ホルムアルデヒド	1.7	4.5	2.8	6.9	4.5	3.5	2.8	1.4	3.6	3.3	4.6	2.7	3.5	6.9	1.4
アセトアルデヒド	1.6	5.0	3.6	5.4	3.2	1.9	2.4	1.5	3.8	4.3	5.9	3.3	3.5	5.9	1.5
ヒ素及びその他の化合物	1.3	1.5	1.5	0.97	0.34	0.88	0.77	0.71	2.2	0.97	1.6	1.0	1.2	1.6	0.34
アクリロニトリル	0.280	(0.019)	0.11	0.54	(0.039)	<0.015	(0.027)	0.040	(0.063)	(0.021)	0.14	(0.029)	0.11	0.54	<0.015
塩化ビニルモノマー	0.051	(0.014)	0.070	(0.016)	<0.0073	<0.011	<0.011	<0.0088	(0.016)	<0.010	(0.023)	(0.014)	0.019	0.070	<0.0073
塩化メチル	1.8	1.0	1.1	1.9	0.83	1.0	1.3	1.4	2.2	0.41	1.8	1.4	1.3	1.9	0.41
クロム及びその化合物	3.9	4.2	10	4.3	3.5	1.3	1.9	4.1	2.5	6.9	9.0	2.3	4.5	10.0	1.3
クロロホルム	0.20	0.19	0.20	0.25	0.078	0.12	0.17	0.23	0.28	0.27	0.49	0.21	0.22	0.49	0.078
酸化エチレン	0.083	0.12	0.098	0.11	0.043	0.062	0.060	0.055	0.043	0.052	0.16	0.046	0.078	0.16	0.043
1,2-ジクロロエタン	0.30	0.16	0.14	0.16	0.034	0.077	0.080	0.10	0.29	0.080	0.15	0.25	0.15	0.30	0.034
水銀及びその化合物	2.6	1.4	2.1	1.9	1.3	3.8	1.8	2.1	1.7	2.2	2.2	1.8	2.1	3.8	1.3
トルエン	15	8.4	3.7	1.9	1.6	3.0	10	8.2	6.8	17	32	4.7	11	32	1.6
ニッケル化合物	2.3	2.6	5.0	2.9	2.7	1.0	1.1	2.0	1.9	2.8	5.3	1.7	2.6	5.3	1.0
ベリリウム及びその化合物	0.059	0.032	0.023	0.019	0.020	0.0086	0.0076	0.012	0.022	0.025	0.036	0.015	0.023	0.059	0.012
マンガン及びその化合物	35	28	23	23	22	10	18	22	17	40	56	13	26	56	9.8

※ 測定結果に “<” が付いている値は検出下限値以下であることを示す。

測定結果に “()” が付いている値は検出下限値以上，定量下限値未満の値であることを示す。

平均値の算出において，検出下限値以下のものは，検出下限値の1/2として算出している。

有害大気汚染物質調査結果

エ 大津ケ丘測定局（所在地：柏市大津ケ丘二丁目１）

地域分類：地域特設〔道路沿道〕

単位：μg/m³ ※ベンゾ[a]ピレン、重金属はng/m³

物質名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値	最大値	最小値
ジクロロメタン	1.0	1.3	1.1	1.5	0.53	0.39	1.9	6.4	1.9	1.5	7.7	1.1	2.2	7.7	0.39
テトラクロロエチレン	<0.023	0.080	0.072	0.150	(0.031)	(0.042)	(0.050)	0.72	0.21	0.15	0.20	(0.033)	0.15	0.72	<0.023
トリクロロエチレン	0.29	0.40	0.24	0.28	0.15	(0.014)	0.67	0.29	0.33	1.8	1.2	0.10	0.48	1.80	(0.014)
ベンゼン	0.60	0.69	0.60	0.95	1.1	0.41	0.78	1.2	3.3	2.6	2.4	1.1	1.3	3.3	0.41
1,3-ブタジエン	0.070	0.068	0.039	0.11	0.084	0.039	0.050	0.088	0.17	0.26	0.26	0.046	0.110	0.26	0.039
ベンゾ[a]ピレン	0.024	0.050	0.085	0.10	0.092	0.0033	0.11	0.34	0.062	0.14	0.21	0.037	0.10	0.34	0.0033
ホルムアルデヒド	2.0	2.2	2.1	3.7	2.6	1.1	2.3	1.7	1.1	2.6	3.3	1.0	2.1	3.7	1.0
アセトアルデヒド	1.6	1.7	2.3	2.4	1.4	0.51	2.0	1.7	1.3	4.5	4.8	1.1	2.1	4.8	0.51
ヒ素及びその他の化合物	1.0	1.3	1.3	1.0	0.33	0.70	0.59	0.41	1.6	0.66	1.1	1.0	0.92	1.3	0.33

※ 測定結果に “<” が付いている値は検出下限値以下であることを示す。

測定結果に “()” が付いている値は検出下限値以上、定量下限値未満の値であることを示す。

平均値の算出において、検出下限値以下のものは、検出下限値の1/2として算出している。

オ 柏市第二最終処分場（所在地：柏市若白毛 7 5 7）

地域分類：地域特設〔発生源周辺〕

単位：μg/m³ ※ベンゾ[a]ピレン、重金属はng/m³

物質名	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	平均値	最大値	最小値
ジクロロメタン	2.7	1.4	1.4	1.5	0.48	0.79	1.9	16	1.0	1.1	9.9	1.0	3.3	16	0.48
テトラクロロエチレン	0.080	0.12	0.11	0.16	(0.033)	(0.072)	(0.048)	1.9	(0.055)	0.12	0.21	(0.038)	0.240	1.90	(0.033)
トリクロロエチレン	0.39	0.31	0.22	1.0	0.10	0.23	0.58	0.45	0.069	1.4	1.1	0.12	0.50	1.4	0.069
ベンゼン	0.79	0.84	0.84	0.74	1.5	0.75	0.78	1.4	2.0	2.2	2.8	1.3	1.3	2.8	0.74
ホルムアルデヒド	1.6	1.9	2.7	2.2	2.8	4.6	2.3	1.5	1.0	1.8	1.5	0.87	2.1	4.6	0.87
トルエン	5.2	7.1	4.4	5.7	1.6	4.4	8.2	11	6.9	12	22	7.7	8.0	22	1.6
エチルベンゼン	0.82	2.0	1.3	1.5	0.73	0.74	2.1	2.8	0.86	2.6	6.0	0.61	1.8	6.0	0.61
キシレン	0.88	2.2	1.2	1.7	0.69	1.2	2.1	3.3	0.94	3.3	7.6	0.82	2.2	7.6	0.69

※ 測定結果に “<” が付いている値は検出下限値以下であることを示す。

測定結果に “()” が付いている値は検出下限値以上、定量下限値未満の値であることを示す。

平均値の算出において、検出下限値以下のものは、検出下限値の1/2として算出している。

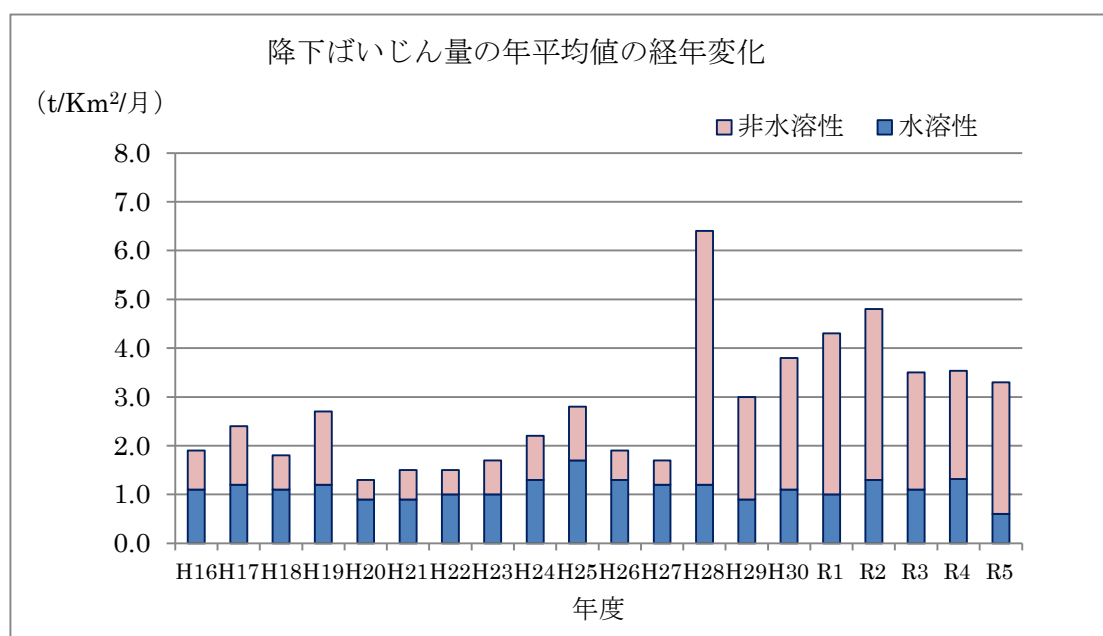
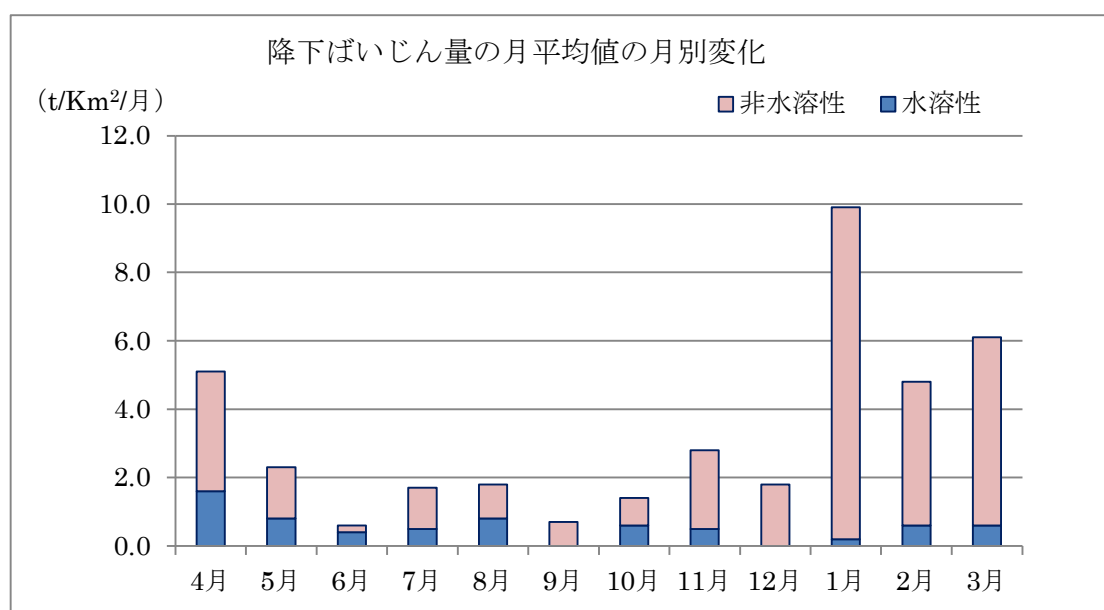
(2) 粒子状物質等

大気中の粒子状物質は、降下ばいじんと浮遊粉じんに大別され、さらに浮遊粉じんは環境基準の設定されている粒径 $10\mu\text{m}$ 以下の浮遊粒子状物質とそれ以外に区別されます。

本市では、降下ばいじん及び浮遊粉じんを1箇所測定していますが、平成28年度に測定局を柏（まちづくり公社）から大室（田中小）へ移設しました。

ア 降下ばいじん

降下ばいじんは、粒子状物質のうち比較的粒径が大きく沈降しやすい物質であり、本市では、これらの物質をダストジャー法を用いて測定しています。測定結果の経年変化は測定局を移設した平成28年度以降も、ほぼ横ばいで推移しています。



降下ばいじん量測定結果※

(注) 降下ばいじん検出下限値：0.1t/km²/月

項目 月	ばいじん総量 (t/km ² /月)	ばいじん		留水量(ml)	水素イオン 濃度
		非水溶性 ばいじん (t/km ² /月)	水溶性ばいじん (t/km ² /月)		
R5. 4	5.1	3.5	1.6	380	6.1
R5. 5	2.3	1.5	0.8	1940	6.6
R5. 6	0.6	0.2	0.4	1570	5.9
R5. 7	1.7	1.2	0.5	5	5.9
R5. 8	1.8	1.0	0.8	60	6.0
R5. 9	0.7	0.7	<0.1	1460	6.2
R5. 10	1.4	0.8	0.6	710	6.4
R5. 11	2.8	2.3	0.5	250	6.4
R5. 12	1.8	1.8	<0.1	40	6.2
R6. 1	9.9	9.7	0.2	300	6.8
R6. 2	4.8	4.2	0.6	620	6.4
R6. 3	6.1	5.5	0.6	560	6.4
平均値	3.3	2.7	0.6	658	6.3
最大値	9.9	9.7	1.6	1940	6.3
最小値	0.6	0.2	0.2	5	5.9

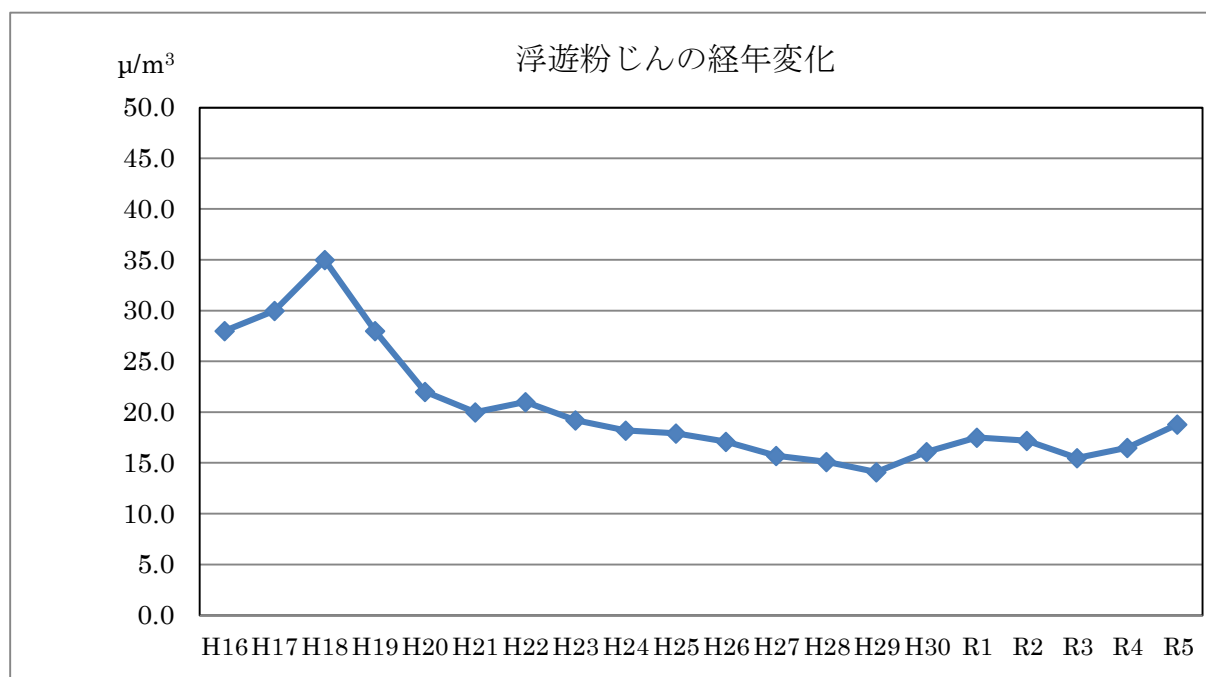
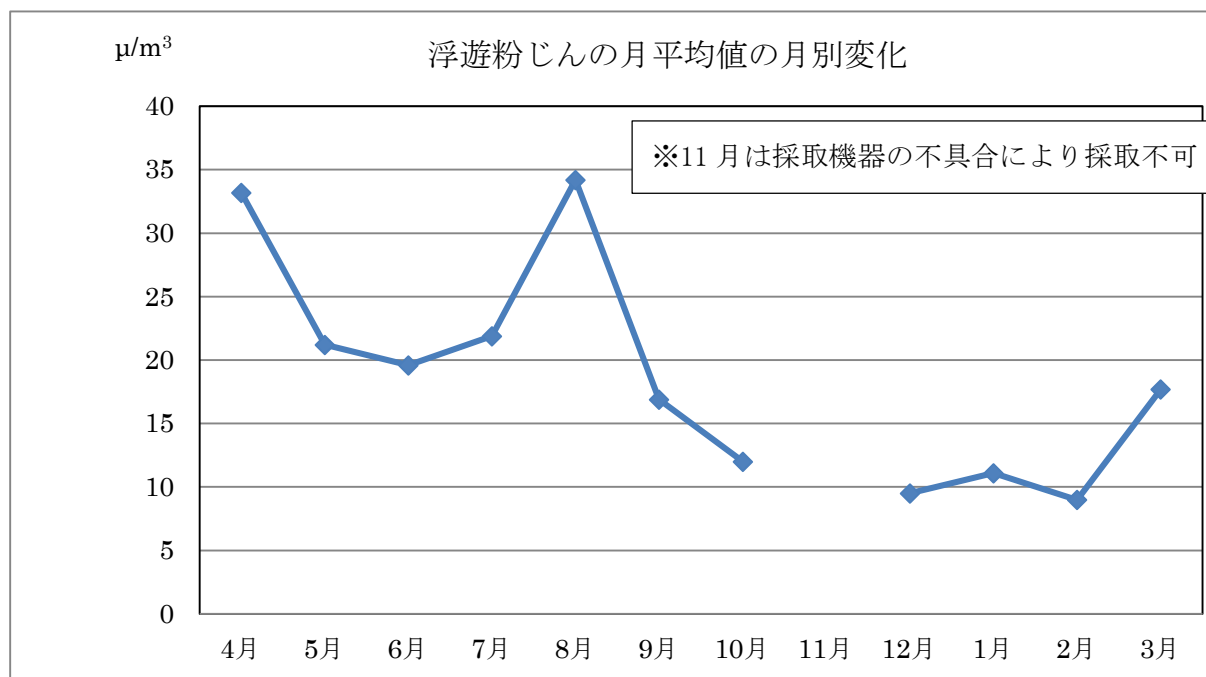
※測定結果に “<” が付いている値は検出下限値未満であることを示す。

イ 浮遊粉じん

浮遊粉じんのうち粒径が $10\mu\text{m}$ 以下の浮遊粒子状物質は、大気中における沈降速度が小さく滞留時間が長いと、人体の呼吸器系に影響を及ぼすとされています。

本市では、ローボリウムエアサンプラー法を用いて測定しており、測定結果の経年変化はほぼ横ばいで推移しています。

また、浮遊粒子状物質中の金属成分も併せて測定しました。測定結果は鉄、アルミニウムは各年毎の変動が大きいです、他の成分はほぼ横ばいで推移しています。



浮遊粉じん量測定結果 (注) 浮遊粉じん検出下限値：0.5 $\mu\text{g}/\text{m}^3$

月 \ 項目	10 μm 以下 ($\mu\text{g}/\text{m}^3$)
R5. 4	33.2
R5. 5	21.2
R5. 6	19.6
R5. 7	21.9
R5. 8	34.2
R5. 9	16.9
R5. 10	12.0
R5. 11	採取機器の不具合により採取不可
R5. 12	9.5
R6. 1	11.1
R6. 2	9.0
R6. 3	17.7
平均値	18.8
最大値	34.2
最小値	9.0

浮遊粉じん中の金属類測定結果※

単位： $\mu\text{g}/\text{m}^3$

月 \ 項目	鉄 (Fe)	マンガン (Mn)	亜鉛 (Zn)	ニッケル (Ni)	鉛 (Pb)	バジウム (V)	銅 (Cu)	全クロム (Cr)	カドミウム (Cd)	アルミニウム (Al)
R5. 4	0.38	0.028	0.51	<0.003	0.008	<0.003	0.009	0.003	<0.001	0.66
R5. 5	0.26	0.014	0.045	<0.003	0.007	<0.003	0.008	0.002	<0.001	0.34
R5. 6	0.34	0.010	0.046	<0.003	0.009	<0.003	0.006	0.002	<0.001	0.11
R5. 7	0.51	0.015	0.060	0.003	0.008	<0.003	0.008	0.001	<0.001	0.30
R5. 8	0.38	0.013	0.042	0.007	0.009	<0.003	0.007	0.002	<0.001	0.16
R5. 9	0.02	0.010	0.030	<0.003	0.007	<0.003	<0.003	0.002	<0.001	0.09
R5. 10	0.22	0.008	0.043	<0.003	0.006	<0.003	0.007	<0.001	<0.001	0.12
R5. 11	採取機器の不具合により採取不可									
R5. 12	0.26	0.01	0.047	<0.003	0.006	<0.003	0.008	0.001	<0.001	0.13
R6. 1	0.45	0.01	0.034	<0.003	0.006	<0.003	0.008	0.002	<0.001	0.35
R6. 2	0.22	0.007	0.033	<0.003	<0.005	<0.003	0.005	0.001	<0.001	0.11
R6. 3	0.28	0.009	0.049	0.005	0.005	<0.003	0.023	0.001	<0.001	0.21
平均値	0.30	0.012	0.085	0.0050	0.0071	<0.003	0.0089	0.0017	<0.001	0.23
最大値	0.51	0.028	0.51	0.007	0.009	0.0000	0.023	0.003	0.0000	0.66
最小値	0.020	0.007	0.030	0.003	0.005	0.0000	0.005	0.001	0.0000	0.090
定量下限値	0.01	0.003	0.003	0.003	0.005	0.003	0.003	0.001	0.001	0.01

※測定結果に “<” が付いている値は検出下限値未満であることを示す。

(3) アスベスト

アスベストは、石綿とも呼ばれる天然の鉱物繊維です。耐熱性、耐薬品性等があり、建築物の屋根材や耐火材、配管などの建築資材などに多く用いられております。

アスベストは、その繊維が極めて細いため、大気中に飛散し、それを吸い込む事が大きな問題となっています。

本市では、市内において定期的に大気中のアスベストのモニタリング調査を実施しています。一般大気環境に係るアスベストの環境基準は定められておりませんが、千葉県のデータや経年変化などから、特に高い濃度は見られず横ばい傾向です。

ア 令和5年度大気中アスベスト濃度モニタリング調査結果 単位：本/L^{※1}

No.	調査地点	区分	調査結果			平均値 ^{※2}
			R5. 12. 19	R5. 12. 20	R5. 12. 21	
1	大室地区	一般環境	<0.056	<0.056	<0.056	<0.056
2	高田地区	一般環境	<0.056	<0.056	<0.056	<0.056
3	旭町地区	道路沿道	<0.056	<0.056	<0.056	<0.056
4	永楽台地区	一般環境	<0.056	0.056	<0.056	0.056
5	増尾地区	処分場等周辺	0.51	0.45	0.51	0.48
6	塚崎地区	一般環境	<0.056	<0.056	0.28	0.095
7	藤ヶ谷地区	一般環境	<0.056	0.11	<0.056	0.070
8	柏地区	一般環境	<0.056	<0.11	<0.056	0.070

※1：定量下限値 0.056(本/L)

※2：平均値は幾何平均

イ 経年変化（平成30年度～令和5年度）

No.	調査地点	調査結果					
		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
1	大室地区	0.087	0.26	0.081	0.10	0.056	<0.056
2	高田地区	0.056	0.12	0.056	0.070	<0.056	<0.056
3	旭町地区	0.10	0.056	0.070	0.087	0.056	<0.056
4	永楽台地区	0.056	0.070	0.087	0.087	<0.056	0.056
5	増尾地区	0.12	0.26	0.23	0.36	0.23	0.48
6	塚崎地区	0.087	0.088	0.070	0.081	0.070	0.095
7	藤ヶ谷地区	0.056	0.18	0.087	0.13	0.056	0.070
8	柏地区	0.056	0.087	0.056	0.070	<0.056	0.070

第3節 大気汚染の対策

1 発生源の状況

市内の大気汚染防止法による届出事業所は延べ158事業所です。そのうち130事業所（82％）が事業場（ビル，事務所）であり，残りの28事業所（18％）が工場です。施設数は，事業場が232基で67％，工場が115基で33％を占めています。施設の種類のばい煙発生施設では，熱源としてのボイラーの設置基数が最も多く，全体の40％を占めています。

大気汚染防止法に基づくばい煙発生施設等の届出状況

区分	施設の番号・種類	工場	事業場	総数
ばい煙発生施設	1・ボイラー	63（69）	77（79）	140（148）
	6・金属製品の熱処理用加熱炉	2（2）	0（0）	2（2）
	9・窯業製品の熔融炉	5（5）	0（0）	5（5）
	11・乾燥炉	7（7）	0（0）	7（7）
	13・廃棄物焼却炉	1（1）	9（9）	10（10）
	24・鉛管等製造の溶解炉	6（6）	0（0）	6（6）
	29・ガスタービン	1（1）	21（17）	22（18）
	30・ディーゼル機関	5（4）	103（101）	108（105）
	31・ガス機関	3（5）	5（5）	8（10）
VOC排出施設	2・塗装施設	0（0）	0（0）	0（0）
	3・塗装に供する乾燥施設	0（0）	1（1）	1（1）
	4・包装材料等の接着用乾燥施設	3（3）	0（0）	3（3）
一般粉じん発生施設	2・堆積場	2（2）	7（7）	9（9）
	3・ベルトコンベア	16（15）	0（0）	16（15）
水銀排出施設	8・廃棄物焼却炉	1（1）	9（9）	10（10）
合 計		115（121）	232（228）	347（349）

（注）令和6年3月31日現在，（ ）内は令和5年3月31日現在

2 発生源の規制

（1）大気汚染防止法に基づく立入検査

ア ばい煙発生施設，一般粉じん発生施設，揮発性有機化合物（VOC）排出施設及び水銀排出施設について令和5年度は，11事業場及び20工場，計31事業所について大気汚染防止法に基づく立入検査を実施し，その内6事業所のばい煙等の測定を実施しました。

年度別立入検査結果

年度	ばい煙等発生事業所（施設）		立入検査事業所数		
	事業所	施設		ばい煙等測定	違反
令和 元	1 5 9 (3 2)	3 9 1 (1 3 8)	1 8 (1 2)	7 (4)	0 (0)
令和 2	1 5 8 (3 1)	3 8 4 (1 3 2)	2 2 (5)	6 (3)	0 (0)
令和 3	1 6 4 (3 1)	3 8 7 (1 3 1)	1 7 (7)	6 (1)	0 (0)
令和 4	1 5 7 (2 9)	3 4 9 (1 2 1)	2 2 (1 7)	6 (3)	0 (0)
令和 5	1 5 8 (2 8)	3 4 7 (1 1 5)	3 1 (2 0)	6 (4)	0 (0)

注) () 内は事業所におけるのべ工場数及び工場に設置されているのべ施設数（内数）

イ 特定粉じん排出等作業について

令和5年度は7件の特定粉じん（アスベスト）排出等作業の実施の届出があり、大気汚染防止法に基づく立入検査を実施し、作業基準の遵守状況を確認しました。

年度	特定粉じん排出等作業 届出（立入・指導等実施）	規制対象外の作業等の 現地確認・指導等の件数
令和 元 年度	1 3 (1 9)	6 4
令和 2 年度	1 2 (1 6)	2
令和 3 年度	5 (5)	1 0
令和 4 年度	7 (7)	1 4
令和 5 年度	7 (6)	1 8

(2) ダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査

令和5年度は、大気基準適用施設10施設（すべて廃棄物焼却施設）についてダイオキシン類対策特別措置法に基づく立入検査を実施し、その内2施設のダイオキシン類の測定を実施しました。その結果、すべての施設が排出基準に適合していました。

3 緊急時の対策

大気汚染の状況が急激に悪化し、人の健康や生活環境に被害が生ずる恐れのある場合の対策として、大気汚染防止法第23条に基づき「千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱」オキシダントの部（昭和46年6月1日）が定められています。

緊急時には注意報等を発令して一般市民に周知するとともに、協力工場等にはばい煙排出量の削減措置の要請をするなどの措置を講じています。

光化学オキシダント（光化学スモッグ）

千葉県では、千葉県大気汚染緊急時対策実施要綱により、県内対象地域を13地域に区分して、下表の基準をもとに、千葉県が光化学スモッグの注意報等を発令します。

本市は、松戸市、流山市とともに、東葛地域に区分されています。

光化学スモッグ発令基準

種 類	発 令 基 準
予 報	気象条件並びに各種汚染濃度を検討し、オキシダントによる大気汚染の状況が悪化するおそれがあると判断されるとき、当日の11時までに発令する。
注 意 報	測定局におけるオキシダント濃度が0.12ppm以上である状態になり、かつ気象条件からみてこの状態が継続すると判断されるとき発令する。
警 報	測定局におけるオキシダント濃度が0.24ppm以上である状態になり、かつ気象条件からみてこの状態が継続すると判断されるとき発令する。
重大緊急報	測定局におけるオキシダント濃度が0.40ppm以上である状態になり、かつ気象条件からみてこの状態が継続すると判断されるとき発令する。

光化学スモッグが発令されやすい気象条件として、以下のこと等が挙げられます。

- ・気温が高い（20℃以上）
- ・風が弱い（3m／秒以下）
- ・視程（視界）が悪い（4km以下）
- ・日差しが強い

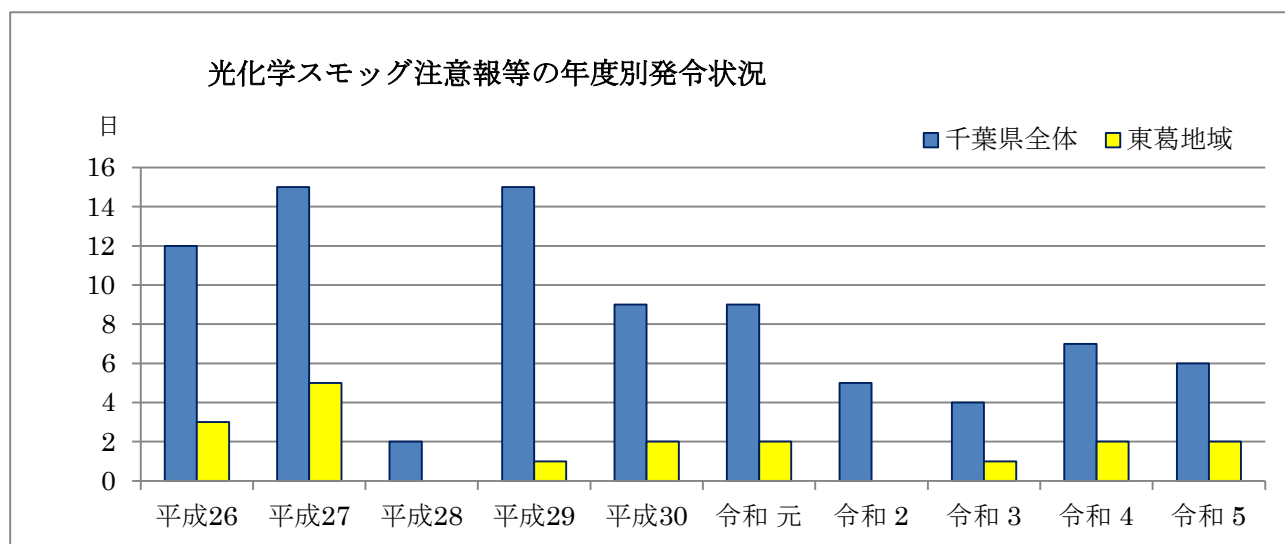
市民への周知は、千葉県から注意報等の発令を受け、防災行政無線、市ホームページ及びメール配信を利用して広報するとともに、ファクシミリによる教育機関等への連絡及び公共施設等での発令表示板の掲示を行い、被害の未然防止に努めています。

令和5年度は2回注意報等を発令しました。

光化学スモッグ注意報等の年度別発令状況

(単位：日)

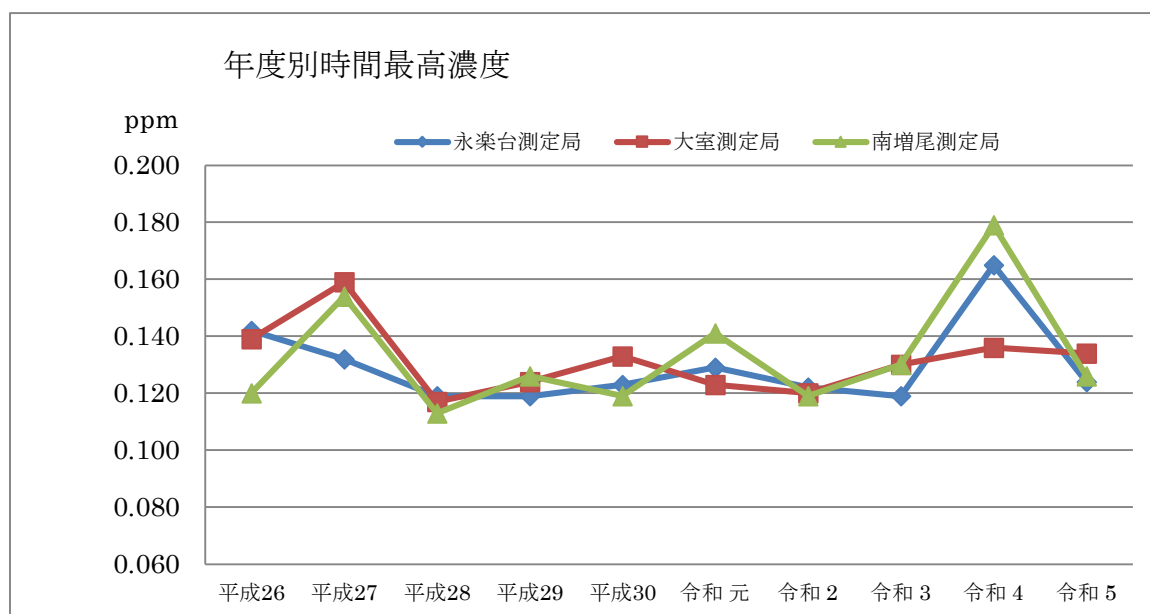
地域 \ 年度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
東葛地域	3	5	0	1	2	2	0	1	2	2
千葉県全体	12	15	2	15	9	9	5	4	7	6



年度別時間最高濃度（4月～10月）

(単位：ppm)

地域 \ 年度	平成26	平成27	平成28	平成29	平成30	令和 元	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5
永楽台測定局	0.142	0.132	0.119	0.119	0.123	0.129	0.122	0.119	0.165	0.124
大室測定局	0.139	0.159	0.117	0.124	0.133	0.123	0.120	0.130	0.136	0.134
南増尾測定局	0.120	0.154	0.113	0.126	0.119	0.141	0.119	0.130	0.179	0.126



4 健康被害対策

光化学スモッグによる健康被害の症状として、以下のものがあります。

ア 目のチカチカ

イ 息苦しさ

ウ のどの痛み

エ 頭痛

令和5年度、本市では健康被害の届出はありませんでした。

光化学スモッグによる健康被害届出者数の推移

(単位：人)

年度 地域	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
東葛地域	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
千葉県全体	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0

5 窒素酸化物対策

光化学スモッグや酸性雨等の発生原因物質である窒素酸化物の主な発生源は、工場や自動車等が挙げられますが、大都市地域における窒素酸化物汚染は、自動車交通量の著しい増加により道路沿道を中心に厳しい状況にあります。

自動車排出ガスの規制は、昭和48年から始まり、逐次規制が強化されましたが、車の増加が著しいため、窒素酸化物汚染は大きな改善が図られませんでした。

このため平成4年6月に「自動車から排出される窒素酸化物の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車NO_x法）が公布されました。

本市は、同法に基づく特定地域となっており、平成5年12月から、本市を含む特定地域内においては、トラック・バス等の車種規制が開始され、基準を満たさない車両は、車種ごとに定められた猶予期間後に使用できなくなりました。

さらに、平成13年6月には、自動車NO_x法を改正して新たな車種規制等を規定した「自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法」（自動車NO_x・PM法）が公布されました。

主な改正点は、①粒子状物質の対象物質への追加、②対象地域の拡大、③車種規制の強化、④事業場に対する措置の強化等であり、平成14年5月から施行されています。

また、千葉県では、昭和63年より二酸化窒素濃度が高くなる冬期に、対象地域内市町と共同で、工場等に対し窒素酸化物の排出量抑制を図る等「大気汚染防止のための冬期対策」を実施しており、令和4年度も令和4年11月から令和5年1月にかけて自動車の使用抑制対策等を実施しました。

これらの対策の結果、各測定局における窒素酸化物濃度の年平均値は、毎年少しずつですが低下しています。

6 粒子状物質対策

粒子状物質の削減対策については、自動車NO_x・PM法その他、平成14年3月に公布された「千葉県ディーゼル自動車から排出される粒子状物質の排出抑制に関する条例」（千葉県ディーゼル自動車規制条例）があります。

主な規制内容は、条例で定めた粒子状物質排出基準を満たさないディーゼル自動車の県内の運行禁止や粒子状物質を増大させるような不適正な燃料の規制等です。さらに千葉県では、千葉県環境保全条例を改正し、千葉県内で自動車を30台以上使用している事業者に自動車環境管理計画書等の提出を義務付け、自動車の適正管理と低公害車導入を推進しています。

第3章 水質汚濁

第1節 概況

水質汚濁とは、私たちの身の回りにある川・湖沼・海などの公共用水域が、工場、事業場及び家庭などから排出された水に含まれる汚濁物質によって汚れることをいいます。本市を流域に含む公共用水域は利根川、利根運河、手賀沼及び手賀沼に注ぎ込む大堀川、大津川、染井入落、金山落、さらに江戸川の支流である坂川の7河川及び1湖沼があります。

大堀川、大津川は都市内の中小河川であり、水質は環境基準を満足しています。手賀沼は全国で最も水質汚濁の進んだ湖沼でしたが、水質汚濁防止法や湖沼水質保全特別措置法に基づく事業場への立入検査等による指導はもとより、湖沼水質保全計画による下水道の整備、北千葉導水事業などの対策、さらには手賀沼の汚濁要因の3割を占める生活排水の対策として、台所での三角コーナーやろ紙袋の利用などの「家庭でできる浄化対策」の実践促進などにより水質は大幅に改善してきており、平成13年には27年間続いた全国ワーストワンの汚名を返上しましたが、環境基準の達成までには至っていません。

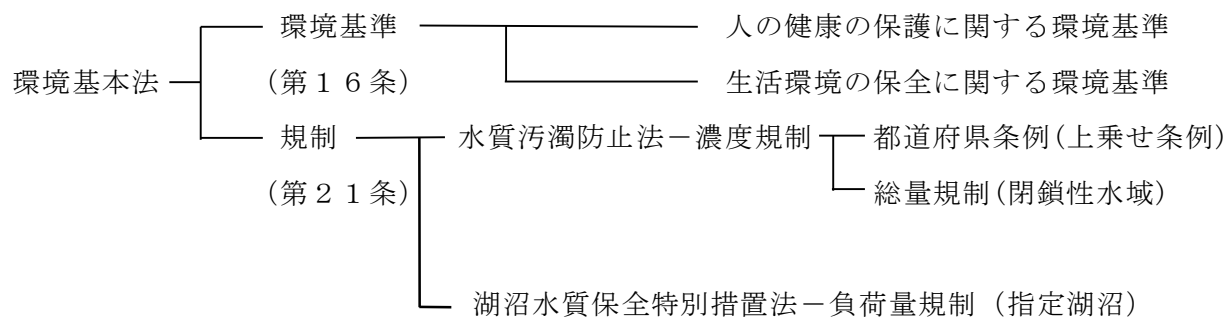
また、トリクロロエチレンをはじめとする有機塩素系化合物や六価クロムなどの重金属類などによる土壌汚染及び地下水汚染が全国的に確認され、大きな社会問題となっています。

これらによる地質汚染を防止するため、千葉県では「千葉県地質汚染防止対策ガイドライン」を平成20年7月から施行し、事業者が自主的に実施すべき有害物質に係る地質汚染防止対策・汚染確認時の対応等具体的に示し、地質汚染を未然に防止し、生活環境の保全に努めています。さらに、地下水汚染の未然防止のための実効ある取組制度の創設を目的として、有害物質の使用、貯蔵等を行う施設の構造等に関する基準等を規定するための水質汚濁防止法の一部が改正され、平成24年6月から施行されています。

1 水質汚濁防止関係法令

水質汚濁防止のための法令は、環境基本法（平成5年11月19日制定）が源となっています。

この環境基本法に基づく水質汚濁防止の法体系は次のとおりです。



(1) 環境基準

環境基本法に基づく各種の環境基準は次のとおりです。

人の健康の保護に関する環境基準

項目	基準値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L 以下
チウラム	0.006 mg/L 以下
シマジン	0.003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

- (注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、指定された測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、指定された測定方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、指定された測定方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

生活環境の保全に関する環境基準(河川)

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
AA	水道1級自然環境保全及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	20 CFU/100mL 以下
A	水道2級水産1級 水浴及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下
B	水道3級水産2級及び C以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	1,000 CFU/100mL 以下
C	水産3級工業用水1級及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—
D	工業用水2級 農業用水及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ゴミ等の浮遊が認められないこと	2mg/L 以上	—
測 定 方 法		規格12.1 に掲げる方法等	規格21に 掲げる方法	付表9に 掲げる方法	規格32に掲げ る方法等	付表10に 掲げる方法

- (注) 1. 基準値は日間平均値(湖沼もこれに準じる)。
 2. 農業用利水点については、水素イオン濃度6.0以上7.5以下、溶存酸素量5mg/L以上(湖沼もこれに準じる)。

河川の水生生物保全に係る環境基準

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.001 mg/L以下	0.03 mg/L以下
生物特A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.0006 mg/L以下	0.02 mg/L以下
生物B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.05 mg/L以下
生物特B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L以下	0.002 mg/L以下	0.04 mg/L以下
測 定 方 法		規格53に 掲げる方法等	付表11に 掲げる方法	付表12に 掲げる方法

- (注) 1. 基準値は年間平均値

生活環境の保全に関する環境基準（湖沼）

（天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値				
		水素イオン 濃度 (pH)	化学的 酸素要求量 (COD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数
A A	水道 1 級水産 1 級 自然環境保全及び A 以下の欄に掲げる もの	6.5 以上 8.5 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	20 CFU/100mL 以下
A	水道 2, 3 級水産 2 級 水浴及び B 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	3 mg/L 以下	5 mg/L 以下	7.5 mg/L 以上	300 CFU/100mL 以下
B	水産 3 級工業用水 1 級 農業用水及び C 以下の欄に掲げるもの	6.5 以上 8.5 以下	5 mg/L 以下	15 mg/L 以下	5 mg/L 以上	—
C	工業用水 2 級 環境保全	6.0 以上 8.5 以下	8 mg/L 以下	ゴミ等の浮遊 が認められな いこと	2 mg/L 以上	—
測 定 方 法		規格 12.1 に 定める方法 等	規格 17 に 定める方法	付表 9 に 掲げる方法	規格 32 に定 める方法等	付表 10 に 掲げる方法

（注）1. 水産 1 級、水産 2 級及び水産 3 級については、当分の間、浮遊物質量の項目の基準値は適用しない。

湖沼の全窒素・全燐に係る環境基準

（天然湖沼及び貯水量 1,000 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が 4 日間以上である人工湖）

項目 類型	利用目的 の適応性	基 準 値	
		全 窒 素	全 燐
I	自然環境保全及び II 以下の欄に掲げるもの	0.1 mg/L 以下	0.005 mg/L 以下
II	水道 1, 2, 3 級（特殊なものを除く。）、水産 1 種、 水浴及び III 以下の欄に掲げるもの	0.2 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
III	水道 3 級（特殊なもの）及び IV 以下の欄に掲げるもの	0.4 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
IV	水産 2 種及び V の欄に掲げるもの	0.6 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
V	水産 3 種、工業用水、農業用水、環境保全	1 mg/L 以下	0.1 mg/L 以下
測 定 方 法		規格 45.2, 45.3, 45.4 又は 45.6 に定める方法	規格 46.3 に定める方法

（注）1. 基準値は年間平均値。

2. 農業用水については、全燐の項目の基準値は適用しない。

湖沼の水生生物保全に係る環境基準

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基 準 値		
		全亜鉛	ノニルフェノール	LAS
生物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌 生物が生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.001 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下
生物特 A	生物 A の水域のうち、生物 A の欄に掲げる水生生物の産卵場（繁殖 場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.0006 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
生物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が 生息する水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.05 mg/L 以下
生物特 B	生物 A 又は生物 B の水域のうち、生物 B の欄に掲げる水生生物の 産卵場（繁殖場）又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03 mg/L 以下	0.002 mg/L 以下	0.04 mg/L 以下
測 定 方 法		規格 53 に 掲げる方法等	付表 11 に 掲げる方法	付表 12 に 掲げる方法

（注）1. 基準値は年間平均値。

柏市内の公共用水域別環境基準指定類型

河川名	環境基準類型	達成期間	指定年月日	指定法令
利根川	河川A	イ	平成21年3月31日	環境庁告示第14号
利根運河	河川B	ロ	昭和48年7月31日	千葉県告示第605号
大津川	河川C	ハ	昭和50年1月21日	千葉県告示第53号
大堀川	河川D	ハ	昭和50年1月21日	千葉県告示第53号
染井入落	—	—	—	—
金山落	河川B	ハ	昭和50年1月21日	千葉県告示第53号
坂川	河川E	ハ	昭和48年7月31日	千葉県告示第605号
手賀沼	湖沼B	ハ	昭和45年9月1日	閣議決定
	湖沼V	10年以内	昭和59年3月27日	千葉県告示第305号
	湖沼生物B	イ	平成23年12月9日	千葉県告示第798号

(注) 1. 達成期間

- (ア) 「イ」は直ちに達成。
- (イ) 「ロ」は5年以内で可及的速やかに達成。
- (ウ) 「ハ」は5年を超える期間で可及的速やかに達成。

(2) 水質汚濁防止法

ア 濃度規制

水質汚濁防止法により、特定事業場に対し、排水中の物質毎の許容限度が定められています。生物化学的酸素要求量（BOD）等の生活環境項目は15項目について、カドミウム等の有害物質は28項目について排水基準が定められています。

また、千葉県では、水質汚濁防止法第3条第3項に基づき「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」（上乘せ条例）を定めており、この条例に基づく排水基準が、水質汚濁防止法の一律基準より優先されます。

イ 総量規制

東京湾、伊勢湾等多数の汚濁発生源が集中する広域的な閉鎖性水域の水質保全を図ることを目的として、濃度規制に加えて化学的酸素要求量（COD）に係る水質総量規制制度が、昭和53年に水質汚濁防止法に新たに導入され、現在は窒素含有量、りん含有量についても適用されています。これまでも9次にわたり総量削減計画を策定し、汚濁負荷量の削減に取り組んできています。

本市では、松戸市及び流山市に接する坂川に流入する地域、野田市に接する利根運河に流入する地域等においてこの制度の適用を受けています。

(3) 湖沼水質保全特別措置法

汚濁の著しい湖沼の水質保全を図るため、昭和59年に湖沼水質保全特別措置法が公布されました。手賀沼は、昭和60年12月に同法による指定湖沼に指定され、令和2年度までに7期35年にわたり手賀沼に係る湖沼水質保全計画を策定し、水質保全のための規制等を実施してきました。

これまでの各種施策の実施により手賀沼の水質は改善され、CODの環境基準 5 mg/L を達成するまでにはいきませんが、10 mg/L 前後で推移しており、更なる水質改善が求められていることから、千葉県では第8期「手賀沼に係る湖沼水質保全計画」を令和4年3月に策定しました。

(4) 柏市環境保全条例等

千葉県では印旛沼、手賀沼の汚濁が依然として改善されないため、これらの流域について平成10年10月「水質汚濁防止法に基づき排水基準を定める条例」の一部を改正し、規制対象事業場を、日平均排水量10 m³/日以上に引き下げるとともに、千葉県環境保全条例施行規則を一部改正し、水質汚濁防止法に定める規模条件以下の「飲食店等に設置されるちゅう房施設」を条例の特定施設に追加し、併せて排水基準を新たに設定しました。

柏市では、これまで千葉県環境保全条例を基に特定事業場を対象とした届出及び排水規制を行っていましたが、平成20年4月中核市移行に伴い柏市環境保全条例で水質の保全に関する規制等を実施しています。

(5) 地下水に係る規制

ア 環境基準

地下水については有害物質28項目について環境基準が定められており、基準値は次のとおりです。

地下水環境基準

項 目	基 準 値
カドミウム	0.003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.02 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0.0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
ポリ塩化ビフェニル	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0.002 mg/L 以下
クロロエチレン	0.002 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0.004 mg/L 以下
1, 1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1, 1, 2-トリクロロエタン	0.006 mg/L 以下

トリクロロエチレン	0.01 mg/L以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L以下
1, 3-ジクロロプロペン	0.002 mg/L以下
チウラム	0.006 mg/L以下
シマジン	0.003 mg/L以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L以下
ベンゼン	0.01 mg/L以下
セレン	0.01 mg/L以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L以下
ふっ素	0.8 mg/L以下
ほう素	1 mg/L以下
1, 4-ジオキサン	0.05 mg/L以下

- (注) 1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、別に定められた測定方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、指定された測定方法により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと、指定された測定方法により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。
4. 1, 2-ジクロロエチレンの濃度は、指定された測定方法により測定したシス体の濃度と、指定された方法により測定したトランス体の濃度の和とする。

2 公共用水域

令和 5 年度の水質監視において、本市を流域に含む公共用水域の健康項目は、全ての項目で環境基準に適合しています。また、生活環境項目の代表的な汚染の指標である BOD 及び COD 値はここ数年ほぼ横ばいで推移しており、まだ環境基準に適合していない水域があります。

同じく、手賀沼についても、ここ数年ほぼ横ばいで推移しており、まだ環境基準に適合していません。

柏市を流域に含む公共用水域の BOD・COD 値

(単位：mg/L)

河川名等	測定地点	測定項目	環境基準	75% 値				
				元年度	2年度	3年度	4年度	5年度
大堀川	北 柏 橋	BOD	8	2.3	2.0	1.9	3.7	3.1
大津川	上沼橋	BOD	5	2.3	2.9	2.5	2.3	2.9
染井入落	染井新橋	BOD	—	2.3	1.9	1.6	2.5	3.0
手賀沼	手賀沼中央	COD	5	<u>10</u>	<u>11</u>	<u>10</u>	<u>11</u>	<u>11</u>
手賀沼	下手賀沼中央	COD	5	<u>13</u>	<u>13</u>	<u>11</u>	<u>12</u>	<u>14</u>

(注) 1. 数値のアンダーラインは環境基準値を超過したもの。

2. 環境基準点における水質測定結果の環境基準に対する適合の判断は、年間を通じた日間平均値の全データのうち 75% 以上のデータが基準値を満足している基準点を適合しているものと判断する。

3. 下手賀沼中央は環境基準地点ではないため、手賀沼中央の環境基準を参考値としている。

3 地下水汚染

本市では地下水汚染調査を実施しています。地下水汚染が確認されている地域については、汚染除去対策のほか、汚染井戸の継続的な水質調査等を実施し地下水汚染状況の把握に努めるなど、地下水の浄化及び監視を行っています。

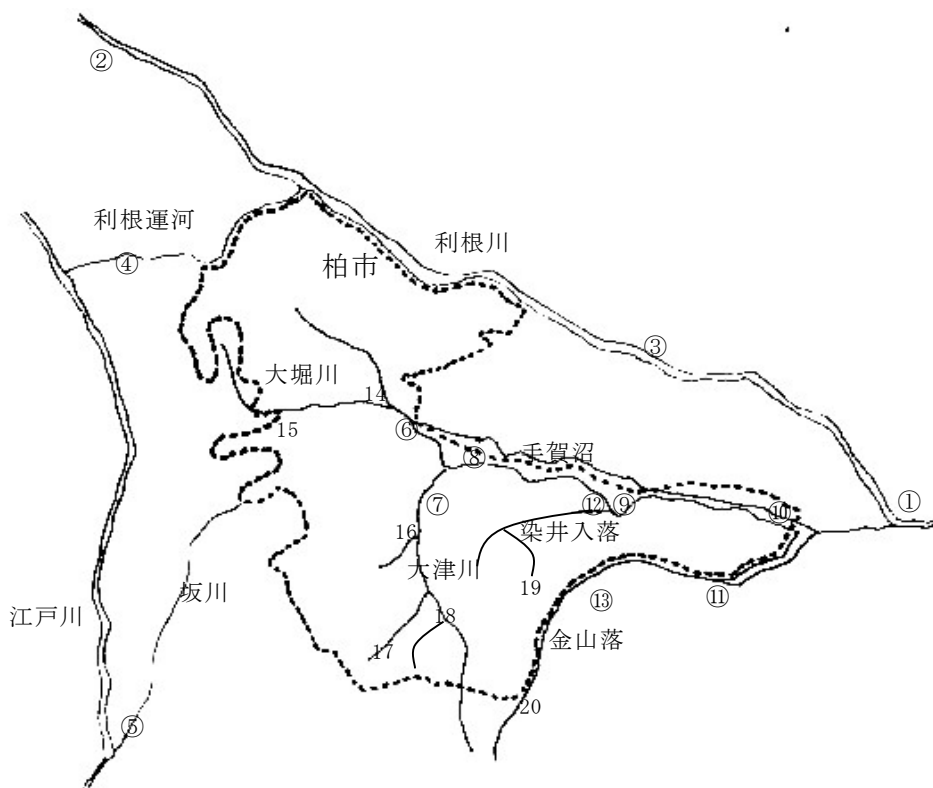
4 事業場の規制

本市では、従前より柏市公害防止条例に基づく事業場への立入検査等を実施していましたが、昭和 61 年 4 月に水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法及び千葉県環境保全条例の事務委任を受け、また、平成 20 年 4 月に中核市移行に伴う委譲事務により柏市環境保全条例の一部を改正し、これら法令に基づき事業場の規制、指導等を行っています。

第2節 水質汚濁の現況

1 公共用水域

本市を流域に含む公共用水域の水質調査地点を次に示します。



河 川 名											
利根川		利根運河		坂川		大堀川		大津川		手賀沼	
記号	地点名	記号	地点名	記号	地点名	記号	地点名	記号	地点名	記号	地点名
①	栄橋	④	運河橋	⑤	弁天橋	⑥	北柏橋	⑦	上沼橋	⑧	根戸下
②	芽吹橋					14	根戸新田	16	増尾橋	⑨	手賀沼中央
③	大利根橋					15	青葉橋	17	大宮橋	⑩	布佐下
								18	芦川橋	⑪	下手賀沼中央
河川名											
染井入落		金山落									
記号	地点名	記号	地点名								
⑫	染井新橋	⑬	名内橋								
19	工業団地下	20	組合下								

○ 千葉県水質測定計画調査地点

太字 柏市が調査を実施した地点

※①, ②, ③, ④, ⑤, ⑧, ⑨, ⑩, ⑬の9地点については千葉県が調査を実施しています。

(1) 大堀川

大堀川は、流山市東部に源を発し、旧柏市を南北に二分するように西から東に流れ、手賀沼に流入する都市内の中小河川であり、河川D類型に指定されています。

この流域には、三つの工業団地があり、また多くの住宅団地があります。

本市で実施している各測定地点の令和5年度の水質測定結果は以下のとおりであり、環境基準点(北柏橋)のBOD75%値は3.1mg/Lである。平成12年から北千葉導水事業の稼動により浄化されたため、北柏橋では平成15年度より環境基準を満足しています。

大堀川 年平均値の経年変化

年度 地点・項目		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	環境基準
No. 6 北 柏 橋	pH(最小)	7.6	7.6	7.4	7.4	7.6	6.0 以上
	pH(最大)	8.1	8.0	7.9	7.8	8.0	8.5 以下
	BOD (mg/L)	2.0(2.3)	2.0(2.0)	1.9(1.9)	2.8(3.7)	2.5(3.1)	8 以下
	SS (mg/L)	4	4	3	4	2	100 以下
	DO (mg/L)	8.3	8.1	7.6	7.6	7.0	2 以上
No. 14 根 戸 新 田	pH(最小)	7.7	8.7	8.0	8.1	8.6	—
	pH(最大)	8.8	9.1	9.1	9.8	9.3	—
	BOD (mg/L)	3.1(3.3)	3.1(3.9)	3.0(4.1)	2.0(1.9)	3.0(3.2)	—
	SS (mg/L)	4	11	4	2	3	—
	DO (mg/L)	13	16	14	16	19	—
No. 15 青 葉 橋	pH(最小)	7.6	7.4	7.2		7.6	6.0 以上
	pH(最大)	7.9	8.1	7.6	7.6	7.9	8.5 以下
	BOD (mg/L)	1.4(1.6)	2.4(2.1)	3.7(1.4)	3.7(4.1)	2.3(2.5)	8 以下
	SS (mg/L)	5	6	5	7	4	100 以下
	DO (mg/L)	8.6	9.1	7.9	7.5	8.0	2 以上

(注) () 内は75%値を示す。

(2) 大津川

大津川は鎌ヶ谷市に源を発し、手賀沼に流入する都市内の中小河川であり、河川C類型に指定されています。

本市における大津川流域には工業団地の立地はみられませんが、住宅の増加と共に流域の人口が増加してきた地域です。

大津川の各測定点における令和5年度の水質測定結果は以下のとおりであり、環境基準点(上沼橋)のBOD75%値は2.9mg/Lで、環境基準を満足しています。

大津川 年平均値の経年変化

年度 地点・項目		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	環境基準
No. 7 上沼橋	pH(最小)	7.6	7.7	7.6	7.6	7.7	6.5以上
	pH(最大)	8.3	8.1	8.0	8.0	8.1	8.5以下
	BOD (mg/L)	2.0(2.3)	1.8(2.9)	2.5(2.5)	2.3(2.3)	2.2(2.9)	5以下
	SS (mg/L)	6	6	5	5	4	50以下
	DO (mg/L)	8.4	8.9	8.7	8.3	8.5	5以上
No. 16 増尾橋	pH(最小)	7.7	8.1	8.2	8.4	8.5	—
	pH(最大)	9.0	9.4	8.9	10.4	9.5	—
	BOD (mg/L)	3.2(3.4)	2.9(3.1)	3.5(3.8)	2.8(3.3)	1.5(1.6)	—
	SS (mg/L)	4	6	2	1	2	—
	DO (mg/L)	14	14	13	15	15	—
No. 17 大宮橋	pH(最小)	7.9	8.0	7.8	7.8	7.9	—
	pH(最大)	8.3	8.3	8.1	8.2	8.1	—
	BOD (mg/L)	3.0(3.1)	3.0(2.0)	2.5(2.0)	2.1(1.9)	2.6(2.9)	—
	SS (mg/L)	5	9	3	4	3	—
	DO (mg/L)	7.8	8.8	8.9	9.3	8.5	—
No. 18 芦川橋	pH(最小)	7.9	7.9	7.8	7.6	8.0	6.5以上
	pH(最大)	8.2	8.3	7.9	8.0	8.1	8.5以下
	BOD (mg/L)	2.9(3.2)	2.2(2.7)	2.3(3.0)	2.2(2.3)	2.9(2.7)	5以下
	SS (mg/L)	7	8	5	5	3	50以下
	DO (mg/L)	8.8	8.8	9.0	9.2	9.3	5以上

(注) () 内は75%値を示す。

(3) 染井入落

染井入落は大島田付近に源を発し、手賀沼に流入しています。

染井入落の各測定点における令和5年度の水質測定結果を見ると、染井新橋ではBOD 75%値は3.0 mg/Lを示しました。

染井入落 年平均値の経年変化

年度 地点・項目		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	環境基準
No. 12 染井新橋	pH(最小)	7.7	7.9	7.7	7.7	7.8	—
	pH(最大)	8.2	8.3	7.8	8.8	8.2	—
	BOD (mg/L)	2.6(2.3)	1.4(1.9)	1.9(1.6)	2.6(2.5)	2.8(3.0)	—
	SS (mg/L)	8	16	7	10	9	—
	DO (mg/L)	11	10	10	12	8.8	—
No. 19 工業団地下	pH(最小)	6.4	7.8	5.1	7.4	7.4	—
	pH(最大)	8.0	8.2	7.8	7.8	8.0	—
	BOD (mg/L)	71.8 (110.0)	36.3 (100.0)	7.0(3.9)	26(4.2)	21.6(11)	—
	SS (mg/L)	12	12	3	6	6	—
	DO (mg/L)	6.6	7.1	7.2	7.3	6.5	—

(注) () 内は75%値を示す。

(4) 金山落

金山落は鎌ヶ谷市に源を発し、下手賀沼に流入しており、河川B類型に指定されています。

金山落の各測定点における令和5年度の水質測定結果を見ると、組合下でBOD 75%値は1.0 mg/Lで、環境基準を満足しています。

金山落 年平均値の経年変化

年度 地点・項目		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	環境基準
No. 20 組合下	pH(最小)	7.6	7.8	7.6	7.6	7.9	6.5以上
	pH(最大)	8.2	8.1	7.8	7.9	8.0	8.5以下
	BOD (mg/L)	2.4(2.1)	<0.5	<0.5	0.6(0.6)	0.5(1.0)	3以下
	SS (mg/L)	3	3	2	2	<1	25以下
	DO (mg/L)	7.6	8.5	8.4	8.7	9.0	5以上

(注) () 内は75%値を示す。

公共用水域水質測定結果（北柏橋）

水域名		大堀川						環境基準
採水地点		北柏橋						
採水年		2023						
採水月日		4月14日	5月12日	6月15日	7月7日	8月4日	9月1日	
採水時刻		10:00	10:00	10:00	10:00	10:00	10:00	
色相		灰黄色・淡(明)	黄色・淡(明)	黄色・淡(明)	黄色・淡(明)	黄色・淡(明)	黄色・淡(明)	
臭気		川藻臭(微)	下水臭(微)	川藻臭(微)	無臭	下水臭(微)	カビ臭(微)	
水温	℃	19.2	18.1	21.4	26.9	31.0	28.8	
透視度	m	—	—	—	—	—	—	
流量	m ³ /sec	0.00	0.00	0.00	0.04	0.15	0.32	
水素イオン濃度		8.0	7.6	7.8	7.7	7.9	7.9	6.0～8.5
溶存酸素量	mg/L	8.2	7.3	8.1	4.9	5.4	4.8	2 以上
生物化学的酸素要求量	mg/L	4.0	3.1	1.4	2.0	1.4	3.1	8 以下
化学的酸素要求量	mg/L	6.9	4.5	5.2	5.7	4.8	5.9	
浮遊物質	mg/L	3	1	2	1	1	5	100 以下
大腸菌数	CFU/100mL	—	—	—	—	380	—	
ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	—	<0.5	—	—	<0.5	—	
全窒素	mg/L	2.4	2.3	4.2	2.5	2.5	2.0	
全りん	mg/L	0.19	0.13	0.092	0.10	0.27	0.18	
全亜鉛	mg/L	—	0.009	—	—	0.007	—	0.03 以下
ノニルフェノール	mg/L	—	<0.00006	—	—	<0.00006	—	0.002 以下
LAS	mg/L	—	0.0071	—	—	0.0009	—	0.05 以下
ガドミウム	mg/L	<0.0003	—	<0.0003	—	<0.0003	—	0.003 以下
全シアン	mg/L	<0.1	—	<0.1	—	<0.1	—	不検出
鉛	mg/L	<0.001	—	<0.001	—	<0.001	—	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.005	—	<0.005	—	<0.005	—	0.02 以下
砒素	mg/L	<0.001	—	<0.001	—	0.001	—	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	—	<0.0005	—	<0.0005	—	0.0005 以下
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	—	—	—	—	<0.0005	—	不検出
ジクロロメタン	mg/L	—	<0.002	—	—	<0.002	—	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	—	<0.0002	—	—	<0.0002	—	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	<0.0004	—	—	<0.0004	—	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	<0.01	—	—	<0.01	—	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	<0.004	—	—	<0.004	—	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	<0.1	—	—	<0.1	—	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	<0.0006	—	—	<0.0006	—	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	—	<0.001	—	—	<0.001	—	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	—	<0.001	—	—	<0.001	—	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	—	—	—	<0.0002	—	0.002 以下
チウラム	mg/L	—	—	—	—	<0.0006	—	0.006 以下
シマジン	mg/L	—	—	—	—	<0.0003	—	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	—	<0.002	—	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	—	<0.001	—	—	<0.001	—	0.01 以下
セレン	mg/L	—	—	—	—	<0.001	—	0.01 以下
硝酸性窒素	mg/L	1.59	—	3.74	—	1.70	—	合計で10 以下
亜硝酸性窒素	mg/L	0.07	—	0.10	—	0.05	—	
ふっ素	mg/L	0.11	—	0.09	—	0.08	—	0.8 以下
ほう素	mg/L	<0.1	—	<0.1	—	<0.1	—	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	—	<0.005	—	—	<0.005	—	0.05 以下
フェノール類	mg/L	—	<0.005	—	—	<0.005	—	
銅	mg/L	—	<0.01	—	—	<0.01	—	
溶解性鉄	mg/L	—	0.1	—	—	<0.1	—	
溶解性マンガン	mg/L	—	<0.1	—	—	<0.1	—	
クロム	mg/L	—	<0.02	—	—	<0.02	—	
フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	—	—	—	—	<0.006	—	
ニッケル	mg/L	—	—	—	—	<0.001	—	
アンチモン	mg/L	—	—	—	—	<0.002	—	
モリブデン	mg/L	—	—	—	—	<0.007	—	
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	<0.004	—	
1,2-ジクロロプロパン	mg/L	—	—	—	—	<0.006	—	
p-ジクロロベンゼン	mg/L	—	—	—	—	<0.02	—	
イソキサチオン	mg/L	—	—	—	—	<0.0008	—	
ダイアジノン	mg/L	—	—	—	—	<0.0005	—	
フェニトロチオン	mg/L	—	—	—	—	<0.0003	—	
イソプロチオラン	mg/L	—	—	—	—	<0.004	—	
オキシ銅	mg/L	—	—	—	—	<0.004	—	
クロロタロニル	mg/L	—	—	—	—	<0.005	—	
プロピザミド	mg/L	—	—	—	—	<0.0008	—	
EPN	mg/L	—	—	—	—	<0.0006	—	
ジクロロボス	mg/L	—	—	—	—	<0.0008	—	
フェノブカルブ	mg/L	—	—	—	—	<0.003	—	
イプロベンホス	mg/L	—	—	—	—	<0.0008	—	
クロルニトロフェン	mg/L	—	—	—	—	<0.0001	—	
トルエン	mg/L	—	—	—	—	<0.06	—	
キシレン	mg/L	—	—	—	—	<0.04	—	
塩化ビニルモノマー	mg/L	—	—	—	—	<0.0002	—	
エビクロヒドリン	mg/L	—	—	—	—	<0.00004	—	
全マンガン	mg/L	—	—	—	—	0.19	—	
ウラン	mg/L	—	—	—	—	<0.0002	—	
クロホルム	mg/L	—	—	—	—	0.0008	—	
フェノール	mg/L	—	—	—	—	<0.001	—	
ホルムアルデヒド	mg/L	—	—	—	—	<0.1	—	
4-tert-オクチルフェノール	mg/L	—	—	—	—	<0.00007	—	
アニリン	mg/L	—	—	—	—	<0.002	—	
2,4-ジクロロフェノール	mg/L	—	—	—	—	<0.0003	—	
ペルフルオロオクタンスルホン酸	mg/L	—	—	—	—	0.0000094	—	
ペルフルオロオクタナ酸	mg/L	—	—	—	—	0.0000069	—	
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタナ酸(PFOA)	mg/L	—	—	—	—	0.000016	—	

注: “不検出”及び“<”については、指定された測定方法により測定した結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。

“—”については、測定していない項目である。

公共用水域水質測定結果（北柏橋）

水域名 採水地点 採水年 採水月日 採水時刻 色相 臭気 水温 透視度 流量		大堀川 北柏橋						環境基準
		2023			2024			
		10月13日	11月10日	12月8日	1月5日	2月2日	3月5日	
		10:00	10:00	10:00	10:00	10:00	10:00	
		黄色・淡(明)	黄色・淡(明)	黄色・淡(明)	黄色・淡(明)	黄色・淡(明)	黄色・淡(明)	
		川藻臭(微)	川藻臭(微)	下水臭(微)	下水臭(微)	川藻臭(微)	川藻臭(微)	
	℃	19.4	17.7	12.5	9.7	8.4	10.0	
	m	—	—	—	—	—	—	
	m/sec	0.42	0.25	0.00	0.01	0.18	0.19	
水素イオン濃度		7.8	7.7	7.6	7.8	7.7	8.0	6.0～8.5
溶存酸素量	mg/L	7.2	7.0	8.0	8.4	6.2	8.4	2 以上
生物化学的酸素要求量	mg/L	1.5	2.2	2.4	3.8	3.0	2.1	8 以下
化学的酸素要求量	mg/L	3.4	4.5	5.0	5.3	5.3	4.9	
浮遊物質質量	mg/L	1	3	2	1	4	2	100 以下
大腸菌数	CFU/100mL	—	—	—	—	3	—	
ノルマルヘキササン抽出物質	mg/L	—	<0.5	—	—	<0.5	—	
全窒素	mg/L	2.7	2.5	2.9	3.3	3.2	2.9	
全りん	mg/L	0.096	0.15	0.53	0.37	0.25	0.15	
全亜鉛	mg/L	—	0.010	—	—	0.015	—	0.03 以下
ノニルフェノール	mg/L	—	<0.00006	—	—	<0.00006	—	0.002 以下
LAS	mg/L	—	0.0035	—	—	0.013	—	0.05 以下
カドミウム	mg/L	<0.0003	—	<0.0003	—	<0.0003	—	0.003 以下
全シアン	mg/L	<0.1	—	<0.1	—	<0.1	—	不検出
鉛	mg/L	<0.001	—	<0.001	—	<0.001	—	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.005	—	<0.005	—	<0.005	—	0.02 以下
砒素	mg/L	<0.001	—	<0.001	—	0.001	—	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	—	<0.0005	—	<0.0005	—	0.0005 以下
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	—	—	—	—	—	—	不検出
ジクロロメタン	mg/L	—	<0.002	—	—	<0.002	—	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	—	<0.0002	—	—	<0.0002	—	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	<0.0004	—	—	<0.0004	—	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	<0.01	—	—	<0.01	—	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	<0.004	—	—	<0.004	—	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	<0.1	—	—	<0.1	—	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	<0.0006	—	—	<0.0006	—	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	—	<0.001	—	—	<0.001	—	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	—	<0.001	—	—	<0.001	—	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	—	—	—	—	—	0.002 以下
チウラム	mg/L	—	—	—	—	—	—	0.006 以下
シマジン	mg/L	—	—	—	—	—	—	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	—	—	—	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	—	<0.001	—	—	<0.001	—	0.01 以下
セレン	mg/L	—	—	—	—	<0.001	—	0.01 以下
硝酸性窒素	mg/L	2.12	—	2.60	—	2.33	—	合計で10 以下
亜硝酸性窒素	mg/L	0.03	—	0.05	—	0.06	—	
ふっ素	mg/L	<0.08	—	0.11	—	0.09	—	0.8 以下
ほう素	mg/L	<0.1	—	<0.1	—	<0.1	—	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	—	—	<0.005	—	0.05 以下
フェノール類	mg/L	—	<0.005	—	—	<0.005	—	
銅	mg/L	—	<0.01	—	—	<0.01	—	
溶解性鉄	mg/L	—	<0.1	—	—	<0.1	—	
溶解性マンガ	mg/L	—	<0.1	—	—	<0.1	—	
クロム	mg/L	—	<0.02	—	—	<0.02	—	
フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	—	—	—	—	—	—	
ニッケル	mg/L	—	—	—	—	—	—	
アンチモン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
モリブデン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
1,2-ジクロロプロパン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
p-ジクロロベンゼン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
イソキサチオン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
ダイアジノン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
フェントロチオン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
イソプロチオラン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
オキシ銅	mg/L	—	—	—	—	—	—	
クロタロニル	mg/L	—	—	—	—	—	—	
プロピザミド	mg/L	—	—	—	—	—	—	
EPN	mg/L	—	—	—	—	—	—	
ジクロルボス	mg/L	—	—	—	—	—	—	
フェノカルブ	mg/L	—	—	—	—	—	—	
イプロベンホス	mg/L	—	—	—	—	—	—	
クロルニトロフェ	mg/L	—	—	—	—	—	—	
トルエン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
キシレン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
塩化ビニルモノマー	mg/L	—	—	—	—	—	—	
エピクロロヒドリン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
全マンガ	mg/L	—	—	—	—	—	—	
ウラン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
クロロホルム	mg/L	—	—	—	—	—	—	
フェノール	mg/L	—	—	—	—	—	—	
ホルムアルデヒド	mg/L	—	—	—	—	—	—	
4-tert-オクチルフェノール	mg/L	—	—	—	—	—	—	
アニリン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
2,4-ジクロロフェノール	mg/L	—	—	—	—	—	—	
ペルフルオロオクタンスルホン酸	mg/L	—	—	—	—	—	—	
ペルフルオロオクタナ酸	mg/L	—	—	—	—	—	—	
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタナ酸(PFOA)	mg/L	—	—	—	—	—	—	

注：“不検出”及び“<”については、指定された測定方法により測定した結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。

“—”については、測定していない項目である。

公共用水域水質測定結果（上沼橋）

水域名		大津川						環境基準
採水地点		上沼橋						
採水年		2023						
採水月日		4月14日	5月12日	6月15日	7月7日	8月4日	9月1日	
採水時刻		10:35	10:30	10:45	10:30	10:40	10:30	
色相		灰黄色・淡(明)	黄色・中	黄色・淡(明)	黄色・淡(明)	黄色・淡(明)	灰黄色・淡(明)	
臭気		川藻臭(微)	カビ臭(微)	下水臭(微)	川藻臭(微)	川藻臭(微)	川藻臭(微)	
水温	℃	18.3	17.7	21.6	27.5	30.2	28.6	
透視度	m	—	—	—	—	—	—	
流量	m ³ /sec	0.00	0.00	0.00	0.00	0.28	0.19	
水素イオン濃度		8.1	7.7	7.7	7.8	8.0	8.1	6.5～8.5
溶存酸素量	mg/L	8.7	8.2	7.8	7.3	6.6	7.5	5 以上
生物化学的酸素要求量	mg/L	3.3	1.9	1.3	1.9	1.2	1.9	5 以下
化学的酸素要求量	mg/L	6.5	4.8	4.5	6.0	4.5	4.9	
浮遊物質	mg/L	4	6	2	4	4	8	50 以下
大腸菌数	CFU/100mL	—	—	—	—	450	—	
ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	—	<0.5	—	—	<0.5	—	
全窒素	mg/L	4.6	3.5	2.9	3.8	2.8	4.6	
全りん	mg/L	0.30	0.13	0.072	0.13	0.16	0.22	
全亜鉛	mg/L	—	0.006	—	—	0.005	—	0.03 以下
ノニルフェノール	mg/L	—	<0.00006	—	—	<0.00006	—	0.002 以下
LAS	mg/L	—	0.0029	—	—	<0.0006	—	0.05 以下
カドミウム	mg/L	<0.0003	—	<0.0003	—	<0.0003	—	0.003 以下
全シアン	mg/L	<0.1	—	<0.1	—	<0.1	—	不検出
鉛	mg/L	<0.001	—	<0.001	—	<0.001	—	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.005	—	<0.005	—	<0.005	—	0.02 以下
砒素	mg/L	0.001	—	<0.001	—	<0.001	—	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	—	<0.0005	—	<0.0005	—	0.0005 以下
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	—	—	—	—	<0.0005	—	不検出
ジクロロメタン	mg/L	—	<0.002	—	—	<0.002	—	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	—	<0.0002	—	—	<0.0002	—	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	<0.0004	—	27.5	<0.0004	—	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	<0.01	—	—	<0.01	—	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	<0.004	—	—	<0.004	—	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	<0.1	—	—	<0.1	—	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	<0.0006	—	—	<0.0006	—	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	—	<0.001	—	—	<0.001	—	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	—	<0.001	—	—	<0.001	—	0.01 以下
1,3-ジクロロプロベン	mg/L	—	—	—	—	<0.0002	—	0.002 以下
チウラム	mg/L	—	—	—	—	<0.0006	—	0.006 以下
シマジン	mg/L	—	—	—	—	<0.0003	—	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	—	<0.002	—	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	—	<0.001	—	—	<0.001	—	0.01 以下
セレン	mg/L	—	—	—	—	<0.001	—	0.01 以下
硝酸性窒素	mg/L	3.69	—	2.68	—	2.34	—	合計で10 以下
亜硝酸性窒素	mg/L	0.19	—	0.05	—	0.08	—	
ふっ素	mg/L	<0.08	—	<0.08	—	0.10	—	0.8 以下
ほう素	mg/L	<0.1	—	<0.1	—	<0.1	—	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	—	—	<0.005	—	0.05 以下
フェノール類	mg/L	—	<0.005	—	—	<0.005	—	
銅	mg/L	—	<0.01	—	—	—	—	
溶解性鉄	mg/L	—	<0.1	—	—	—	—	
溶解性マンガン	mg/L	—	<0.1	—	—	—	—	
クロム	mg/L	—	0.02	—	—	—	—	
フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	—	—	—	—	<0.006	—	
ニッケル	mg/L	—	—	—	—	<0.001	—	
アンチモン	mg/L	—	—	—	—	<0.002	—	
モリブデン	mg/L	—	—	—	—	<0.007	—	
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	<0.004	—	
1,2-ジクロロプロパン	mg/L	—	—	—	—	<0.006	—	
p-ジクロロベンゼン	mg/L	—	—	—	—	<0.02	—	
イソキサチオン	mg/L	—	—	—	—	<0.0008	—	
ダイアジノン	mg/L	—	—	—	—	<0.0005	—	
フェントロチオン	mg/L	—	—	—	—	<0.0003	—	
イソプロチオラン	mg/L	—	—	—	—	<0.004	—	
オキシ銅	mg/L	—	—	—	—	<0.004	—	
クロタロニル	mg/L	—	—	—	—	<0.005	—	
プロピザミド	mg/L	—	—	—	—	<0.0008	—	
EPN	mg/L	—	—	—	—	<0.0006	—	
ジクロロボス	mg/L	—	—	—	—	<0.0008	—	
フェノカルブ	mg/L	—	—	—	—	<0.003	—	
イプロベンホス	mg/L	—	—	—	—	<0.0008	—	
クロルニトロフェン	mg/L	—	—	—	—	<0.0001	—	
トルエン	mg/L	—	—	—	—	<0.06	—	
キシレン	mg/L	—	—	—	—	<0.04	—	
塩化ビニルモノマー	mg/L	—	—	—	—	<0.0002	—	
エビクロヒドリ	mg/L	—	—	—	—	<0.00004	—	
全マンガン	mg/L	—	—	—	—	0.12	—	
ウラン	mg/L	—	—	—	—	<0.0002	—	
クロホルム	mg/L	—	—	—	—	<0.0006	—	
フェノール	mg/L	—	—	—	—	<0.001	—	
ホルムアルデヒド	mg/L	—	—	—	—	<0.1	—	
4-tert-オクチルフェノール	mg/L	—	—	—	—	<0.00007	—	
アニリン	mg/L	—	—	—	—	<0.002	—	
2,4-ジクロロフェノール	mg/L	—	—	—	—	<0.0003	—	
ペルフルオロオクタンスルホン酸	mg/L	—	—	—	—	0.0000095	—	
ペルフルオロオクタナ酸	mg/L	—	—	—	—	0.0000062	—	
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタナ酸(PFOA)	mg/L	—	—	—	—	0.000015	—	

注: “不検出”及び“<”については、指定された測定方法により測定した結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。

“—”については、測定していない項目である。

公共用水域水質測定結果（上沼橋）

水域名 採水地点 採水年 採水月日 採水時刻 色相 臭気 水温 透視度 流量		大津川 上沼橋						環境基準
		2023			2024			
		10月13日 10:30 黄色・淡(明) 下水臭(微) 19.5 — 0.53	11月10日 10:40 黄色・淡(明) 川藻臭(微) 16.9 — 0.27	12月8日 10:40 黄色・淡(明) 川藻臭(微) 12.6 — 0.07	1月5日 10:35 黄色・淡(明) 川藻臭(微) 9.3 — 0.08	2月2日 10:40 黄色・淡(明) 川藻臭(微) 8.0 — 0.37	3月5日 09:30 黄色・淡(明) 下水臭(微) 9.7 — 0.21	
水素イオン濃度		8.0	7.9	7.9	8.1	7.9	8.1	6.5～8.5
溶存酸素量	mg/L	8.8	8.9	10.4	9.7	9.8	8.5	5 以上
生物化学的酸素要求量	mg/L	1.6	2.0	1.9	3.5	3.0	2.9	5 以下
化学的酸素要求量	mg/L	3.8	4.5	3.9	4.6	4.3	4.9	
浮遊物質	mg/L	2	6	3	2	2	4	50 以下
大腸菌数	CFU/100mL	—	—	—	—	3500	—	
ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	—	<0.5	—	—	<0.5	—	
全窒素	mg/L	4.5	4.7	5.4	5.6	5.7	5.1	
全りん	mg/L	0.14	0.23	0.22	0.29	0.26	0.25	
全亜鉛	mg/L	—	0.009	—	—	0.009	—	0.03 以下
ノニルフェノール	mg/L	—	<0.00006	—	—	<0.00006	—	0.002 以下
LAS	mg/L	—	0.0034	—	—	0.024	—	0.05 以下
カドミウム	mg/L	<0.0003	—	<0.0003	—	<0.0003	—	0.003 以下
全シアン	mg/L	<0.1	—	<0.1	—	<0.1	—	不検出
鉛	mg/L	<0.001	—	<0.001	—	<0.001	—	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.005	—	<0.005	—	<0.005	—	0.02 以下
砒素	mg/L	<0.001	—	<0.001	—	<0.001	—	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	—	<0.0005	—	<0.0005	—	0.0005 以下
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	—	—	—	—	—	—	不検出
ジクロロメタン	mg/L	—	<0.002	—	—	<0.002	—	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	—	<0.0002	—	—	<0.0002	—	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	<0.0004	—	—	<0.0004	—	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	<0.01	—	—	<0.01	—	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	<0.004	—	—	<0.004	—	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	<0.1	—	—	<0.1	—	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	<0.0006	—	—	<0.0006	—	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	—	<0.001	—	—	<0.001	—	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	—	<0.001	—	—	<0.001	—	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	—	—	—	—	—	0.002 以下
チウラム	mg/L	—	—	—	—	—	—	0.006 以下
シマジン	mg/L	—	—	—	—	—	—	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	—	—	—	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	—	<0.001	—	—	<0.001	—	0.01 以下
セレン	mg/L	—	—	—	—	<0.001	—	0.01 以下
硝酸性窒素	mg/L	4.13	—	4.70	—	4.42	—	合計で10 以下
亜硝酸性窒素	mg/L	0.11	—	0.14	—	0.19	—	
ふっ素	mg/L	<0.08	—	<0.08	—	<0.08	—	0.8 以下
ほう素	mg/L	<0.1	—	0.2	—	0.3	—	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	—	<0.005	—	—	<0.005	—	0.05 以下
フェノール類	mg/L	—	<0.005	—	—	<0.005	—	
銅	mg/L	—	<0.01	—	—	<0.01	—	
溶解性鉄	mg/L	—	<0.1	—	—	<0.1	—	
溶解性マンガン	mg/L	—	<0.1	—	—	<0.1	—	
クロム	mg/L	—	<0.02	—	—	<0.02	—	
フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	—	—	—	—	—	—	
ニッケル	mg/L	—	—	—	—	—	—	
アンチモン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
モリブデン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
1,2-ジクロロプロパン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
p-ジクロロベンゼン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
イソキサチオン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
ダイアジノン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
フェニトロチオン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
イソプロチオラン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
オキシ銅	mg/L	—	—	—	—	—	—	
クロロタロニル	mg/L	—	—	—	—	—	—	
プロピザミド	mg/L	—	—	—	—	—	—	
EPN	mg/L	—	—	—	—	—	—	
ジクロロボス	mg/L	—	—	—	—	—	—	
フェノブカルブ	mg/L	—	—	—	—	—	—	
イプロベンホス	mg/L	—	—	—	—	—	—	
クロルニトロフェン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
トルエン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
キシレン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
塩化ビニルモノマー	mg/L	—	—	—	—	—	—	
エビクロヒドリン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
全マンガン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
ウラン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
クロホルム	mg/L	—	—	—	—	—	—	
フェノール	mg/L	—	—	—	—	—	—	
ホルムアルデヒド	mg/L	—	—	—	—	—	—	
4-tert-オクチルフェノール	mg/L	—	—	—	—	—	—	
アニリン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
2,4-ジクロロフェノール	mg/L	—	—	—	—	—	—	
ペルフルオロオクタンスルホン酸	mg/L	—	—	—	—	—	—	
ペルフルオロオクタン酸	mg/L	—	—	—	—	—	—	
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	mg/L	—	—	—	—	—	—	

注:“不検出”及び“<”については、指定された測定方法により測定した結果が当該方法の定量下限値を下回ることをいう。

“—”については、測定していない項目である。

公共用水域水質測定結果（染井新橋）

水域名 採水地点 採水年 採水月日 採水時刻		染井入落 染井新橋				環境基準
		2023			2024	
		5月12日	8月4日	11月10日	2月2日	
		14:50	09:50	09:50	09:25	
色相		灰茶色・中	黄色・淡(明)	黄色・淡(明)	黄色・淡(明)	
臭気		土臭(微)	下水臭(微)	川藻臭(微)	下水臭(微)	
水温	℃	21.4	29.0	16.2	5.3	
透視度	m	—	—	—	—	
流量	m ³ /sec	0.41	0.13	0.00	0.00	
水素イオン濃度		8.2	7.8	8.0	8.0	
溶存酸素量	mg/L	11.4	6.1	10.4	8.2	
生物化学的酸素要求量	mg/L	4.6	1.9	1.6	3.0	
化学的酸素要求量	mg/L	9.2	6.7	4.4	4.5	
浮遊物質	mg/L	30	3	1	3	
大腸菌数	CFU/100mL	—	59	—	470	
ノルマルヘキサン抽出物質	mg/L	—	<0.5	—	—	
全窒素	mg/L	1.3	2.2	5.1	3.6	
全りん	mg/L	0.14	0.086	0.10	0.13	
全亜鉛	mg/L	—	0.005	—	—	0.03 以下
カドミウム	mg/L	<0.0003	<0.0003	<0.0003	<0.0003	0.003 以下
全シアン	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	不検出
鉛	mg/L	<0.001	<0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.005	<0.005	<0.005	<0.005	0.02 以下
砒素	mg/L	<0.001	0.001	<0.001	<0.001	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	<0.0005	<0.0005	<0.0005	0.0005 以下
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	—	<0.0005	—	—	不検出
ジクロロメタン	mg/L	—	<0.002	—	—	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	—	<0.0002	—	—	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	<0.0004	—	—	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	<0.01	—	—	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	<0.004	—	—	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	<0.1	—	<0.1	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	<0.0006	—	—	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	—	<0.001	—	<0.001	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	—	<0.001	—	<0.001	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	<0.0002	—	—	0.002 以下
チウラム	mg/L	—	<0.0006	—	—	0.006 以下
シマジン	mg/L	—	<0.0003	—	—	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	—	<0.002	—	—	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	—	<0.001	—	—	0.01 以下
セレン	mg/L	—	<0.001	—	—	0.01 以下
硝酸性窒素	mg/L	0.60	1.73	3.9	2.80	合計で10 以下
亜硝酸性窒素	mg/L	<0.03	0.05	0.14	0.12	
ふっ素	mg/L	0.11	0.13	<0.08	<0.08	0.8 以下
ほう素	mg/L	<0.1	<0.1	<0.1	<0.1	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	—	<0.005	—	—	0.05 以下
フェノール類	mg/L	—	—	—	—	
銅	mg/L	—	—	—	—	
溶解性鉄	mg/L	—	—	—	—	
溶解性マンガン	mg/L	—	—	—	—	
クロム	mg/L	—	—	—	—	
フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	—	—	—	—	
ニッケル	mg/L	—	—	—	—	
アンチモン	mg/L	—	—	—	—	
モリブデン	mg/L	—	—	—	—	
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	
1,2-ジクロロプロパン	mg/L	—	—	—	—	
p-ジクロロベンゼン	mg/L	—	—	—	—	
イソキサチオン	mg/L	—	—	—	—	
ダイアジノン	mg/L	—	—	—	—	
フェニトロチオン	mg/L	—	—	—	—	
イソプロチオラン	mg/L	—	—	—	—	
オキシ銅	mg/L	—	—	—	—	
クロロタロニル	mg/L	—	—	—	—	
プロピザミド	mg/L	—	—	—	—	
EPN	mg/L	—	—	—	—	
ジクロロボス	mg/L	—	—	—	—	
フェノブカルブ	mg/L	—	—	—	—	
イプロベンホス	mg/L	—	—	—	—	
クロロニトロフェン	mg/L	—	—	—	—	
トルエン	mg/L	—	—	—	—	
キシレン	mg/L	—	—	—	—	
塩化ビニルモノマー	mg/L	—	—	—	—	
エビクロヒドリン	mg/L	—	—	—	—	
全マンガン	mg/L	—	—	—	—	
ウラン	mg/L	—	—	—	—	
クロロホルム	mg/L	—	—	—	—	
フェノール	mg/L	—	—	—	—	
ホルムアルデヒド	mg/L	—	—	—	—	
4-tert-オクチルフェノール	mg/L	—	—	—	—	
アニリン	mg/L	—	—	—	—	
2,4-ジクロロフェノール	mg/L	—	—	—	—	
ペルフルオロオクタンスルホン酸	mg/L	—	—	—	—	
ペルフルオロオクタナ酸	mg/L	—	—	—	—	
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及1,4-ペルフルオロオクタナ酸(PFOA)	mg/L	—	—	—	—	

注：“不検出”及び“<”については、指定された測定方法により測定した結果が当該方法の定量下限値を下回ることという。

“—”については、測定していない項目である。

(8) 手賀沼

ア 概要

手賀沼は、印旛沼とともに千葉県を代表する湖沼であり、千葉県北西部に位置する細長い沼です。また、手賀沼の周辺は風光明媚なことから、昭和27年10月には自然公園法に基づき、手賀沼、印旛沼及びその周辺を含めた66.06km²が県立印旛手賀自然公園として指定されています。

手賀沼の概況（令和3年4月1日現在）

面 積	約6.5km ²
周 囲	約38.0km
水 深	平均0.86m，最深3.8m
湛 水 量	約560万m ³
流 域 面 積	約144km ²
流 域 人 口	約54.3万人
流域市町村	柏市，我孫子市，流山市，松戸市，鎌ヶ谷市，印西市，白井市
流 入 河 川	大津川，大堀川，金山落，亀成川，染井入落

イ 現況

手賀沼の水質調査は、千葉県が3地点（根戸下，手賀沼中央，布佐下）及び本市が1地点（下手賀沼中央）で実施しています（環境基準点は手賀沼中央）。

手賀沼は、環境省（旧環境庁）が全国の水質汚濁状況の調査結果を公表し始めた昭和49年度から平成12年度まで、27年連続で全国湖沼の水質のワーストとなってきましたが、湖沼水質保全計画による下水道の整備，北千葉導水事業などの対策，さらには手賀沼の汚濁要因の5割を占める生活排水の対策として，台所での三角コーナーやろ紙袋の利用などの「家庭でできる浄化対策」の実践促進などにより水質は大幅に改善してきており，令和5年度の手賀沼中央のCOD75%値は11mg/Lでした。

しかし，依然として環境基準5mg/Lを超える値を示しているため，今後も水質の改善に向けて対策を推進していきます。

ウ 手賀沼水質浄化対策

(ア) 千葉県及び流域市村の共同事業

手賀沼の水質を浄化するため，千葉県及び流域市により手賀沼水環境保全協議会を組織し，経費を分担しながら次の浄化事業を実施しています。

- a 水環境創造事業
- b 水生植物再生活用事業
- c 河川浄化施設（りん除去施設）による排水路浄化事業
- d その他

(イ) 国（国土交通省）の事業

国で実施している北千葉導水事業の目的は次に示すとおりです。

- a 手賀川流域等の内水排除
- b 首都圏への都市用水の供給

c 手賀沼等の水質浄化

この事業は、昭和49年に建設に着手して、26年間を要し平成11年度に完成しました。

平成12年度から本格稼動になり手賀沼の浄化に大きな効果を上げています。

手賀沼水質 年平均値の経年変化

(単位:mg/L)

項目・地点 \ 年度		令和元年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	環境基準
COD	手賀沼中央	8.8(10)	10(11)	9.0(10)	10(11)	9.8(11)	5以下
	下手賀沼中央	11(13)	11(13)	11(11)	10(12)	13(14)	—
全窒素	手賀沼中央	2.3	2.3	2.3	2.2	2.1	1以下
	下手賀沼中央	2.3	2.5	2.1	2.3	2.1	—
全りん	手賀沼中央	0.15	0.17	0.15	0.16	0.17	0.1以下
	下手賀沼中央	0.16	0.17	0.13	0.14	0.15	—

注：() は75パーセント値

注：手賀沼中央は千葉県公共用水域水質測定結果より

公共用水域水質測定結果(下手賀沼中央)

水域名 採水地点 採水年 採水月日 採水時刻 色相 臭気 水温 透視度 流量		手賀沼 下手賀沼中央 2023						環境基準
		4月19日	5月12日	6月15日	7月7日	8月4日	9月13日	
		10:00	15:55	12:20	12:10	08:50	09:40	
		茶褐色・淡(明)	茶褐色・淡(明)	黄緑色・淡(明)	黄緑色・淡(明)	茶褐色・淡(明)	茶褐色・淡(明)	
		川藻臭(微)	カビ臭(微)	カビ臭(微)	川藻臭(微)	川藻臭(微)	カビ臭(微)	
	℃	18.8	20.6	24.3	30.1	30.5	29.8	
	m	0.45	0.38	0.40	0.35	0.35	0.40	
	m ³ /sec	—	—	—	—	—	—	
水素イオン濃度		9.1	8.7	8.6	9.0	8.4	9.1	6.5~8.5
溶存酸素量	mg/L	15.8	11.8	10.7	15.4	6.9	13.6	5 以上
生物化学的酸素要求量	mg/L	10	7.5	5.4	8.4	5.6	7.7	
化学的酸素要求量	mg/L	13	12	14	16	12	12	5 以下
浮遊物質質量	mg/L	34	36	24	39	38	28	15 以下
大腸菌数	CFU/100mL	—	—	—	—	3	—	
ノルマルヘキサノ抽出物質	mg/L	—	—	i	—	<0.5	—	
全窒素	mg/L	1.8	1.3	1.4	1.4	0.77	1.7	1 以下
全りん	mg/L	0.14	0.15	0.13	0.18	0.18	0.13	0.1 以下
全亜鉛	mg/L	—	0.008	—	—	0.005	—	0.03 以下
ノニルフェノール	mg/L	—	<0.00006	—	—	<0.00006	—	0.002 以下
LAS	mg/L	—	0.0010	—	—	0.0007	—	0.05 以下
カドミウム	mg/L	<0.0003	—	<0.0003	—	<0.0003	—	0.003 以下
全シアン	mg/L	<0.1	—	<0.1	—	<0.1	—	不検出
鉛	mg/L	<0.001	—	<0.001	—	<0.001	—	0.01 以下
六価クロム	mg/L	<0.005	—	<0.005	—	<0.005	—	0.02 以下
砒素	mg/L	<0.001	—	<0.001	—	<0.001	—	0.01 以下
総水銀	mg/L	<0.0005	—	<0.0005	—	<0.0005	—	0.0005 以下
ポリ塩化ビフェニル	mg/L	—	—	—	—	<0.0005	—	不検出
ジクロロメタン	mg/L	—	<0.002	—	—	<0.002	—	0.02 以下
四塩化炭素	mg/L	—	<0.0002	—	—	<0.0002	—	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg/L	—	<0.0004	—	—	<0.0004	—	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg/L	—	<0.01	—	—	<0.01	—	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	<0.004	—	—	<0.004	—	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg/L	—	<0.1	—	—	<0.1	—	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg/L	—	<0.0006	—	—	<0.0006	—	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg/L	—	<0.001	—	—	<0.001	—	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg/L	—	<0.001	—	—	<0.001	—	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg/L	—	—	—	—	<0.0002	—	0.002 以下
チウラム	mg/L	—	—	—	—	<0.0006	—	0.006 以下
シマジン	mg/L	—	—	—	—	<0.0003	—	0.003 以下
チオベンカルブ	mg/L	—	—	—	—	<0.002	—	0.02 以下
ベンゼン	mg/L	—	<0.001	—	—	<0.001	—	0.01 以下
セレン	mg/L	—	—	—	—	<0.001	—	0.01 以下
硝酸性窒素	mg/L	0.57	—	0.36	—	<0.03	—	合計で10 以下
亜硝酸性窒素	mg/L	0.04	—	0.03	—	<0.03	—	
ふっ素	mg/L	0.08	—	0.15	—	0.20	—	0.8 以下
ほう素	mg/L	<0.1	—	<0.1	—	<0.1	—	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	—	<0.005	—	—	<0.005	—	0.05 以下
フェノール類	mg/L	—	<0.005	—	—	<0.005	—	
銅	mg/L	—	<0.01	—	—	<0.01	—	
溶解性鉄	mg/L	—	<0.1	—	—	<0.1	—	
溶解性マンガン	mg/L	—	<0.1	—	—	<0.1	—	
クロム	mg/L	—	<0.02	—	—	<0.02	—	
フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	—	—	—	—	—	—	
ニッケル	mg/L	—	—	—	—	—	—	
アンチモン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
モリブデン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
1,2-ジクロロプロパン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
p-ジクロロベンゼン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
イソキサチオン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
ダイアジノン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
フェニトロチオン(MEP)	mg/L	—	—	—	—	—	—	
イソプロチオラン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
オキシ銅(有機銅)	mg/L	—	—	—	—	—	—	
クロロタニール(TPN)	mg/L	—	—	—	—	—	—	
プロピザミド	mg/L	—	—	—	—	—	—	
ENP	mg/L	—	—	—	—	—	—	
ジクロロボス(DDVP)	mg/L	—	—	—	—	—	—	
フェノプロカルブ(BPMC)	mg/L	—	—	—	—	—	—	
イプロベンボス(IBP)	mg/L	—	—	—	—	—	—	
クロロニトロフェン(CNP)	mg/L	—	—	—	—	—	—	
トルエン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
キシレン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
塩化ビニルモノマー	mg/L	—	—	—	—	—	—	
エピクロヒドリン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
全マンガン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
ウラン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
クロロホルム	mg/L	—	—	—	—	—	—	
フェノール	mg/L	—	—	—	—	—	—	
ホルムアルデヒド	mg/L	—	—	—	—	—	—	
4-tert-オクチルフェノール	mg/L	—	—	—	—	—	—	
アニリン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
2,4-ジクロロフェノール	mg/L	—	—	—	—	—	—	
ペルフルオロオクタンスルホン酸	mg/L	—	—	—	—	—	—	
ペルフルオロオクタナ酸	mg/L	—	—	—	—	—	—	
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタナ酸(PFOA)	mg/L	—	—	—	—	—	—	
底層DO	mg/L	15.6	11.5	10.6	12.4	5.8	13.6	

注: 不検出とは、指定された測定方法により測定した結果が、当該方法の定量下限値を下回ることという。

“—”については、測定していない項目である。

公共用水域水質測定結果(下手賀沼中央)

水域名 採水地点 採水年 採水月日 採水時刻 色相 臭気 水温 透視度 流量		手賀沼 下手賀沼中央						環境基準
		2023			2024			
		10月13日 11:45 茶褐色・淡(明) 川藻臭(微) 20.7 0.38 —	11月10日 08:45 黄色・淡(明) 川藻臭(微) 18.3 0.30 —	12月1日 08:25 黄色・淡(明) 川藻臭(微) 10.7 0.50 —	1月5日 08:25 黄色・淡(明) 川藻臭(微) 6.7 0.42 —	2月2日 08:20 茶褐色・淡(明) 川藻臭(微) 6.8 0.35 —	3月2日 08:25 茶褐色・淡(明) 川藻臭(微) 8.2 0.32 —	
水素イオン濃度		9.1	9.2	8.5	9.1	9.3	9.3	6.5～8.5
溶存酸素量	mg／L	13	14.6	11.6	16.4	16.6	13.8	5 以上
生物化学的酸素要求量	mg／L	7.9	12	6.3	8.4	8.8	7.5	
化学的酸素要求量	mg／L	12	15	7.6	8.7	13	17	5 以下
浮遊物質質量	mg／L	31	49	15	17	39	47	15 以下
大腸菌数	CFU/100mL	—	—	—	—	<1	—	
ノルマルヘキサン抽出物質	mg／L	—	—	—	—	<0.5	—	
全窒素	mg／L	2.2	2.5	3.3	3.4	2.8	2.3	1 以下
全りん	mg／L	0.14	0.24	0.094	0.095	0.13	0.15	0.1 以下
全亜鉛	mg／L	—	0.006	—	—	0.006	—	0.03 以下
ノニルフェノール	mg／L	—	<0.00006	—	—	<0.00006	—	0.002 以下
LAS	mg／L	—	0.0023	—	—	0.0093	—	0.05 以下
カドミウム	mg／L	<0.0003	—	<0.0003	—	<0.0003	—	0.003 以下
全シアン	mg／L	<0.1	—	<0.1	—	<0.1	—	不検出
鉛	mg／L	0.001	—	<0.001	—	<0.001	—	0.01 以下
六価クロム	mg／L	<0.005	—	<0.005	—	<0.005	—	0.02 以下
砒素	mg／L	<0.001	—	<0.001	—	<0.001	—	0.01 以下
総水銀	mg／L	<0.0005	—	<0.0005	—	<0.0005	—	0.0005 以下
ポリ塩化ビフェニル	mg／L	—	—	—	—	—	—	不検出
ジクロロメタン	mg／L	—	<0.002	—	—	<0.002	—	0.02 以下
四塩化炭素	mg／L	—	<0.0002	—	—	<0.0002	—	0.002 以下
1,2-ジクロロエタン	mg／L	—	<0.0004	—	—	<0.0004	—	0.004 以下
1,1-ジクロロエチレン	mg／L	—	<0.01	—	—	<0.01	—	0.1 以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	mg／L	—	<0.004	—	—	<0.004	—	0.04 以下
1,1,1-トリクロロエタン	mg／L	—	<0.1	—	—	<0.1	—	1 以下
1,1,2-トリクロロエタン	mg／L	—	<0.0006	—	—	<0.0006	—	0.006 以下
トリクロロエチレン	mg／L	—	<0.001	—	—	<0.001	—	0.01 以下
テトラクロロエチレン	mg／L	—	<0.001	—	—	<0.001	—	0.01 以下
1,3-ジクロロプロペン	mg／L	—	—	—	—	—	—	0.002 以下
チウラム	mg／L	—	—	—	—	—	—	0.006 以下
シマジン	mg／L	—	—	—	—	—	—	0.003 以下
チオベンカルブ	mg／L	—	—	—	—	—	—	0.02 以下
ベンゼン	mg／L	—	<0.001	—	—	<0.001	—	0.01 以下
セレン	mg／L	—	<0.001	—	—	—	—	0.01 以下
硝酸性窒素	mg/L	1.03	—	2.15	—	1.51	—	合計で10 以下
亜硝酸性窒素	mg/L	0.06	—	0.05	—	0.04	—	
ふっ素	mg/L	0.08	—	<0.08	—	<0.08	—	0.8 以下
ほう素	mg/L	<0.1	—	<0.1	—	<0.1	—	1 以下
1,4-ジオキサン	mg/L	—	—	—	—	<0.005	—	0.05 以下
フェノール類	mg/L	—	<0.005	—	—	<0.005	—	
銅	mg/L	—	<0.01	—	—	<0.01	—	
溶解性鉄	mg/L	—	<0.1	—	—	<0.1	—	
溶解性マンガン	mg/L	—	<0.1	—	—	<0.1	—	
クロム	mg/L	—	<0.02	—	—	<0.02	—	
フタル酸ジエチルヘキシル	mg/L	—	—	—	—	—	—	
ニッケル	mg/L	—	—	—	—	—	—	
アンチモン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
モリブデン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
トランス-1,2-ジクロロエチレン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
1,2-ジクロロプロパン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
p-ジクロロベンゼン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
イソキサチオン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
ダイアジノン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
フェントロチオン(MEP)	mg/L	—	—	—	—	—	—	
イソプロチオラン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
オキシ銅(有機銅)	mg/L	—	—	—	—	—	—	
クロタニール(TPN)	mg/L	—	—	—	—	—	—	
プロピザミド	mg/L	—	—	—	—	—	—	
ENP	mg/L	—	—	—	—	—	—	
ジクロロボス(DDVP)	mg/L	—	—	—	—	—	—	
フェノプロカルブ(BPMC)	mg/L	—	—	—	—	—	—	
イプロベンホス(IBP)	mg/L	—	—	—	—	—	—	
クロルニトロフェン(CNP)	mg/L	—	—	—	—	—	—	
トルエン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
キシレン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
塩化ビニルモノマー	mg/L	—	—	—	—	—	—	
エビクロヒドリリン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
全マンガン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
ウラン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
クロロホルム	mg/L	—	—	—	—	—	—	
フェノール	mg/L	—	—	—	—	—	—	
ホルムアルデヒド	mg/L	—	—	—	—	—	—	
4-tert-オクチルフェノール	mg/L	—	—	—	—	—	—	
アニリン	mg/L	—	—	—	—	—	—	
2,4-ジクロロフェノール	mg/L	—	—	—	—	—	—	
ペルフルオロオクタンスルホン酸	mg／L	—	—	—	—	—	—	
ペルフルオロオクタン酸	mg／L	—	—	—	—	—	—	
ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS) 及びペルフルオロオクタン酸(PFOA)	mg／L	—	—	—	—	—	—	
底層DO	mg/L	13.8	12.3	11.5	15.1	16.1	13.8	

注: 不検出とは、指定された測定方法により測定した結果が、当該方法の定量下限値を下回ることをいう。

“—”については、測定していない項目である。

2 地下水汚染

(1) 地下水汚染調査の経緯

昭和63年10月と平成元年3月にトリクロロエチレン等使用事業場内及び周辺井戸の地下水を調査した結果、6地区10本の井戸から「千葉県地下水汚染防止対策指導要綱」の地下水の水質に係る基準値を超過するトリクロロエチレン等が検出されました。

平成元年10月、水質汚濁防止法の改正（平成元年10月1日施行）により、水質測定計画に基づく地下水の水質測定が義務づけられたため、同計画に基づく概況調査として当初は市内を2kmメッシュに区分し調査を実施していましたが、平成4年度以降は1kmメッシュに区分し調査を実施しています。

(2) 令和5年度の地下水汚染調査

水質汚濁防止法第16条の規定により、千葉県が水質測定計画を作成し本市の区域について地下水の水質を常時監視するために行う水質の測定等です。

ア 調査区分

(ア) 概況調査

柏市全域の地下水質の状況を把握するために実施する調査。この調査は、定点観測、移動観測に分けて実施します。

区 分	測 定 項 目
概況調査 (環境基準項目の28項目)	カドミウム, 全シアン, 鉛, 六価クロム, 砒素, 総水銀, アルキル水銀, PCB, ジクロロメタン, 四塩化炭素, クロロエチレン, 1,2-ジクロロエタン, 1,1-ジクロロエチレン, 1,2-ジクロロエチレン, 1,1,1-トリクロロエタン, 1,1,2-トリクロロエタン, トリクロロエチレン, テトラクロロエチレン, 1,3-ジクロロプロペン, チウラム, シマジン, チオベンカルブ, ベンゼン, セレン, 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素, ふっ素, ほう素, 1,4-ジオキサン

(イ) 要監視項目調査

要監視項目を対象として、地下水の概況を把握するために実施する調査。

区 分	測 定 項 目
要監視項目調査 (要監視項目の25項目)	クロロホルム, 1,2-ジクロロプロパン, p-ジクロロベンゼン, イソキサチオン, ダイアジノン, フェニトロチオン, イソプロチオラン, オキシ銅, クロロタロニル, プロピザミド, EPN, ジクロロボス, フェノブカルブ, イプロベンホス, クロロニトロフェン, トルエン, キシレン, フタル酸ジエチルヘキシル, ニッケル, モリブデン, アンチモン, エピクロロヒドリン, 全マンガン, ウラン, PFOS 及び PFOA

(ウ) 定期モニタリング調査

地下水の水質汚濁に係る環境基準値を超過した地下水を、継続的に監視する調査。

(エ) 汚染地区等における地下水継続監視調査

これまでに、トリクロロエチレン等の地下水汚染が確認された地区の汚染状態を継続的に監視するための調査。

イ 調査結果

(ア) 概況調査

令和5年11月に、定点観測1地点、移動観測11地点を対象として、カドミウム等環境基準健康項目28項目を調査しました。

その結果、すべての地点で環境基準を満たしました。

概況調査地点

定点観測及び移動観測					
地点名	所在地	備考	地点名	所在地	備考
No. 1	大青田	移動観測	No. 7	岩井	移動観測
No. 2	西原	移動観測	No. 8	片山	移動観測
No. 3	若柴	移動観測	No. 9	若白毛	移動観測
No. 4	増尾	移動観測	No. 10	高柳	移動観測
No. 5	豊四季	移動観測	No. 11	藤ヶ谷	移動観測
No. 6	柏	移動観測	No. 12	船戸	定点観測

(イ) 要監視項目調査

平成5年3月に地下水に係る「要監視項目」が規定されました。この項目は人の健康の保護に関連する物質ですが、地下水における検出状況から見て、現時点では直ちに環境基準健康項目とはせず、継続して地下水の水質測定を行い、知見の集積に努めるべきと判断され地下水の水質測定計画に盛り込まれたものです。

概況調査と併せて、移動観測11地点のうち3地点において要監視項目のEPN（有機リン）、ニッケル、アンチモン、エピクロロヒドリン、全マンガン、ウラン、PFOS及びPFOAを調査しました。その結果、すべての地点で環境指針値を満たしました。

(ウ) 定期モニタリング調査

地下水汚染が確認されている地区の地下水質の継続監視を目的として、高田字中ノ台地区では平成2年度から、大青田地区では平成13年度から、沼南町との合併で平成17年度からは塚崎地区、大島田地区を加え各地区で1本、合計4本の井戸の水質調査を実施していましたが、大島田地区で平成20年度以降に採水不可となったため調査を中止しました。大青田地区についても同様に平成22年度以降に採水不可となったため調査対象井戸を変更し、当該地区の調査を平成25年度に再開しました。高田地区につきましても、平成29年度より対象井戸を変更し調査を実施しています。

平成19年度までは、千葉県地下水汚染防止対策指導要綱の対象物質の9項目について、地下水の指導基準と対比していましたが、平成20年7月に同要綱が廃止されたため、平成21年度からは地下水の水質汚濁に係る環境基準と対比しています。

令和5年度に年2回調査を実施した年平均値は、高田字中ノ台地区では1,2-ジクロロエチレン、クロロエチレンが、塚崎地区では1,2-ジクロロエチレンが、大青田地区ではテトラクロロエチレンが環境基準を超過しています。

(エ) 汚染地区等における地下水継続監視調査

- ① 地下水の概況調査において、地下水汚染が確認された地区のうち、トリクロロエチレン等がこれまでに一度でも「千葉県地下水汚染防止対策要綱」（平成2

1年度からは「地下水の環境基準」)の地下水の水質に係る基準を超過したり、基準以下であっても比較的高濃度で検出されたことのある井戸、およびその周辺の井戸、合計9本を抽出して年1回の令和5年1月に地下水等の継続監視調査を実施しました。また、そのうち3本の井戸については現在地下水汚染が無いことを確認するため、年4回の調査を実施しました。

その結果、布施下、東一丁目、塚崎、大島田地区でトリクロロエチレン等揮発性有機化合物が、合計6本の井戸で環境基準値を超過しました。また、年4回の調査を実施した井戸はすべての項目で環境基準を満たしました。

(注) 既存汚染地区の基準超過検出井戸のうち、埋め戻し等により廃止又は5年連続で汚染物質不検出の井戸については調査を実施していません。

- ② 平成16年に、高田地区に設置されている井戸から水道水質基準を超過する1,4-ジオキサンが検出されました。(当時、1,4-ジオキサンは環境基準項目ではありませんでしたが、平成21年から環境基準項目になっています。)

令和2年度に同地区で実施した汚染機構解明調査により、1,2-ジクロロエチレン及びベンゼンが環境基準値を超過して検出されました。

令和3年度に調査対象に追加した1本の井戸でクロロエチレン、1,4-ジオキサン、ベンゼンが環境基準を超過しました。

以降、年に1回水質調査を継続して実施しています。(1,2-ジクロロエチレンについては定期モニタリングにて調査を実施)

令和5年は7本の井戸で調査を実施しました。結果、7本の井戸で1,4-ジオキサンが、3本の井戸でベンゼンが、1本の井戸でクロロエチレンが環境基準を超過しました。

- ③ 平成15年に、花野井地区で確認された土壌汚染に伴い、周辺井戸19本の水質調査を実施したところ、地下水環境基準を超過するトリクロロエチレン、シス-1,2-ジクロロエチレンがそれぞれ1本の井戸から検出されました。(平成21年度の環境基準項目変更により、シス-1,2-ジクロロエチレンは1,2-ジクロロエチレンに変更されています。)

その後、複数年連続で測定値が環境基準値以下であった井戸については対象から外しながら水質調査を継続しています。

令和5年度は2本の井戸について水質調査を実施し、2本の井戸でトリクロロエチレン及び1,2-ジクロロエチレンが環境基準を超過しました。

概況調査結果

(単位:mg/L)

種類	移動観測											定点観測	環境基準
地点	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	No.10	No.11	No.12	
地点大字	大青田	西原	若柴	増尾	豊四季	柏	岩井	片山	若白毛	高柳	藤ヶ谷	船戸	
カドミウム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003以下
全シアン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
鉛	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01以下
六価クロム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02以下
砒素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.001	不検出	0.001	0.003	0.004	不検出	0.01以下
総水銀	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.0005以下
アルキル水銀	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	検出されないこと
PCB	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
ジクロロメタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02以下
四塩化炭素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002以下
クロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002以下
1,2-ジクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.004以下
1,1-ジクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.1以下
シス-1,2-ジクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	—
トランス-1,2-ジクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	—
1,2-ジクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.04以下
1,1,1-トリクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	1以下
1,1,2-トリクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006以下
トリクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.004	不検出	0.01以下
テトラクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01以下
1,3-ジクロロプロペン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002以下
チウラム	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.006以下
シマジン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.003以下
チオベンカルブ	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.02以下
ベンゼン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01以下
セレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.001	不検出	0.01以下
硝酸性窒素	6.0	3.1	不検出	4.6	不検出	6.2	0.03	不検出	2.9	不検出	5.8	不検出	—
亜硝酸性窒素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	—
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	6.0	3.1	不検出	4.7	不検出	6.2	0.06	不検出	3.0	不検出	5.9	不検出	10以下
フッ素	不検出	不検出	不検出	不検出	0.09	不検出	不検出	0.16	不検出	不検出	不検出	不検出	0.8以下
ほう素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	1以下
1,4-ジオキサン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.05以下

(注1) アルキル水銀は、総水銀が検出されたときに分析を行う。

(注2) カドミウムが平成23年10月27日に環境基準値改正(0.01mg/L以下から0.003mg/L以下に改正)

(注3) トリクロロエチレンが平成26年11月17日に環境基準値改正(0.03mg/L以下から0.01mg/L以下に改正)

(注4) 六価クロムが令和4年4月に環境基準値改正(0.05mg/L以下から0.02mg/L以下に改正)

(注5) 不検出とは、指定された測定方法により測定した結果が、当該方法の定量下限値を下回することをいう。

要監視項目調査結果

(単位:mg/L)

種類	移動観測											定点観測	指針値
地点	No.1	No.2	No.3	No.4	No.5	No.6	No.7	No.8	No.9	No.10	No.11	No.12	
地点大字	大青田	西原	若柴	増尾	豊四季	柏	岩井	片山	若白毛	高柳	藤ヶ谷	船戸	
EPN(有機リン)	不検出	—	—	—	—	不検出	—	—	—	—	不検出	—	0.006以下
ニッケル	不検出	—	—	—	—	不検出	—	—	—	—	不検出	—	—
アンチモン	不検出	—	—	—	—	不検出	—	—	—	—	不検出	—	0.02以下
エピクロヒドリン	不検出	—	—	—	—	不検出	—	—	—	—	不検出	—	0.0004以下
全マンガン	不検出	—	—	—	—	不検出	—	—	—	—	不検出	—	0.2以下
ウラン	不検出	—	—	—	—	不検出	—	—	—	—	0.0004	—	0.002以下
PFOS及びPF6A	0.000022	—	—	—	—	0.000002	—	—	—	—	不検出	—	0.00005以下

定期モニタリング調査の年間平均値

高田字中ノ台

単位(mg/L)

項 目	令和元年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	環境基準
トリクロロエチレン	0.001	不検出	不検出	不検出	不検出	0.01
テトラクロロエチレン	0.0005	不検出	0.0005	不検出	0.001	0.01
1,1,1-トリクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	1
四塩化炭素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002
1,2-ジクロロエタン	0.0021	0.0026	0.0017	0.0024	0.0023	0.004
1,1-ジクロロエチレン	0.002	0.0055	0.0075	0.0075	0.0035	0.1
1,2-ジクロロエチレン	0.026	0.12	0.16	0.15	0.063	0.04
クロロエチレン	0.10	0.074	0.13	0.076	0.086	0.002

塚崎

単位(mg/L)

項 目	令和元年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	環境基準
トリクロロエチレン	0.002	0.003	0.003	0.003	0.0025	0.01
テトラクロロエチレン	0.0054	0.0059	0.0064	0.0058	0.0051	0.01
1,2-ジクロロエチレン	0.090	0.075	0.085	0.065	0.056	0.04

大青田

単位(mg/L)

項 目	令和元年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	環境基準
トリクロロエチレン	0.0060	0.0055	0.0060	0.0050	0.0045	0.01
テトラクロロエチレン	0.032	0.029	0.036	0.029	0.023	0.01
1,1,1-トリクロロエタン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	1
四塩化炭素	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002
1,1-ジクロロエチレン	0.0020	0.0020	0.0020	0.0020	0.0020	0.1
1,2-ジクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.04
クロロエチレン	不検出	不検出	不検出	不検出	不検出	0.002

注1: 不検出とは、指定された測定方法により測定した結果が、当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注2: 年間の平均値を記載

汚染地区等における地下水継続監視調査①

(単位:mg/L)

汚染地区名	井戸番号	調査項目	過去最高濃度 (年度)	令和4年度	令和5年度	環境基準
布施下	TTK	砒素	0.032(H10)	—	<u>0.017</u>	0.01以下
中央一丁目	K-1	トリクロロエチレン	<u>0.053(H20)</u>	0.002	0.002	0.01以下
東一丁目	Z-1	トリクロロエチレン	0.011(H20)	不検出	不検出	0.01以下
		テトラクロロエチレン	<u>0.092(H19)</u>	<u>0.017</u>	<u>0.018</u>	0.01以下
		1,1-ジクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	0.1以下
		1,2-ジクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	0.04以下
東一丁目	Z-2	トリクロロエチレン	0.001(H30)	不検出	不検出	0.01以下
		テトラクロロエチレン	<u>0.079(H22)</u>	<u>0.011</u>	<u>0.014</u>	0.01以下
		1,1-ジクロロエチレン	不検出	不検出	不検出	0.1以下
		1,2-ジクロロエチレン	0.0004(H30)	不検出	不検出	0.04以下
塚崎	ST-11	トリクロロエチレン	<u>0.060(H7)</u>	不検出	不検出	0.01以下
		テトラクロロエチレン	<u>16(H6)</u>	<u>0.17</u>	<u>0.42</u>	0.01以下
		1,2-ジクロロエチレン	0.017(H6)	不検出	不検出	0.04以下
塚崎	ST-30	トリクロロエチレン	0.008(H8)	不検出	不検出	0.01以下
		テトラクロロエチレン	<u>0.16(H7)</u>	<u>0.10</u>	<u>0.057</u>	0.01以下
		1,2-ジクロロエチレン	—	不検出	不検出	0.04以下
大島田	SO-40	トリクロロエチレン	<u>0.10(H10)</u>	0.002	0.003	0.01以下
		テトラクロロエチレン	<u>0.018(H14)</u>	0.001	0.001	0.01以下
		1,2-ジクロロエチレン	0.025(H20)	0.004	0.007	0.04以下
大島田	SO-67	1,2-ジクロロエチレン	0.35(H26)	<u>0.14</u>	<u>0.12</u>	0.04以下
大島田	SO-85	トリクロロエチレン	<u>0.10(H11)</u>	0.003	0.003	0.01以下
		1,2-ジクロロエチレン	0.029(H18)	0.005	0.007	0.04以下

汚染地区等における地下水継続監視調査②

(単位:mg/L)

汚染地区名	井戸番号	調査項目	過去最高濃度 (年度)	令和4年度	令和5年度	環境基準
高田	K-3	1,4-ジオキサン	<u>4.7(H27)</u>	<u>3.2</u>	<u>4.7</u>	0.05以下
		ベンゼン	<u>0.017(R4)</u>	<u>0.017</u>	<u>0.022</u>	0.01以下
	K-5	1,4-ジオキサン	<u>0.73(H29)</u>	<u>0.3</u>	<u>0.32</u>	0.05以下
	K-7	1,4-ジオキサン	<u>18(H27)</u>	<u>5.1</u>	<u>4.5</u>	0.05以下
		ベンゼン	<u>0.028(R2)</u>	<u>0.025</u>	<u>0.023</u>	0.01以下
	K-8	1,4-ジオキサン	<u>2.2(H29)</u>	<u>1.6</u>	<u>1.9</u>	0.05以下
	K-9	1,4-ジオキサン	<u>0.21(H29)</u>	-	<u>0.15</u>	0.05以下
	K-10	1,4-ジオキサン	<u>0.60(H30)</u>	<u>0.58</u>	<u>0.37</u>	0.05以下
	K-11	クロロエチレン	<u>0.018(R3)</u>	0.0011	<u>0.0029</u>	0.002以下
		1,4-ジオキサン	<u>16(R3)</u>	<u>13</u>	<u>7.7</u>	0.05以下
		ベンゼン	<u>0.077(R4)</u>	<u>0.077</u>	<u>0.078</u>	0.01以下

汚染地区等における地下水継続監視調査③

(単位:mg/L)

汚染地区名	井戸番号	調査項目	過去最高濃度 (年度)	令和4年度	令和5年度	環境基準
花野井	H-1	トリクロロエチレン	<u>3.6(H23)</u>	<u>0.64</u>	<u>0.22</u>	0.01以下
		1,1-ジクロロエチレン	0.042(H23)	0.013	0.002	0.1以下
		1,2-ジクロロエチレン	<u>0.48(H29)</u>	<u>0.46</u>	<u>0.12</u>	0.04以下
	H-14	トリクロロエチレン	<u>0.69(H22)</u>	<u>0.007</u>	<u>0.019</u>	0.01以下
		1,1-ジクロロエチレン	0.015(H22)	不検出	不検出	0.1以下
		1,2-ジクロロエチレン	0.037(R2)	0.02	<u>0.063</u>	0.04以下

注1:不検出とは、指定された測定方法により測定した結果が、当該方法の定量限界を下回ることをいう。

注2:トリクロロエチレンの環境基準値は、平成26年11月17日0.03mg/Lから0.01mg/Lに変更された。

注3:TTKは2年に1回調査している。

注4:K-1、SO-85、SO-40は年間の平均値を記載。

第3節 水質汚濁の対策

1 事業場の規制

(1) 特定事業場及び届出状況

本市における、水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法及び柏市環境保全条例に基づく特定事業場数は、314事業場（令和5年3月31日現在）です。

本市が平成20年度から中核市に移行したことに伴い、それまで千葉県環境保全条例に基づく特定事業場とされていた事業場は、そのまま柏市環境保全条例に基づく特定事業場として移行されました。

また、東京湾の水質保全のために、平成3年4月に指定地域内（東京湾流域）の201人から500人槽のし尿浄化槽が特定施設に追加指定され、現在5事業場が総量規制の適用を受けています。

平成元年1月からは、千葉県地下水汚染防止対策指導要綱が施行され、トリクロロエチレン等を使用する事業場に対しても規制を行ってきましたが、本要綱制定後に環境基本法、水質汚濁防止法、土壤汚染対策法及び千葉県環境保全条例等の法令が整備され、本要綱の内容が関係法令に取り込まれ、地下水汚染対策及び土壤汚染対策を推進する制度が整ってきたため、平成19年度末をもって本要綱は廃止され、平成20年7月からは事業者の自主対策等を示した千葉県地質汚染防止対策ガイドラインが施行されています。

水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法及び柏市環境保全条例に基づく届出状況、及び河川別、業種別特定事業場一覧表をP111、112に示します。

令和5年度水質汚濁防止法等に基づく届出状況

届出種別	件数	届 出 種 別	件数
設置届出	10	氏名等変更届出	16
使用届出	0	廃止届出	8
構造等変更届出	3	承継届出	5
合計	42		

(2) 立入検査

立入検査は、排水規制が適用される事業場を対象に、水質汚濁防止法、湖沼水質保全特別措置法及び柏市環境保全条例に基づく排水基準の遵守状況の把握、有害物質の使用状況の確認、排水処理施設等の維持管理の徹底等の指導及び公害防止に係る啓発を目的として実施しています。

千葉県の排水規制は、BOD、SS等の生活環境項目は、日平均排水量30m³以上の事業場に適用され、有害物質は排水量に関係なくすべての事業場に適用されています。有害物質については、従来からのカドミウム等8項目に加え、PCBやトリクロロエチレン等が随時追加され、現在28項目が規制対象となっており、有害物質を使用等する施設の構造や使用方法についても基準が設けられています。また、手賀沼の富栄養化防止対策の一環として、手賀沼に排水が流入する事業場に対し、昭和60年7月に窒素及

び燐の濃度規制が適用され、平成５年１２月からは上乗せ基準が適用されています。平成１１年４月からは日平均排水量１０ｍ³以上の事業場にもＢＯＤ、ＳＳ等の生活環境項目が上乗せされ、同時に総床面積１００ｍ²以上４２０ｍ²未満の飲食店等も千葉県環境保全条例の特定施設となり排水基準が設けられました。そして、本市が平成２０年度から中核市に移行したことに伴い、それまで千葉県環境保全条例の特定施設とされていた施設は、そのまま柏市環境保全条例の特定施設として移行され、千葉県環境保全条例と同様の排水基準が設けられました。

水質汚濁防止法等に基づく特定事業場の立入検査実施状況及び結果は次のとおりです。

特定事業場の立入検査結果（年度別）

区分 \ 年度	令和３年	令和４年	令和５年
立入事業場（採水）延数	５５	４１	５１
違反事業場延数	１２	１１	１５
違反率（％）	２２	２７	２９

特定事業場の立入検査結果（令和５年度）

年度			令和３年	令和４年	令和５年
特定事業場数			３１１	３０９	３００
立入検査予定事業場数			８３	６８	７８
立入検査実施事業場数			５６	４２	５０
書類検査のみ			０	１	０
採水検査のみ			０	０	０
違反事業場延べ数			１２	１１	１５
違反率(%)			２１	２６	２９
行政措置	一時停止命令		０	０	０
	改善命令		０	０	０
	行政指導	勧告	１１	１０	１３
		注意	１	１	１
		その他	０	０	０

2 生活排水対策

(1) 家庭排水浄化対策PR活動

ア 柏の水辺めぐり（手賀沼船上見学会）

手賀沼の水質を船上から見学することで知ってもらい、家庭排水の浄化を促すため実施しています。

令和5年度の柏の水辺めぐりの実施状況は次のとおりです。

小学校 5回 219人

イ 手賀沼流域フォーラム

手賀沼流域フォーラムは手賀沼の浄化や流域のまちづくりを目的に県、流域市、市民団体で構成され、当フォーラムや流域地域の市民活動団体がイベントを企画したり、手賀沼での生物調査や外来水生生物の駆除作業などを行っています。

(2) 浄化槽対策

ア 合併浄化槽の普及

家庭雑排水を合併浄化槽で処理し、湖沼などへの水質負荷を軽減するため、一定の地域において単独浄化槽やくみ取りトイレから合併処理浄化槽への転換に対して補助金を交付しています。

補助基数：5基 補助金額：3,831千円

イ 浄化槽に係る指導・届出

平成20年4月1日から中核市への移行に伴い、浄化槽法事務が千葉県から委譲されたことにより、浄化槽の設置や維持管理の指導及び浄化槽保守点検業者の登録に係る条例等を整備し、指導・届出を独自に行うことができるようになりました。

(ア) 浄化槽管理者の指導

浄化槽法第7条及び第11条に基づく法定検査で不適正と判定された浄化槽について、その管理者に対して検査結果の指摘事項に基づく改善を実施するよう指導を行いました。

(イ) 保守点検業者の登録申請

令和5年度は新規登録申請が1件、更新登録申請が11件ありました。

3 地下水汚染対策

(1) 逆井地区

ア 逆井地区地下水汚染物質除去装置（逆井字鴻ノ巣地区）

トリクロロエチレンによる地下水汚染が確認された逆井字鴻ノ巣地区に、汚染の拡大防止と汚染物質の除去を目的として、平成3年に地下水汚染物質除去装置を設置しました。その後、原水のトリクロロエチレン濃度が平成14年10月を最後に地下水水質基準を満足するなど、平成18年度末に汚染物質の除去を完了したため、平成19年度において装置を撤去しました。

(2) 高田字中ノ台地区

ア 高田字中ノ台地区観測井水質調査

高田字中ノ台地区では、平成2年度に汚染機構解明調査を実施し、その後汚染原因者が、汚染土壌の撤去並びに汚染物質除去装置の設置による対策を講じています。

このため、当地区の対策を講じた周辺のトリクロロエチレン等の濃度変化を把握す

るために、汚染機構解明調査の際に設置した観測井の水質調査を平成２２年度まで毎年実施していました。

(ア) 観測井の状況等

観測井設置数：８本（７本撤去）

高田字中ノ台地区観測井の諸元

観測井 番号	標高 T P		観測井深度 (GL－m)	ストレーナー区間 (GL－m)	対象帯水層
	管頭高(m)	地盤高(m)			
B－１	１８．５１	１８．３７	３０．０	２５．０５～３０．００	第３帯水層

(イ) 調査内容

高田字中ノ台地区観測井については、調査年度として５年連続「地下水の水質に係る基準」を満足したこと等によって、調査を平成２２年度に終了しました。

(3) 十余二・若柴地区

ア 十余二・若柴地区観測井水質調査

平成３年度から平成４年度にかけて十余二・若柴地区で実施した汚染機構解明調査の際に設置した観測井において、テトラクロロエチレン等の濃度変化把握を目的として、水質調査を平成３年度から令和元年度まで毎年実施していました。

(ア) 観測井の状況等

観測井設置数：１８本（１８本撤去）

(イ) 調査内容

十余二・若柴地区観測井については、土地の所有者の意向により、調査を令和元年度で終了しました。

イ 十余二・若柴地区地下水汚染物質除去装置(1)

テトラクロロエチレンによる地下水汚染が確認された十余二・若柴地区に、汚染の拡大防止と汚染物質の除去を目的として、平成３～４年度の汚染機構解明調査の際に汚染源周辺に設置した観測井３本（観測井番号：No. １，No. ２－２，No. ４－１）を利用した地下水汚染物質除去装置を平成５年度に設置しましたが、土地所有者の意向により令和２年度に撤去しました。

ウ 十余二・若柴地区地下水汚染物質除去装置(2)

平成５年度に設置した十余二・若柴地区汚染物質除去装置と同様にテトラクロロエチレンによる汚染の拡大防止と汚染物質の除去を目的として、平成１２年度に観測用井戸を利用した除去装置を若柴字入谷津地先に設置しましたが、土地所有者の意向により平成１５年度に撤去しました。

エ 十余二・若柴地区地下水汚染物質除去装置(3)

平成５年度及び平成１２年度に設置した十余二・若柴地区汚染物質除去装置と同様にテトラクロロエチレンによる汚染の拡大防止と汚染物質の除去を目的として、平成１３年度にモニタリング井戸を利用した除去装置を十余二字北庚塚地先に設置しましたが、土地所有者の意向により平成１９年度に撤去しました。

(4) 高田字上野台子地区

ア 高田字上野台子地区観測井水質調査

平成５年度に高田字上野台子地区で実施した汚染機構解明調査の際に設置した観測井において、テトラクロロエチレン等の濃度変化把握を目的として、水質調査を平成５年度から毎年実施しています。

同地区は、解明調査により汚染原因者が判明し、平成６年度に汚染原因者が汚染土壌を撤去し、新しい土壌により埋め戻し作業を行った地区です。

(7) 観測井の状況等

観測井設置数：１３本（１０本撤去）

高田字上野台子地区観測井の諸元

観測井 番号	標高 T P		観測井深度 (GL－m)	ストレーナー区間 (GL－m)	対象帯水層
	管頭高(m)	地盤高(m)			
C4-1	13.145	13.309	9.00	7.50～ 9.00	第１帯水層
C4-2	13.141	13.316	17.00	11.00～17.00	第２帯水層
C4-3	13.115	13.303	30.00	18.00～28.50	第３帯水層

(イ) 調査内容

a 分析項目：トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン，四塩化炭素，1，1-ジクロロエチレン，1，2-ジクロロエチレン，クロロエチレン，1，1，1-トリクロロエタン

b 分析回数：1回／年

高田字上野台子地区観測井における帯水層別水質分析結果

単位：mg/L

帯水層	観測井 番号	分析項目	令和5年8月	地下水の水質 に係る基準
第1帯 水層	C4-1	トリクロロエチレン	不検出	0.01以下
		テトラクロロエチレン	不検出	0.01以下
		四塩化炭素	不検出	0.002以下
		1，1-ジクロロエチレン	不検出	0.1以下
		1，2-ジクロロエチレン	<u>0.064</u>	0.04以下
		クロロエチレン	<u>0.0092</u>	0.002以下
		1，1，1-トリクロロエタン	不検出	1以下
第2帯 水層	C4-2	トリクロロエチレン	不検出	0.01以下
		テトラクロロエチレン	不検出	0.01以下
		四塩化炭素	不検出	0.002以下
		1，1-ジクロロエチレン	0.004	0.1以下
		1，2-ジクロロエチレン	<u>0.085</u>	0.04以下
		クロロエチレン	<u>0.015</u>	0.002以下
		1，1，1-トリクロロエタン	不検出	1以下
第3帯 水層	C4-3	トリクロロエチレン	不検出	0.01以下
		テトラクロロエチレン	不検出	0.01以下
		四塩化炭素	不検出	0.002以下
		1，1-ジクロロエチレン	不検出	0.1以下
		1，2-ジクロロエチレン	0.008	0.04以下
		クロロエチレン	0.0013	0.002以下
		1，1，1-トリクロロエタン	不検出	1以下

(注) 1. 地下水の水質にかかる基準は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月13日環境庁告示第10号）別表」の基準です。

2. 上記表以外の観測井の調査については、調査年度として5年連続「地下水の水質に係る基準」を満足したこと等によって、調査（分析項目のみの場合を含みます。）を平成22年度までに終了しました。

(5) 宿連寺地区

ア 宿連寺地区観測井水質調査

平成7年度に宿連寺地区で実施した汚染機構解明調査の際に設置した観測井において、テトラクロロエチレン等の濃度変化把握を目的として、水質調査を平成8年度から毎年実施していました。

(ア) 観測井の状況等

観測井設置数：8本（8本撤去）

(イ) 調査内容

宿連寺地区観測井については、調査年度として5年連続「地下水の水質に係る基準」を満足したこと等によって、調査を平成24年度に終了しました。

イ 宿連寺地区地下水汚染物質除去装置

テトラクロロエチレンによる地下水汚染が確認され、平成7年度に汚染機構解明調査を実施しました。この調査結果に基づき、汚染の拡大を防止するため、観測井2本を利用した地下水汚染物質除去装置を平成8年度末に設置。平成14年度末に汚染物質の除去を完了し、装置を大青田地区へ移設しました。

(6) 南増尾地区

ア 南増尾地区観測井水質調査

平成10年度に南増尾地区で実施した汚染機構解明調査の際に、設置した観測井において、トリクロロエチレン等の濃度変化把握を目的とした水質調査を平成16年度まで毎年実施していました。

(ア) 観測井の状況等

観測井の設置数：3本（3本撤去）

(イ) 調査内容

南増尾地区観測井の調査については、調査年度として5年連続不検出であったことにより、調査を平成16年度で終了しています。

イ 南増尾地区地下水汚染物質除去装置

トリクロロエチレンによる地下水汚染が確認され、平成10年度に汚染機構解明調査を実施しました。この調査結果に基づき、汚染の拡大を防止するため、地下水汚染物質除去装置を平成11年度に設置しましたが、平成17年8月に土地所有者の意向により撤去しました。

(7) 大青田地区

ア 大青田地区周辺地下水汚染調査

平成12年4月に大青田地区で操業している事業者より、自社使用の井戸から、テトラクロロエチレン等による地下水汚染の報告があったことから、事業所周辺の井戸28本について地下水汚染調査を実施しました。その結果、新たに10本の井戸から地下水の水質に係る基準値を超える物質が検出されました。

イ 大青田地区地下水汚染物質除去装置(1)

テトラクロロエチレン等による地下水汚染が確認されたことにより、汚染の除去を目的として地下水汚染物質除去装置を平成12年度に設置しました。

除去装置は令和4年12月度に撤去しました。

大青田地区地下水汚染物質除去装置(1)の概要

設置年月日	平成13年3月26日
設置場所	大青田字八両野地先
工事費用	約9,400千円
処理水量	3.0m ³ /h
処理水質	テトラクロロエチレン濃度：0.01mg/L以下 (処理対象地下水のテトラクロロエチレン濃度が1.5mg/Lの場合)
処理方式	気液接触型トレイ方式
装置規模	幅1.6m×奥行0.9m×高さ1.8m

評価

装置流入水のテトラクロロエチレン濃度が、当初（平成13年3月）は0.25mg/Lでした。令和3年度から除去装置の送風機故障により、除去装置を休止しておりましたが令和4年12月度に撤去しました。

a 処理水量累計：260,028.44m³

b テトラクロロエチレン処理量累計：12.518kg

ウ 大青田地区地下水汚染物質除去装置(2)

平成12年度に設置した大青田地区汚染物質除去装置(1)と同様にテトラクロロエチレンによる汚染の拡大防止と汚染物質の除去を目的として、平成14年度に汚染物質の除去を完了した宿連寺地区から移設しました。

大青田地区地下水汚染物質除去装置(2)の概要

設置年月日	平成15年3月12日
設置場所	大青田字八両野地先
工事費用	約5,985千円
処理水量	3.0m ³ /h
処理水質	テトラクロロエチレン濃度：0.01mg/L以下 (処理対象地下水のテトラクロロエチレン濃度が0.7mg/Lの場合)
処理方式	気液接触型曝気方式（トレイ式曝気）
装置規模	幅3.0m×奥行1.5m×高さ2.2m

(ア) 令和5年度の実績

a 処理水量：3,469.347m³/年（累計：43,671.37m³）

b テトラクロロエチレン処理量：0.068kg/年（累計：4.296kg）

(イ) 評価

装置流入水のテトラクロロエチレン濃度が、当初（平成14年12月）は0.38mg/Lでした。令和5年度は0.021～0.026mg/Lと環境基準値を超える値を示しています。

大青田地区地下水汚染物質除去装置(2)水質測定結果

単位：mg/L

測定年月	濃度	テトラクロロエチレン	
		流入水	処理水
令和5年 5月		0.026	0.0038
8月		0.025	0.0053
11月		0.024	0.0031
令和6年 2月		0.021	0.0030

(8) 塚崎地区

ア 塚崎地区観測井水質調査

(7) 観測井の状況等 観測井設置数：29本（11本撤去）

塚崎地区観測井の諸元

観測井 番号	標高 T P	ストレーナー区間 (GL-m)	対象帯水層
	管頭高(m)		
No. 2-1	24.498	16.00～25.30	第1帯水層
No. 2-2	24.462	27.50～36.95	第2帯水層
No. 2-3	24.626	38.80～50.90	第3帯水層
No. 2-4	24.819	54.00～56.00	第4帯水層
No. 2-5	24.832	57.30～74.50	第5帯水層
No. 2-6	24.768	76.40～82.00	第6帯水層
No. 4-1	20.599	9.62～22.30	第1帯水層
No. 4-2	20.539	27.57～32.84	第2帯水層
No. 4-3	20.613	33.60～47.00	第3帯水層
No. 4-4	20.544	49.93～52.75	第4帯水層
No. 4-5	20.584	53.73～69.48	第5帯水層
No. 4-6	20.647	71.20～78.00	第6帯水層

(4) 調査内容

- a 分析項目：トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン，四塩化炭素，1,1-ジクロロエチレン，1,2-ジクロロエチレン，クロロエチレン，1,1,1-トリクロロエタン
- b 分析回数：1回／年

塚崎地区観測井における帯水層別水質分析結果

単位：mg/L

観測井番号	分析項目	分析年月日及び結果	地下水の水質 に係る基準
		令和5年8月10日	
No. 2-1	トリクロロエチレン	0.002	0.01以下
	テトラクロロエチレン	0.99	0.01以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.002未満	0.1以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.004未満	0.04以下
No. 2-2	トリクロロエチレン	0.008	0.01以下
	テトラクロロエチレン	0.063	0.01以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.002未満	0.1以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.011	0.04以下
No. 2-3	トリクロロエチレン	0.003	0.01以下
	テトラクロロエチレン	1.5	0.01以下
	1,1-ジクロロエチレン	0.002未満	0.1以下
	1,2-ジクロロエチレン	0.004未満	0.04以下

No. 2-4	トリクロロエチレン	0. 0 0 1 未満	0. 0 1 以下
	テトラクロロエチレン	0. 0 3 1	0. 0 1 以下
	1, 1 - ジクロロエチレン	0. 0 0 2 未満	0. 1 以下
	1, 2 - ジクロロエチレン	0. 0 0 4 未満	0. 0 4 以下
No. 2-5	トリクロロエチレン	0. 0 0 1 未満	0. 0 1 以下
	テトラクロロエチレン	0. 0 3 5	0. 0 1 以下
	1, 1 - ジクロロエチレン	0. 0 0 2 未満	0. 1 以下
	1, 2 - ジクロロエチレン	0. 0 0 4 未満	0. 0 4 以下
No. 2-6	トリクロロエチレン	0. 0 0 1 未満	0. 0 1 以下
	テトラクロロエチレン	0. 0 0 5 8	0. 0 1 以下
	1, 1 - ジクロロエチレン	0. 0 0 2 未満	0. 1 以下
	1, 2 - ジクロロエチレン	0. 0 0 4 未満	0. 0 4 以下

(注) 1. 地下水の水質にかかる基準は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月13日環境庁告示第10号）別表」の基準です。

2. 上記表以外の観測井の調査については、調査年度として5年連続「地下水の水質に係る基準」を満足したこと等によって、調査（分析項目のみの場合を含みます。）を平成22年度に終了しました。

イ 塚崎地区地下水汚染物質除去装置

テトラクロロエチレン等による地下水汚染が確認された塚崎地区に、汚染の拡大防止と汚染物質の除去を目的として、地下水汚染物質除去装置を設置しました。

塚崎地区地下水汚染物質除去装置の概要

設置年	平成 8 年
設置場所	塚崎地区
処理水量	1 2 0 L / 分 (No.2-1), 4 5 L / 分 (No.2-2)
処理水質	テトラクロロエチレン濃度：0. 0 1 mg/L 以下
処理方式	気液接触型充填方式

(ア) 令和 5 年度の実績

- a 処理水量：1 8, 6 6 2 m³/年（累計：6 2 7, 8 2 2. 6 4 7 m³）
- b テトラクロロエチレン処理量：9. 9 9 9 kg/年（累計：3 8 9. 5 3 kg）

(イ) 評価

装置流入水のテトラクロロエチレン濃度が、ピーク時には 1. 5 mg/L でした。令和 5 年度は 0. 7 4 0 ~ 0. 3 8 0 mg/L と環境基準値を超えて検出されています。

なお、除去装置の故障により正常に稼働していない期間は採水を実施していません。

塚崎地区地下水汚染物質除去装置水質測定結果

単位：mg/L

測定年月	濃度	テトラクロロエチレン	
		流入水	処理水
令和 5 年 5 月		0. 7 4 0	0. 0 0 7 4
8 月		0. 3 8 0	0. 0 0 6 4
1 1 月		0. 5 0 0	0. 0 0 3 6
令和 6 年 2 月		0. 4 8 0	0. 0 0 4 1

(9) 大島田地区

ア 大島田地区観測井水質調査

(ア) 観測井の状況等 観測井設置数：3 2 本（2 6 本撤去）

大島田地区観測井の諸元

観測井 番号	標高 T P	ストレーナー区間 (GL - m)	対象帯水層
	管頭高 (m)		
No. 3-1	2 5. 4 1 8	1 0. 0 0 ~ 2 8. 3 0	第 1 帯水層
No. 3-2	2 5. 4 1 9	3 3. 6 3 ~ 3 7. 3 0	第 2 帯水層
No. 3-3	2 5. 4 4 1	3 8. 9 0 ~ 5 3. 4 0	第 3 帯水層
No. 3-4	2 5. 3 9 3	5 4. 8 0 ~ 5 6. 8 0	第 4 帯水層
No. 3-5	2 5. 3 4 7	5 7. 8 0 ~ 7 4. 0 0	第 5 帯水層
No. 5-1	1 7. 2 0 6	3. 0 0 ~ 2 1. 3 4	第 1 帯水層
No. 5-2	1 7. 2 6 1	2 5. 7 2 ~ 2 6. 9 0	第 2 帯水層

No.5-3	17. 244	31. 32～44. 16	第3帯水層
No.5-4	17. 372	45. 58～48. 65	第4帯水層
No.5-5	17. 321	49. 52～67. 50	第5帯水層
No.5-6	17. 231	68. 23～75. 00	第6帯水層

(イ) 調査内容

a 分析項目：トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン，1，2－ジクロロエチレン，1，1－ジクロロエチレン

b 分析回数：1回／年

大島田地区観測井における帯水層別水質分析結果

単位：mg/L

観測井番号	分析項目	分析年月日及び結果	地下水の水質に係る基準
		令和5年8月10日	
No.3-1	トリクロロエチレン	－	0.01以下
	1，1－ジクロロエチレン	－	0.1以下
	1，2－ジクロロエチレン	－	0.04以下
No.3-2	トリクロロエチレン	0.001未満	0.01以下
	1，1－ジクロロエチレン	0.002未満	0.1以下
	1，2－ジクロロエチレン	0.014	0.04以下
No.3-3	トリクロロエチレン	－	0.01以下
	1，1－ジクロロエチレン	－	0.1以下
	1，2－ジクロロエチレン	－	0.04以下
No.3-4	1，1－ジクロロエチレン	0.002未満	0.1以下
	1，2－ジクロロエチレン	0.020	0.04以下

(注) 1. 地下水の水質にかかる基準は、「地下水の水質汚濁に係る環境基準について（平成9年3月13日環境庁告示第10号）別表」の基準です。

2. 上記表以外の観測井の調査については，調査年度として5年連続「地下水の水質に係る基準」を満足したこと等によって，調査（分析項目のみの場合を含みます。）を平成22年度までに終了しました。

イ 大島田地区地下水汚染物質除去装置

トリクロロエチレン等による地下水汚染が確認された大島田地区に，汚染の拡大防止と汚染物質の除去を目的として，地下水汚染物質除去装置を設置しました。

大島田地区地下水汚染物質除去装置の概要

設置年	平成8年
設置場所	大島田地区
処理水量	120L／分(No.3-1)，40L／分(No.3-3)
処理水質	テトラクロロエチレン濃度：0.01mg/L以下 (塚崎地区と同じ装置)
処理方式	気液接触型充填方式

(7) 令和5年度の実績

a 処理水量：6,678m³/年

b 1,2-ジクロロエチレン処理量：-kg/年

※当該除去装置の量水器は過去に度々故障し計測ができなかったため、当該年度の実績のみを記載しております。また、当該地では1,2-ジクロロエチレンのみが環境基準を超えて検出されていますので、1,2-ジクロロエチレンで実績を算出しています。

(i) 評価

装置流入水の1,2-ジクロロエチレン濃度が、ピーク時には0.19mg/Lでした。令和5年度は除去装置の故障により正常に稼働していません。

なお、除去装置の故障により正常に稼働していない期間は採水を実施していません。

(10) 高田地区

ア 高田地区地下水汚染調査

当該地区においては、1,4-ジオキサン、ベンゼンによる汚染が確認されており、令和元年度から実施していた汚染機構解明調査の際に、観測井を4本設置し、濃度推移の確認のため水質調査を実施しています。なお、設置した観測井4本のうち2本（TKB-1 及び TKB-2）については、土地所有者等の意向により令和2年度に撤去しました。

(ア) 観測井の諸元

観測井 番号	標高T P	ストレーナー区間 (GL-m)	対象帯水層
	管頭高(m)		
TKA-1	14.984	21.60～25.60	第1帯水層
TKA-2	14.989	34.00～46.00	第2帯水層
TKB-1	18.875	15.20～28.50	第1帯水層
TKB-2	18.876	31.00～49.00	第2帯水層

(イ) 調査内容

a 分析項目：トリクロロエチレン，テトラクロロエチレン，1，2－ジクロロエチレン，クロロエチレン，1，1，2－トリクロロエタン，ベンゼン，1，4－ジオキサン

b 分析回数：1回／年

高田地区観測井における帯水層別水質分析結果

単位：mg/L

観測井番号	分析項目	分析年月日及び結果	地下水の水質 に係る基準
		令和5年8月10日	
TKA-1	1，2－ジクロロエチレン	0.004未満	0.04以下
	クロロエチレン	0.0002	0.002以下
	ベンゼン	0.029	0.01以下
	1，4－ジオキサン	4.3	0.05以下
TKA-2	1，2－ジクロロエチレン	0.004未満	0.04以下
	クロロエチレン	0.0002未満	0.002以下
	ベンゼン	0.001未満	0.01以下
	1，4－ジオキサン	0.014	0.05以下

第4章 土壤汚染

第1節 概況

近年、工場・事業所におけるISO14001認証取得などのための自主的な汚染調査、工場跡地等の再開発や売却時の汚染調査の実施、また、水質汚濁防止法に基づく地下水のモニタリングの拡充などが進むにつれ、工場跡地や市街地などで揮発性有機化合物・重金属類の不適切な取扱いによる漏れ出しや、これらの物質を含んだ排水が地下に浸透することが主な原因となって引き起こされると考えられる土壤汚染が明らかになるケースが増えています。

土壤は、いったん汚染されると有害物質が蓄積され、汚染が長期にわたるという特徴があります。土壤汚染による影響としては、人の健康への影響や、農作物等の生育阻害、生態系への影響などが考えられ、特に人の健康への影響については、汚染土壤から溶出した有害物質で汚染された地下水を飲用するケースや、汚染された土壤に直接触れたり口にしたりするケースなどのリスクが考えられます。

このように、顕在化する土壤汚染の増加などを背景に土壤汚染対策の法制化が求められるようになり、土壤汚染の状況を把握し、土壤汚染による人の健康被害防止することを目的とした「土壤汚染対策法」が平成14年5月に公布され、平成15年2月15日より施行されました。

その後、法に基づかない土壤汚染の発見の増加や汚染土壤の掘削除去の偏重、不適正処理による汚染の拡散等の問題点が明らかになり、土壤汚染対策法の一部を改正し、平成22年4月1日から施行されました。

この改正により、新たに汚染土壤処理業を許可制としました。また、土地を形質変更する際は、その土地の形質変更面積が一定規模以上（3,000㎡）である場合は市への届出等が必要となりました。

また、平成28年3月29日に土壤汚染対策法施行令の一部を改正する政令が公布され、クロロエチレンが特定有害物質として指定されたことに伴い、土壤汚染対策法施行規則等も改正、平成28年3月29日公布され、平成29年4月1日から施行されています。

さらに、平成29年6月2日には土壤汚染のリスクに応じた規制の合理化の必要性等の指摘を踏まえ、土壤汚染対策法の一部を改正する法律が公布され、平成31年4月1日までに全面施行されました。

1 土壤汚染対策法による特定有害物質と指定区域指定基準

法の対象となる特定有害物質は、それが土壤に含まれることに起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものであり、汚染土壤からの特定有害物質の溶出に起因する汚染地下水等の摂取によるリスクと汚染土壤を直接摂取することによるリスクから選定されています。これらの物質によって汚染されている区域を指定する基準は地下水等の摂取によるリスクに係る基準が「土壤溶出量基準」、直接摂取によるリスクに係る基準が「土壤含有量基準」として定められています。

土壌汚染対策法に基づく対象物質と指定基準

特 定 有 害 物 質		指 定 基 準	
		溶 出 量 基 準	含 有 量 基 準
クロロエチレン	(第一種特定有機化合物)	検液 1L につき 0.002 mg 以下	—
四塩化炭素		検液 1L につき 0.002 mg 以下	—
1,2-ジクロロエタン		検液 1L につき 0.004 mg 以下	—
1,1-ジクロロエチレン		検液 1L につき 0.1 mg 以下	—
1,2-ジクロロエチレン		検液 1L につき 0.04 mg 以下	—
1,3-ジクロロプロペン		検液 1L につき 0.002 mg 以下	—
ジクロロメタン		検液 1L につき 0.02 mg 以下	—
テトラクロロエチレン		検液 1L につき 0.01 mg 以下	—
1,1,1-トリクロロエタン		検液 1L につき 1 mg 以下	—
1,1,2-トリクロロエタン		検液 1L につき 0.006 mg 以下	—
トリクロロエチレン		検液 1L につき 0.01 mg 以下	—
ベンゼン		検液 1L につき 0.01 mg 以下	—
カドミウム及びその化合物	(第二種特定有害物質)	検液 1L につき 0.003 mg 以下	土壌 1 kg につき 45 mg 以下
六価クロム化合物		検液 1L につき 0.05 mg 以下	土壌 1 kg につき 250 mg 以下
シアン化合物		検液中に検出されないこと	遊離シアン土壌 1 kg につき 50 mg 以下
水銀及びその化合物		検液 1L につき 0.0005 mg 以下であり、かつ、検液中にアルキル水銀が検出されないこと	土壌 1 kg につき 15 mg 以下
セレン及びその化合物		検液 1L につき 0.01 mg 以下	土壌 1 kg につき 150 mg 以下
鉛及びその化合物		検液 1L につき 0.01 mg 以下	土壌 1 kg につき 150 mg 以下
砒素及びその化合物		検液 1L につき 0.01 mg 以下	土壌 1 kg につき 150 mg 以下
ふっ素及びその化合物		検液 1L につき 0.8 mg 以下	土壌 1 kg につき 4000 mg 以下
ほう素及びその化合物		検液 1L につき 1 mg 以下	土壌 1 kg につき 4000 mg 以下
シマジン	(第三種特定有害物質)	検液 1L につき 0.003 mg 以下	—
チオベンカルブ		検液 1L につき 0.02 mg 以下	—
チウラム		検液 1L につき 0.006 mg 以下	—
P C B		検液中に検出されないこと	—
有機りん化合物		検液中に検出されないこと	—

- (注) 1. 土壌汚染対策法施行規則の一部改正（平成26年8月1日施行）に伴い、1,1,1-ジクロロエチレンの土壌溶出量基準が0.02mg/L以下から0.1mg/L以下に見直された。
2. 土壌汚染対策法施行令の一部改正（平成31年4月1日施行）に伴い、1,2-ジクロロエチレン（シス体とトランス体の和）が特定有害物質として指定された。

第 2 節 土壌汚染の現況

1 指定区域の指定状況等

(1) 土壌汚染対策法に基づく指定区域の指定状況等（令和 4 年度）

項 目	件 数
有害物質使用特定施設の廃止に係る調査（法第 3 条）	0
土地の形質の変更の届出（法第 3 条，法第 4 条）	4 6
特定有害物質により汚染されているおそれがある場合の調査（法第 3 条，法第 4 条）	0
土地の形質の変更の届出に併せて行われる調査（法第 4 条）	4
健康被害の生じるおそれのある場合の調査（法第 5 条）	0
要措置区域への指定（法第 6 条）	1
要措置区域の指定解除（法第 6 条）	2
形質変更時要届出区域への指定（法第 1 1 条）	2
形質変更時要届出区域の指定解除（法第 1 1 条）	1
指定の申請（法第 1 4 条）	0

(2) 指定区域の概況（令和 4 年度末現在）

令和 5 年 3 月 3 1 日現在，指定されている区域は以下のとおりです。

ア 金属製品製造工場跡地

当該土地では，自主的な土壌汚染状況調査において，法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域に該当する区画があったことから，平成 2 7 年 7 月 2 7 日，要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定しました。

その後，汚染の除去等の措置として原位置封じ込め工事を施工し，現在はこの工事が適正に行なわれたかの確認調査が終了し，平成 3 1 年 3 月 2 2 日に要措置区域の解除を行い，形質変更時要届出区域に指定されています。

(ア) 形質変更時要届出区域

a (a) 所在地

柏市新十余二 7 番 1， 7 番 5， 7 番 6 の各一部

(b) 面積

5 2， 1 5 8 m²

(c) 指定物質

シアン化合物，ふっ素及びその化合物，ほう素及びその化合物，テトラクロロエチレン，シス－1， 2－ジクロロエチレン，六価クロム化合物

b (a) 所在地

柏市新十余二 7 番 5 の一部

(b) 面積

5， 5 1 4 m²

(c) 指定物質

テトラクロロエチレン，シス－1， 2－ジクロロエチレン，六価クロム化合物，シアン化合物，ふっ素及びその化合物，ほう素及びその化合物

イ ゴム製品製造工業跡地

当該土地では、調査義務による土壤汚染状況調査において、法に基づく要措置区域及び形質変更時要届出区域に該当する区画があったことから、令和3年6月18日及び令和3年7月9日に各々要措置区域及び形質変更時要届出区域に指定しました。

その後、汚染の除去等の措置として土壤汚染の除去等を実施し、令和3年11月24日に要措置区域の解除を行い、12月17及び12月27日に形質変更時要届出区域の一部の解除を行いました。現在は、形質変更時要届出区域に指定されています。

(7) 形質変更時要届出区域

a 所在地

柏市新十余二11番1の各一部

b 面積

1,817.211 m²

c 指定物質

鉛及びその化合物

ウ 研究施設敷地

当該土地では、自主的な土壤汚染状況調査において、法に基づく形質変更時要届出区域に該当する区画があったことから、令和4年5月18日に形質変更時要届出区域に指定しました。

(7) 形質変更時要届出区域

a 所在地

柏市柏の葉六丁目2番1の一部

b 面積

100.00 m²

c 指定物質

鉛及びその化合物

第5章 騒音

第1節 概況

騒音は会話や睡眠が妨げられたりするなど日常生活に及ぼす影響が大きく、不快な音として捉えられています。

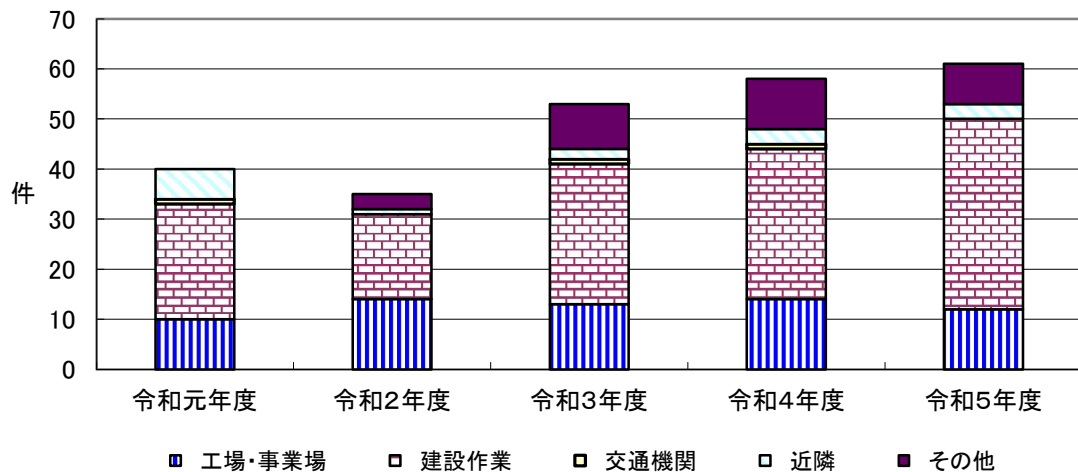
発生形態としては、建設作業等のある一定の期間内で消える一過性のものと、工場・事業場等の機械類などの固定発生源から発生する経常的なものに大別されます。

騒音はその音に対する慣れや心身の状態などに大きく左右されるなど、心理的な要因が大きいとされています。

市に申し立てられる騒音の苦情については、工場・事業場、建設作業、交通機関等からの騒音、飲食店などの深夜営業に伴う騒音、拡声機による騒音など、発生源が多岐にわたっています。

令和5年度の騒音に係る苦情は、公害苦情件数の中で最も多く61件（29.0％）となっています。

年度別騒音苦情内訳



(単位：件)

年度 発生源等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
工場・事業場	10	14	13	14	12
建設作業	23	17	28	30	38
交通機関	1	0	1	1	0
近隣	6	1	2	3	3
その他	0	3	9	10	8
合計	40	35	53	58	61

1 環境基準

(1) 騒音に係る環境基準

療養施設が集合して設置されている地域など、特に静穏を要する地域を対象とするA
A類型は、本市には該当地はなく、A・B・C類型が設定されています。

なお、平成10年9月に騒音に係る環境基準の評価方法が改正され、それまでの騒音
レベルの中央値（ L_{50} ）から、等価騒音レベル（ L_{eq} ）に変更されました。

騒音に係る環境基準

類型	地域の区分	時間の区分	
		昼間 6:00 ～ 22:00	夜間 22:00 ～ 翌日 6:00
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田園住居地域	55デシベル 以下	45デシベル 以下
	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域		
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	60デシベル 以下	50デシベル 以下

備考 「道路に面する地域」については、この環境基準表によらず道路に面する地域の環境基準とします。

(注) 等価騒音レベル（ L_{eq} ）：一定時間内に測定された騒音の大きさをエネルギー量に換算し、平均値を求める評価方法で、中央値方式に比べて人が感じる騒音に近い値を示すとされています。

(2) 道路に面する地域の環境基準

地 域 の 区 分	時 間 の 区 分	
	昼 間 6:00 ～ 22:00	夜 間 22:00 ～ 翌日 6:00
A類型地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60デシベル 以下	55デシベル 以下
B類型地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域及びC類型地域のうち車線を有する道路に面する地域	65デシベル 以下	60デシベル 以下
幹線交通を担う道路に近接する空間※	70デシベル 以下	65デシベル 以下

備考（※）個別の住居等において、騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音に係る基準（昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下）によることができます。

（注）車線とは、1縦列の自動車が安全、かつ円滑に走行するために、必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいいます。

(3) 航空機騒音に係る環境基準

海上自衛隊下総航空基地周辺地域の生活環境を保全するため、下記のとおり航空機騒音についての環境基準が定められています。

地域の類型	基準値（L _{den} ）
I	57デシベル以下
II	62デシベル以下

（注）1．各類型については以下のとおりです。

- I ① 都市計画法に基づく用途地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域及び田園住居地域
- ② 都市計画法に基づく用途地域の定めのない地域（工業団地を除く）
- II ① 都市計画法に基づく用途地域のうち、近隣商業地域、商業地域、準工業地域及び工業地域
- ② 都市計画法に基づく用途地域の定めのない地域のうち工業団地

（注）2．L_{den}とは、航空機騒音の環境基準に用いられ、エネルギー積分により騒音の総暴露量を評価できる等価騒音レベルのひとつで、夕方や夜間の騒音に重み付けをして評価するものです。

2 要請限度

(1) 自動車騒音に係る要請限度

道路沿道で環境基準を満足せず、人の生活環境に著しい影響を与える場合に公安委員会に対策を要請できる基準のことです。

	該 当 区 域	時 間 の 区 分	
		昼 間 6 : 0 0 ~ 2 2 : 0 0	夜 間 2 2 : 0 0 ~ 翌日 6 : 0 0
1	第一種区域及び第二種区域のうち一車線を有する道路に面する区域	6 5 デシベル 以下	5 5 デシベル 以下
2	第一種区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する地域	7 0 デシベル 以下	6 5 デシベル 以下
3	第二種区域のうち二車線以上の車線を有する道路に面する区域及び第三種区域及び第四種区域のうち車線を有する道路に面する区域	7 5 デシベル 以下	7 0 デシベル 以下

(注) 1. 車線とは、1 縦列の自動車が安全、かつ円滑に走行するために、必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいいます。

2. 第一種区域：第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種・第二種中高層住居専用地域及び田園住居地域をいいます。

第二種区域：第一種住居地域、第二種住居地域及び準住居地域をいいます。

第三種区域：近隣商業地域、商業地域及び準工業地域をいいます。

第四種区域：工業地域、工業専用地域をいいます。

3 規制基準

(1) 騒音に係る規制基準（騒音規制法及び柏市環境保全条例）

区域	該 当 地 域	時 間 の 区 分		
		昼 間 8:00～ 19:00	朝 夕 6:00～ 8:00 19:00～22:00	夜 間 22:00～ 翌日 6:00
第一種	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 田 園 住 居 地 域	5 0 デシベル 以下	4 5 デシベル 以下	4 0 デシベル 以下
第二種	第 一 種 住 居 地 域 第 二 種 住 居 地 域 準 住 居 地 域 市街化調整区域の一部 第 一 特 別 地 域	5 5 デシベル 以下	5 0 デシベル 以下	4 5 デシベル 以下
第三種	近 隣 商 業 地 域 商 業 地 域 準 工 業 地 域 第 二 特 別 地 域	6 5 デシベル 以下	6 0 デシベル 以下	5 0 デシベル 以下
第四種	工 業 地 域 工 業 専 用 地 域	7 0 デシベル 以下	6 5 デシベル 以下	6 0 デシベル 以下
その他	市 街 化 調 整 区 域 (ただし、第二種区域として 指定する区域を除く)	6 0 デシベル 以下	5 5 デシベル 以下	5 0 デシベル 以下

- (注) 1. 第一特別地域：準工業地域及び工業地域のうち、第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域又は田園住居地域に接する地域であり、かつ、第一種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域又は田園住居地域の周囲 50 メートル以内の地域をいいます。
2. 第二特別地域：工業地域及び工業専用地域のうち、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域に接する地域であり、かつ、第一種住居地域、第二種住居地域又は準住居地域の周囲 50 メートル以内の地域をいいます。
3. 学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね 50 メートルの区域内における規制基準は、表のそれぞれの基準から 5 デシベルを減じた値です。

第２節 騒音の現況

１ 工場騒音

騒音規制法及び柏市環境保全条例では、著しく騒音を発生する施設を特定施設と定め、設置にあたっては事前に届出を義務づけています。

騒音規制法及び柏市環境保全条例に基づく特定施設の設置状況

(単位：件)

対象法令等 施設の種類の	騒音規制法		柏市環境保全条例	
	事業所数	施設数	事業所数	施設数
金属加工機械	78	692(－7)	160	1,044(－2)
空気圧縮機・送風機	303(3)	2,299(7)	407(3)	2,101(－7)
粉碎機	4(1)	59(－3)	12	474
織機	2	180	10	26
建設用資材製造機械	5	8	1	2
穀物用製粉機	1	2	0	0
木材加工機械	19	57	30	97
抄紙機	0	0	0	0
印刷機械	18	208(－1)	4	12
合成樹脂用射出成型機	20(1)	193(5)	10	52
鋳型造形機	1	2	1	1
その他	0	0	665(11)	4,298(126)
合計	451(4)	3,700(1)	1,300(14)	8,107(117)

(注) １．事業所数及び施設数は、令和６年３月３１日現在。

２．()内は、令和５年３月３１日時点の数との変化を表す(不変のものは()表記無し)。

2 特定建設作業

騒音規制法及び柏市環境保全条例では、建設作業に伴って著しく騒音を発生する作業を特定建設作業と定め、作業にあたっては事前に届出を義務づけています。

騒音規制法及び柏市環境保全条例に基づく特定建設作業の月別届出件数 (単位：件)

区 分 \ 月		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
騒音規制法	くい打作業	0	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	4
	びょう打作業	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
	削岩機	14	22	18	26	19	18	9	19	14	23	10	12	204
	空気圧縮機	0	0	2	0	1	0	1	1	1	1	0	0	7
	コンクリート・アスファルトプラント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	バックホウ	10	11	10	16	7	11	8	10	14	14	9	13	133
	トラクターショベル	3	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	5
	ブルドーザー	4	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	2	7
	小計	31	34	31	43	29	32	18	30	29	38	19	27	361
柏市環境保全条例	くい打作業	1	1	1	0	1	2	1	1	1	2	1	2	14
	びょう打作業	0	1	0	1	2	1	1	0	2	1	1	0	10
	削岩機	10	10	8	9	9	10	10	12	9	12	2	9	110
	空気圧縮機	1	0	0	3	0	0	0	1	0	0	1	0	6
	コンクリート・アスファルトプラント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鋼球による破砕作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	舗装版破砕機	1	0	3	4	1	0	1	2	1	0	1	1	15
	ブルドーザー・トラクターショベル等	66	70	50	100	76	83	92	84	84	80	68	42	895
	小計	79	82	62	117	89	96	105	100	97	95	74	54	1050
合 計		110	116	93	160	118	128	123	130	126	133	93	81	1411

令和5年度は、建築工事や土木工事に伴う騒音苦情が38件寄せられています。

苦情の内容は、作業に伴う建設機械から発生する音が原因となっており、住宅密集地で工事を行う場合は、近隣への配慮が強く求められます。

3 交通騒音

交通騒音測定は本市を東西に横断している国道 6 号，南北に縦断している国道 1 6 号については年 1 回，また，北部を東西に横断する常磐自動車道で常時測定を実施しています。

交通騒音測定地点

- ①国道 6 号※
 - ②国道 1 6 号
 - ③常磐自動車道伊勢原測定局
 - ④常磐自動車道西原測定局
- ※令和 4 年度から測定地点を千葉県立東葛飾中学校・高等学校に変更しました



(1) 国道 6 号及び国道 1 6 号の測定結果

ア 国道 6 号

(ア) 日時

令和 5 年 1 1 月 1 1 日（土）
～ 1 1 月 1 9 日（日）

(イ) 測定場所

千葉県立東葛飾中学校・高等学校
柏市旭町三丁目 2 - 1

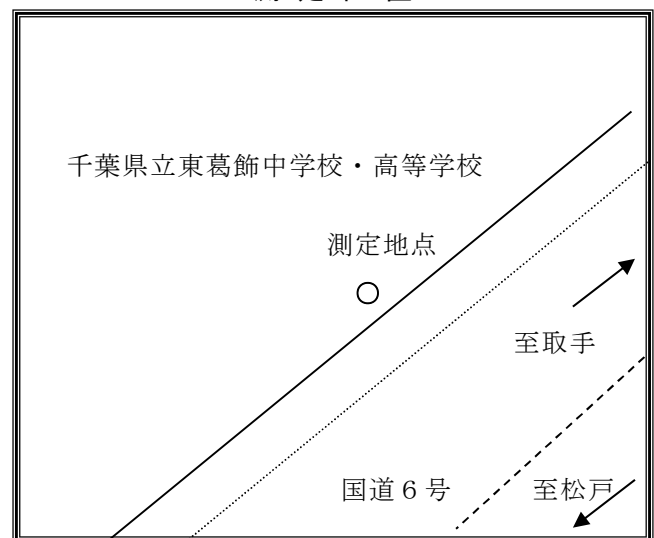
(ウ) 道路構造

平面 4 車線

(エ) 用途地域

第一種住居地域

測定位置



(オ) 測定結果

①環境基準・要請限度の適合状況

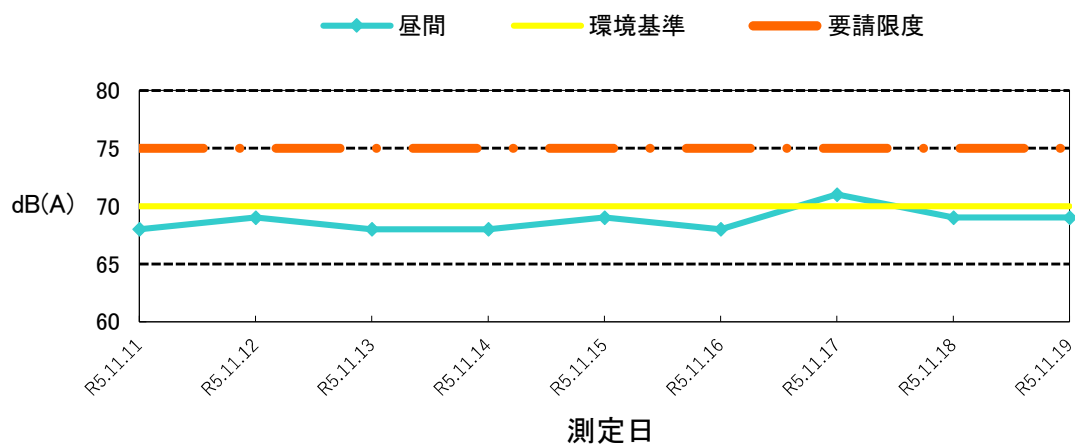
単位：デシベル（A）

項目 \ 区分	昼間（6:00～22:00）	夜間（22:00～翌日 6:00）
測定値	68	70
環境基準	70	65
要請限度	75	70

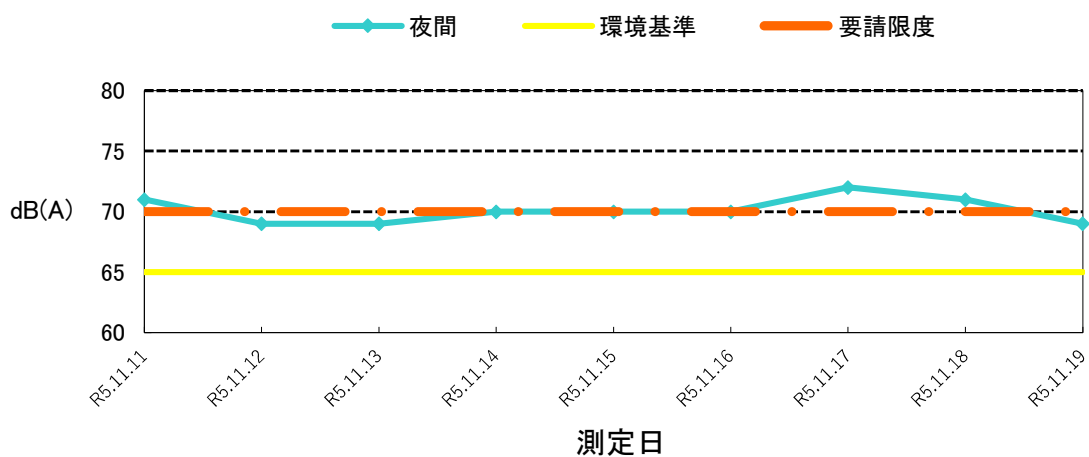
（測定期間：令和5年11月14日～15日）

②測定値の日別変化並びに環境基準・要請限度との比較

昼間（6:00～22:00）



夜間（22:00～翌日 6:00）



(カ) 評価

調査結果と環境基準との比較では、昼間の時間帯においては一部の時間帯、夜間の全時間帯において基準を超過しており、要請限度値については、昼間の全時間帯において要請限度値を満足しましたが、夜間時間帯の一部の時間帯で超過しています。

(キ) 交通量

項 目	測定結果
交通量合計（台／日）	43,094
大型車混入率（％）	16.1

(注) 交通量合計は毎正時10分間値を基に算出したものです。

イ 国道16号

(ア) 日時

令和5年11月11日（土）
～11月19日（日）

(イ) 測定場所

千葉県警察交通機動隊柏分駐所
柏市柏1367

(ウ) 道路構造

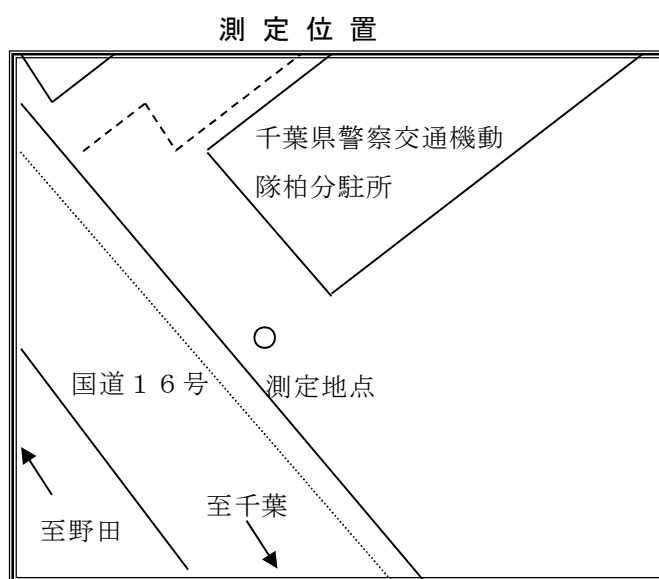
平面4車線

(エ) 用途地域

準住居地域

(オ) 測定結果

①環境基準・要請限度の適合状況



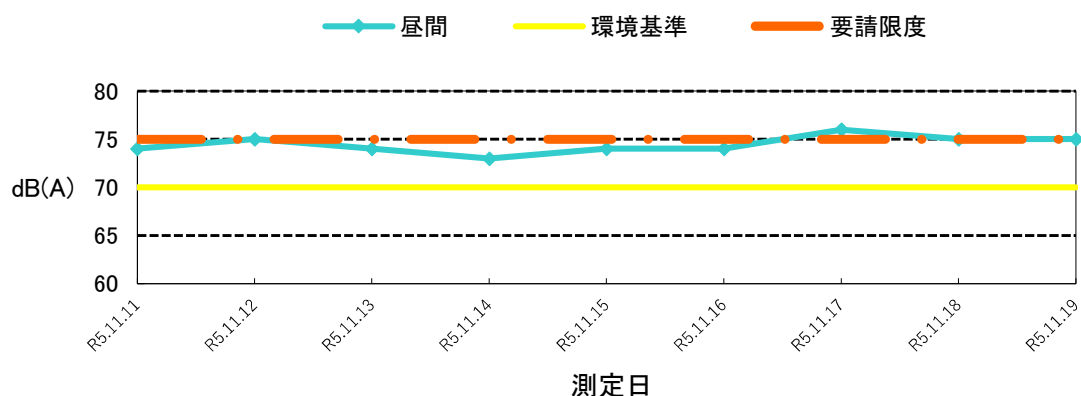
単位：デシベル（A）

項目	区分	
	昼間（6:00～22:00）	夜間（22:00～翌日6:00）
測定値	74	74
環境基準	70	65
要請限度	75	70

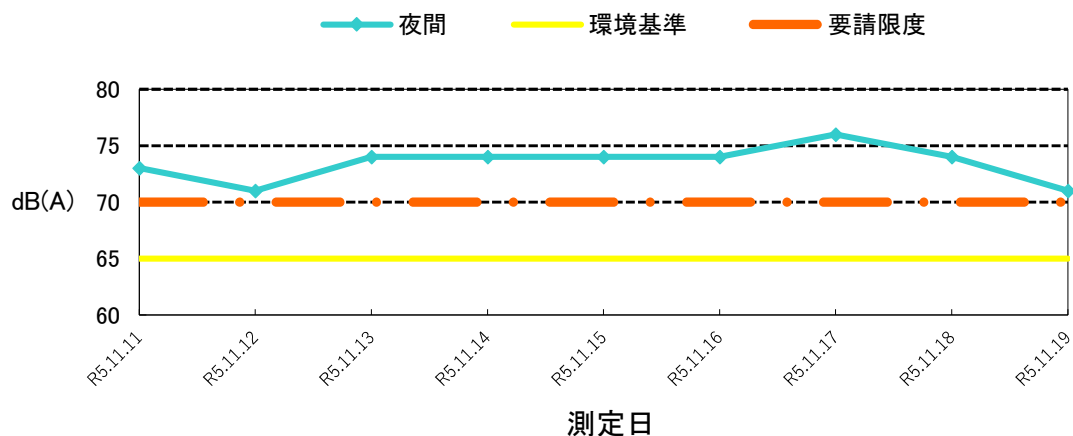
（測定期間：令和5年11月14日～15日）

②測定値の日別変化並びに環境基準・要請限度との比較

昼間(6:00~22:00)



夜間(22:00~翌日 6:00)



(カ) 評価

調査結果と環境基準との比較では、昼夜全時間帯において基準を超過しており、要請限度値については、昼間の一部の時間帯と夜間の全時間帯で超過しています。

(キ) 交通量

項 目	測定結果
交通量合計 (台/日)	44,972
大型車混入率 (%)	32.9

(注) 交通量合計は毎正時10分間値を基に算出したものです。

(2) 常磐自動車道

常磐自動車道沿いに常設の環境監視施設において連続測定しています。

ア 騒音

令和５年度の騒音は、伊勢原測定局、西原測定局ともに環境基準値を満足しています

騒音年平均値経年変化

単位：デシベル（Ａ）

測定場所	年度 区分	測 定 結 果					
		令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年	環境基準
伊勢原 測定局	昼間（６：００～２２：００）	５１	５１	５１	５１	５２	６５
	夜間（２２：００～翌日６：００）	５６	５６	５７	５８	５６	６０
西 原 測定局	昼間（６：００～２２：００）	５３	５３	５２	５２	５２	６５
	夜間（２２：００～翌日６：００）	５８	５８	５８	５８	５８	６０

イ 交通量

項目	年度	令和元年	令和２年	令和３年	令和４年	令和５年
平均通過台（台／日）		９０，５０９	８０，５９２	８５，００８	９０，７３７	９１，１６６
大型車混入率（％）		２４．０	２５．３	２４．４	２３．２	２３．０

４ 自動車騒音面的評価

騒音規制法第１８条第１項の規定に基づき、自動車騒音の状況の常時監視により、主要路線の環境基準の達成状況の把握を行い、今後の道路環境の各種政策への反映を図る資料とします。

５ 近隣騒音

住宅の密集により、ピアノの練習等やエアコン室外機等の音が耳障りとなっており、その他家庭用機器等による生活音等も騒音となっています。

６ 航空機騒音

千葉県では海上自衛隊下総航空基地周辺について、類型指定地域内における飛行場南側７箇所、飛行場北側５箇所の計１２箇所の調査地点を選定し、海上自衛隊下総航空基地に離着陸する航空機の騒音を測定しました。

全測定地点のうち５箇所（全て飛行場北側）は柏市内で測定が行われ、すべて環境基準を満足していました。

単位：L_{den}

調査地点名	L _{den}	環境基準値	環境基準との比較
沼南近隣センター（旧沼南公民館）	4 7	5 7	○
沼南老人福祉センター	4 9		○
塚崎運動場	4 2		○
藤ヶ谷新田区民館	4 4		○
高柳局（旧風早南部小学校跡地）	5 6		○

（注）調査期間 令和5年11月27日～12月10日

第3節 騒音の対策

1 工場騒音

(1) 発生源対策

低騒音型機械の選定又は消音器等の取り付けにより、騒音の発生をできるだけ小さくする方法があります。

(2) 伝播防止対策

騒音は距離により減衰することから、発生源と住宅との距離を離すために機械の配置の変更や音の伝播経路上に壁や塀などの遮音物を設置し、伝播防止をする方法があります。

(3) 受音側対策

幹線道路周辺では窓を二重にするなどの方法があります。

(4) 土地利用による対策

住宅地域内に混在している工場などで、上記の対策では騒音防止が困難な場合には、規制基準の緩やかな工業地域等に移転するなどのことが考えられます。

2 特定建設作業

低騒音型建設作業機械の選定、また工事現場に適した工法により、工事現場での騒音の発生をできるだけ小さくすることはもとより近隣住民への配慮が求められます。

3 交通騒音

自動車自体の音をできるだけ小さくすることや、騒音の大きい大型自動車をセンターライン沿いに走行させること、また総合交通信号システムによりスピードを制限させることやスピード取り締まり機の設置のほか防音壁の設置、低騒音舗装の変更などの対策が講じられています。

4 近隣騒音

ピアノやエアコンの室外機など一般家庭から生じる騒音は、低騒音型機器の選定、機器の取り付け位置や向きなどに配慮する必要があります。

また、音を出すときは深夜、早朝を避けるなど使用時間帯を考え、音量調整や窓を閉めるなど近隣への気配りで快適な生活を送れるよう工夫することが大切です。

5 航空機騒音

飛行場周辺では、窓を二重にするなどの方法があります。

第6章 振動

第1節 概況

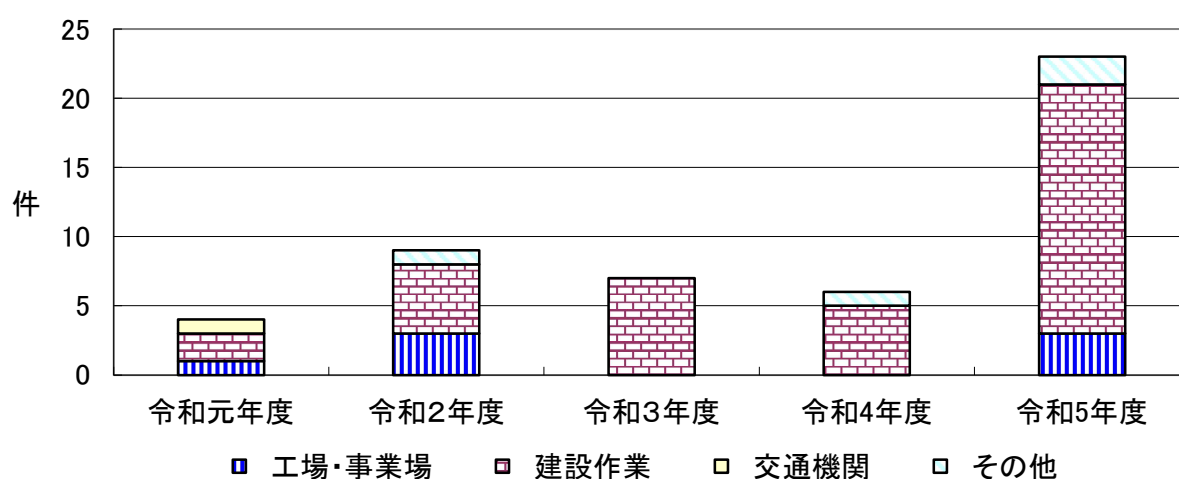
振動公害とは、地震など自然現象によって発生する地盤振動以外のもので、工場及び事業場、建設作業、交通機関の運行などにより、人為的に地盤振動が発生しているものをいいます。

振動は、建物を振動させ、障子やガラス戸ががたついたり壁に亀裂が入るなど、物等に被害を与えたりするもので、騒音と並んで日常生活に関係の深い問題です。

振動の伝わる距離は、例外的なものを除くと発生源から100m以内、多くの場合10～20m程度でその大きさは、地震でいうと地表においておおよそ震度Ⅰ（微震）から震度Ⅲ（弱震）の範囲内にあります。

令和5年度の振動に係る苦情は、公害苦情件数のうち23件（11.0％）となっています。主な内容は建設工事に伴う振動に対するものです。

年度別振動苦情内訳



(単位：件)

発生源等 \ 年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
工場・事業場	1	3	0	0	3
建設作業	2	5	7	5	18
交通機関	1	0	0	0	0
その他	0	1	0	1	2
合計	4	9	7	6	23

1 規制基準

振動に係る規制基準

区域	該 当 地 域	時間の区分	
		昼間(8:00～19:00)	夜間(19:00～翌日 8:00)
第一種	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 田園住居地域 市街化調整区域の一部	60デシベル 以下	55デシベル 以下
第二種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	65デシベル 以下	60デシベル 以下

(注) 学校，保育所，病院，診療所（患者の収容施設を有するもの），図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は，表のそれぞれの基準から5デシベルを減じた値です。

2 要請限度

自動車が軟弱地盤、未舗装道路及び未補修道路等を通過するときに大きな振動が発生します。

要請限度は、道路沿道で振動により生活環境に著しい影響を与える場合に公安委員会に対策を要請できる基準のことです。

道路交通振動の要請限度

区域	該 当 地 域	時間の区分	
		昼間(8:00～19:00)	夜間(19:00～翌日 8:00)
第一種	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 田園住居地域	65デシベル 以下	60デシベル 以下
第二種	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域	70デシベル 以下	65デシベル 以下

(注) 学校、保育所、病院、診療所（患者の収容施設を有するもの）、図書館及び特別養護老人ホームの敷地の周囲おおむね50メートルの区域内における規制基準は、表のそれぞれの基準から5デシベルを減じた値です。

第２節 振動の現況

１ 工場振動

振動規制法及び柏市環境保全条例では、著しく振動を発生する施設を特定施設と定め、設置にあたっては事前に届出を義務づけています。

振動規制法及び柏市環境保全条例に基づく特定施設の設置状況

(単位：件)

対象法令等 施設の種類の	振 動 規 制 法		柏 市 環 境 保 全 条 例	
	事 業 所 数	施 設 数	事 業 所 数	施 設 数
金属加工機械	4 5	4 9 0	1 0 6	9 0 2 (－ 1)
圧縮機	1 3 7	8 6 0	1 3 9 (－ 2)	4 7 7 (3)
粉碎機	2	2	4 5	2 3 2 (－ 3)
織機	1	8 0	1	1
コンクリートブロックマシン	0	0	2	7
コンクリートプラント	0	0	0	0
木材加工機械	2	3	1 0	1 7
印刷機械	5	4 1 (－ 1)	2	6
合成樹脂射出成型機	1 1 (1)	8 0 (5)	6	7 2
ゴム練樹脂用ロール機	1	1	1 1	7 8
鋳型造形機	0	0	3	2 5
冷凍機	0	0	2 9 6 (1 1)	2, 8 4 1 (4 3)
原動機	0	0	7 9	1 2 1 (－ 1 0)
合 計	2 0 4 (1)	1, 5 5 7 (4)	7 0 0 (9)	4, 7 7 9 (3 2)

(注) １．事業所数及び施設数は、令和６年３月３１日現在

２．()内は、令和５年３月３１日時点の数との変化を表す(不変のものは()表記無し)。

2 特定建設作業

振動規制法及び柏市環境保全条例では、建設作業に伴って著しく振動を発生する作業を特定建設作業と定め、作業にあたっては事前に届出を義務づけています。

振動規制法及び柏市環境保全条例に基づく特定建設作業の月別届出件数 (単位：件)

月 区 分		4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
振動 規制 法	くい打作業	0	1	0	1	1	1	0	0	0	0	0	0	4
	鋼球による破砕作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	舗装版破砕機	0	1	0	1	0	1	1	0	0	2	3	0	9
	ブレーカー	8	12	11	16	15	13	7	13	13	18	9	8	143
	小計	8	14	11	18	16	15	8	13	13	20	12	8	156
柏市 環境 保全 条例	くい打作業	1	1	1	0	1	2	1	1	1	2	1	2	14
	びょう打作業	0	1	0	1	2	1	1	0	2	1	1	0	10
	削岩機	10	10	8	9	9	10	10	12	9	12	2	9	110
	空気圧縮機	1	0	0	3	0	0	0	1	0	0	1	0	6
	コンクリート・アス ファルトプラント	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	鋼球による破砕作業	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	舗装版破砕機	1	0	3	4	1	0	1	2	1	0	1	1	15
	ブルドーザー・トラ クターショベル等	66	70	50	100	76	83	92	84	84	80	68	42	895
	小計	79	82	62	117	89	96	105	100	97	95	74	54	1050
合計		87	96	73	135	105	111	113	113	110	115	86	62	1206

(注) 市条例の届出は、騒音の特定建設作業で届出された数値と同数

3 交通振動

交通振動測定は、市内主要幹線道路沿いで交通騒音測定場所と同一の地点で実施しました。

(1) 国道 6 号及び国道 1 6 号の測定結果

ア 国道 6 号

(ア) 日時

令和 5 年 1 1 月 1 4 日 (火) ～ 1 1 月 1 5 日 (水)

(イ) 測定場所

千葉県立東葛飾中学校・高等学校

柏市旭町三丁目 2 - 1

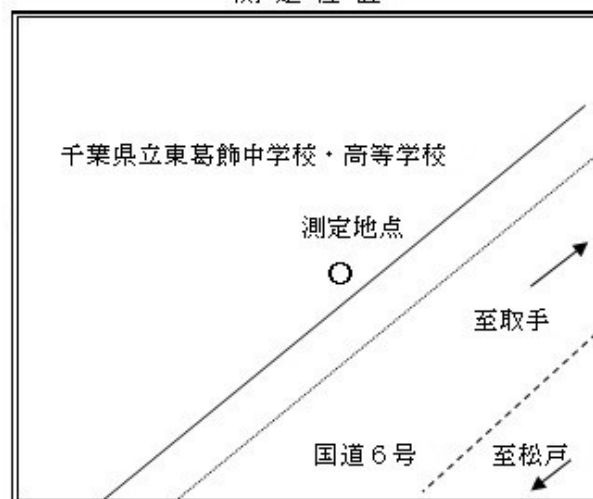
(ウ) 道路構造

平面 4 車線

(エ) 用途地域

第一種住居地域

測定位置



(オ) 測定結果

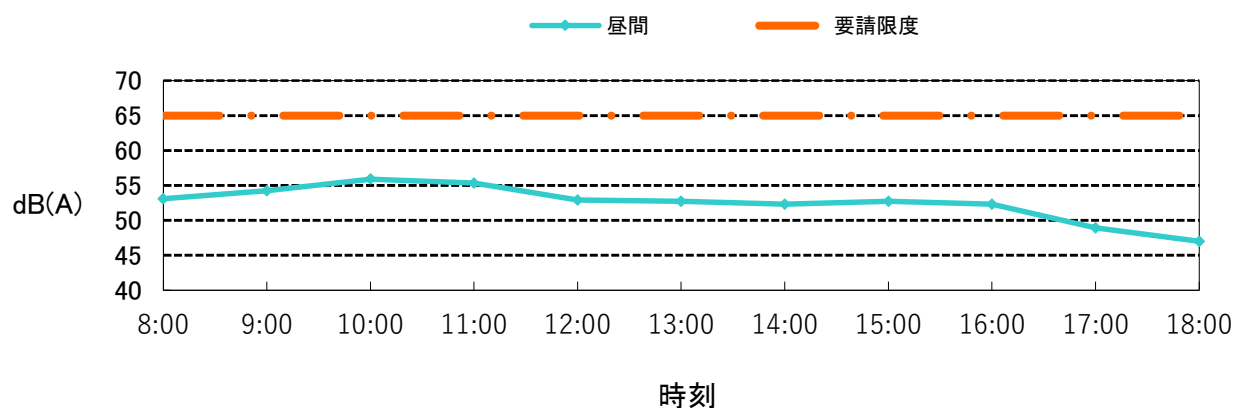
①要請限度の適合状況

(単位：デシベル)

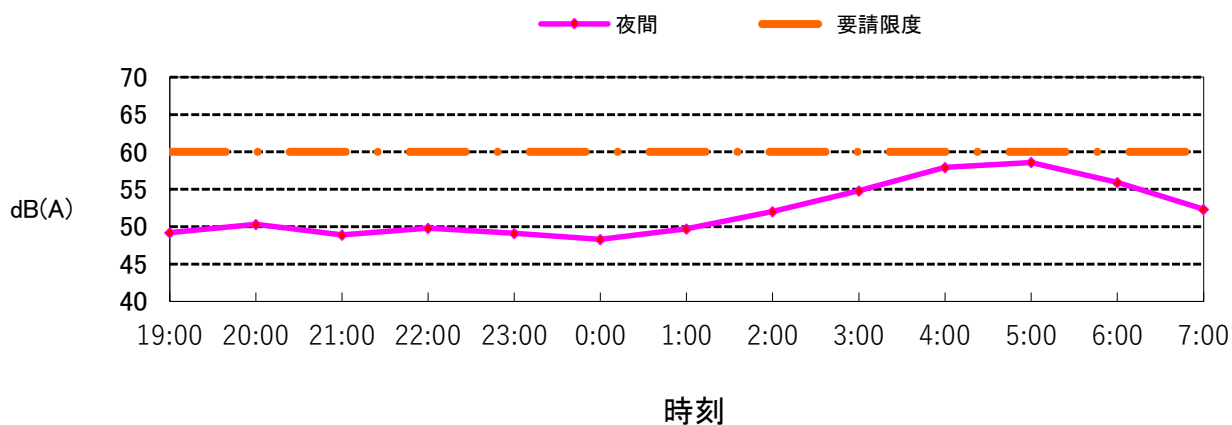
項目 \ 区分	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～翌日 8:00)
測定値	52	52
要請限度	65	60

②測定値の時間別変化並びに要請限度値との比較

昼間 (8:00～19:00)



夜間(19:00～翌 8:00)



(カ) 評価

振動規制法における道路交通振動の要請限度の区域区分は第1種であり、交通振動測定結果については昼・夜の時間区分とも要請限度値内となっています。

イ 国道16号

(ア) 日時

令和5年11月14日(火)～11月15日(水)

(イ) 測定場所

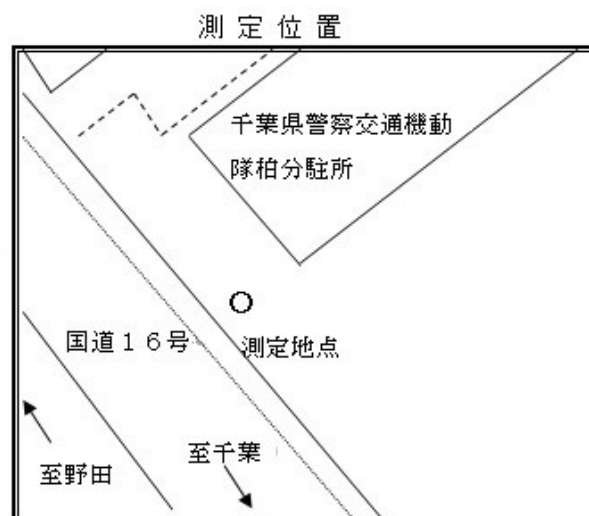
千葉県警察交通機動隊柏分駐所
柏市柏1367

(ウ) 道路構造

平面4車線

(エ) 用途地域

準住居地域



(オ) 測定結果

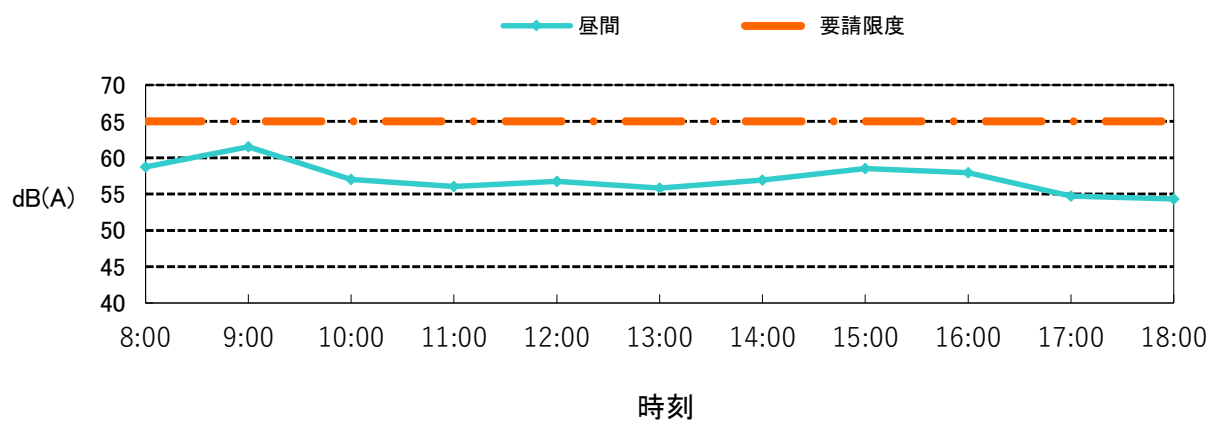
①要請限度の適合状況

(単位：デシベル)

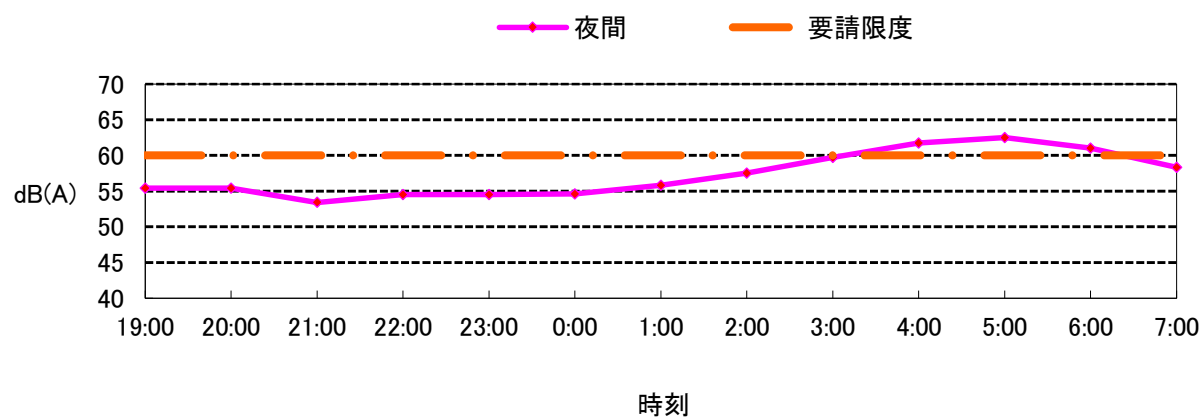
区分 項目	昼間 (8:00～19:00)	夜間 (19:00～翌日 8:00)
測定値	57	57
要請限度	65	60

②測定値の時間別変化並びに要請限度値との比較

昼間(8:00~19:00)



夜間(19:00~翌 8:00)



(カ) 評価

振動規制法における道路交通振動の要請限度の区域区分は第1種です。調査結果と要請限度値との比較では、昼間は全時間帯で満足していますが、夜間の一部で超過しています。

第3節 振動の対策

1 工場振動

低振動型機械の採用，吊基礎，浮き基礎，直接支持基礎（板ばね，コイルばね等を使用するもの）などの防振装置の設置，機械基礎の改善により，防振対策が行なわれています。

2 特定建設作業

現在は技術開発が進んでいる無振動工法の採用，また低振動型建設機械を選定することで，振動の発生をできるだけ小さくすることができます。

3 交通振動

振動の大きい大型自動車をセンターライン沿いに走行させるなど車両交通規制，貨物自動車の積載重量制限厳守及び地盤改良や凸凹路面の補修等による道路維持管理面で振動を小さくする等の対策があります。

第 7 章 地盤沈下

第 1 節 概況

地盤沈下とは、地殻変動や軟弱な地盤などの自然的要因によるものと、地下水などのくみ上げにより地下水位が下がり、地層の収縮をもたらして起こる人為的要因によるものにより、地表面が沈下していく現象のことです。

地盤沈下は、進行が緩慢であり、一度発生するとほとんど回復が不可能であることなど、他の公害とは異なる側面を有しています。

公害として取り上げる地盤沈下は、事業活動などに伴う人為的要因によって生ずる現象であり、本市においては、千葉県環境保全条例及び柏市環境保全条例によって一定規模の揚水施設を持つものに対し、地下水採取の規制を行っています。

最近 5 年間の本市の地盤沈下状況については、大きな沈下（5 年間の沈下量が 5 c m を超える沈下）は起こっていません。

また、大きな沈下が起こっていない要因としては、地下水位の大きな低下・市内全体の地下水揚水量の大きな増加が見られないことが考えられます。

第 2 節 地盤沈下の現況

1 地盤沈下状況

本市には 18 か所の水準点があり、千葉県が昭和 48 年から市内の水準測量を行っています。令和 6 年 1 月 1 日を基準日として実施した水準測量の結果、全水準点の 1 年間の変動量において大きな沈下（1 年間の沈下量が 1 c m を超える沈下）は確認されませんでした。

2 地下水位状況

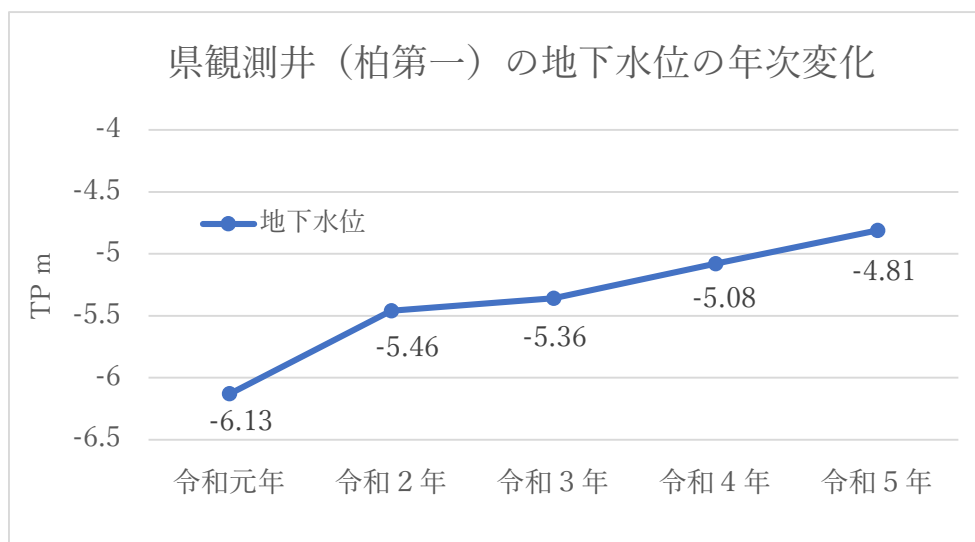
地下水は、雨水や河川水等の地下浸透により補給されますが、この浸透は極めて緩慢なため、補給量以上に地下水をくみ上げると地下水位が低下し、これに伴い地層が収縮し地盤沈下が生じます。

このため、現在は県観測井 1 か所において地下水位を観測し、水準測量と併せて地盤沈下の監視を行っています。

県観測井（柏第一）の地下水位の年次変化

単位：TP m

令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
-6.13	-5.46	-5.36	-5.08	-4.81



3 地下水揚水量の状況

本市内の揚水施設を設置している工場や事業所等から報告のあった平成30年から令和5年までの地下水揚水量は次のとおりです。

年次別地下水揚水量

(単位：m³)

年次 用途	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
工業用	2,369,822	2,615,155	2,096,963	2,060,107	1,980,730
建築物用	943,661	894,665	876,117	736,093	915,775
水道用	7,443,879	5,514,774	5,569,910	5,309,794	5,268,841
農業用	3,077,385	2,631,712	2,487,484	2,637,880	2,515,073
その他	184,723	141,792	170,116	343,817	446,249
合 計	14,019,470	11,798,098	11,200,590	11,087,691	11,126,668
1 日当たり	38,305	32,323	30,687	30,377	30,484

本市内の揚水施設（井戸）の設置状況

年次	用途	工業用	建築物用	水道用	農業用	その他	合計
平成元	事業所数	7 3	3 1	2 2	2 2	2 4	1 7 2
	井戸本数	1 0 1	5 8	7 2	4 3	2 7	3 0 1
令和 2	事業所数	7 3	3 4	2 2	2 2	2 2	1 7 3
	井戸本数	1 0 1	6 2	7 3	4 3	2 5	3 0 4
令和 3	事業所数	7 1	3 3	2 1	2 2	2 3	1 7 0
	井戸本数	9 7	6 0	7 2	4 3	2 6	2 9 8
令和 4	事業所数	7 0	3 2	1 8	2 1	2 2	1 6 3
	井戸本数	9 7	6 0	6 8	4 1	2 5	2 9 1
令和 5	事業所数	7 0	3 1	1 8	2 2	2 2	1 6 4
	井戸本数	9 6	5 9	6 6	4 1	2 6	2 8 8

水準測量成果

水準点 番号	所 在 地					年間 変動量 (mm)	水準基 設置年度
	町名 (大字)	番 地	目 標	令和5年1月	令和6年1月		
10869	花野井	746-10	花山ふるさとセンター	18.4241	18.4151	-9.0	平成13年 再設
10870	布施	145地先	柏市清掃工場	19.7460	19.7383	-7.7	平成13年 移設
10895	富里二丁目	4	神明神社	20.3730	20.3672	-5.8	昭和50年
10896	柏六丁目	9	柏公園入口交差点付近 (歩道橋下)	21.6315	21.6254	-6.1	昭和52年
KS-1	新十余二	11-4	新十余二第二公園	16.6650	16.6550	-10.0	平成26年 再設
KS-3	若柴	69-1	公設総合卸売市場	11.7641	11.7555	-8.6	昭和48年
KS-4	布施	1945	あけぼの山公園	18.6641	18.6577	-6.4	昭和48年
KS-7	若葉町	4-54	第三小学校	21.5654	21.5596	-5.8	昭和48年
KS-9	増尾一丁目	23-1	土中学校	25.0364	25.0317	-4.7	平成11年 移設
KS-10	南増尾四丁 目	9	柏市水道部第4水源地	16.6650	16.6550	-10.0	昭和48年
KS-11	十余二	1	皇太神社	16.6650	16.6550	-10.0	昭和49年
KS-18	藤心	880	藤心小学校	16.6650	16.6550	-10.0	昭和52年
SH-1	大島田	48-1	柏市役所沼南庁舎	24.1223	24.1169	-5.4	平成13年 移設
SH-2	箕輪	378	柏市消防団第4方面 第8分団器具置場	21.9539	21.9474	-6.5	昭和58年
SH-4	若白毛	61	若白毛区民会館	13.3932	13.3869	-6.3	平成7年
SH-5	柳戸	690	手賀中学校	22.3833	22.3763	-7.0	昭和58年
SH-6	金山	492	柏市消防団第5方面 第5分団器具置場 (円林寺)	17.3836	17.3779	-5.7	昭和58年
SH-9	高柳	1413	社会福祉法人かたくり 会 美南園	18.4704	18.4628	-7.6	平成11年

第3節 地盤沈下の対策

千葉県環境保全条例及び柏市環境保全条例に基づき、地下水採取は次のとおり規制されています。

1 千葉県環境保全条例による規制

本市は、市内全域が千葉県環境保全条例の地下水採取規制地域になっており、揚水施設（揚水機の吐出口の断面積が 6 cm^2 を超えるもの）で地下水をくみ上げ、規制の対象となる用途に使用する場合は、知事の許可を受けなければなりません。

このうち規制の対象となる用途とは次の7つであり、これらを特定用途といいます。

- (1) 工業の用途
- (2) 鉱業の用途
- (3) 建築物用水の用途
- (4) 水道事業、簡易水道事業、専用水道又は小規模水道の用途
- (5) 工業用水道事業の用途
- (6) 農業の用途
- (7) 10 ha 以上のゴルフ場における散水の用途

なお、千葉県環境保全条例による揚水施設の許可申請の窓口は、本市環境政策課となっています。

2 柏市環境保全条例による規制

本市では、揚水施設（揚水機の吐出口の断面積が 6 cm^2 を超えるもの）を設置しようとする場合は、市長に届け出なければなりません。ただし、次に掲げる揚水施設は除きます。

- (1) 温泉法の規定により許可を受けた動力装置をもつ揚水施設
- (2) 工業用水法第3条第1項に規定する指定地域内に設置される揚水施設
- (3) 建築物用地下水の採取の規制に関する法律の指定地域内に設置された揚水施設
- (4) 千葉県環境保全条例の規制対象の揚水施設
- (5) 消火の用のみに供する揚水施設
- (6) 建設作業その他臨時的な用に供する揚水施設であって、市長が認めるもの

第8章 悪臭

第1節 概況

悪臭は、騒音や振動と同様に感覚的な公害の一つであり、不快感、嫌悪感などの心理的影響を及ぼすほか、吐き気、頭痛、食欲不振など健康にも影響があると言われています。市内には、住工混在の地域があることや、住宅地域が郊外に広がりをみせている状況で、悪臭の発生源は、工場、事業場、農地、野焼きなど多岐にわたっています。

このような状況の中、悪臭に係る規制及び指導を「悪臭防止法」及び「柏市環境保全条例」に基づき行っています。

第2節 悪臭の現状

1 悪臭苦情の現況

令和5年度の悪臭に係る苦情は、公害苦情件数のうち34件（16.2%）となっており、浄化槽の管理不備あるいは事業場からの悪臭によるものが多くを占めています。浄化槽の悪臭については、平成20年度から中核市に移行し、浄化槽法の事務移管に伴い、指導の迅速化が図られました。

第3節 悪臭の対策

1 悪臭防止法による規制

悪臭防止法では、特定悪臭物質として22種類を指定し、排出基準を定めています。

本市では、都市化進行等の社会情勢変化に対応するため規制地域の指定を受け、これらの物質を都市計画法に定める用途地域内で規制することとし、平成4年1月1日から施行しています。

(1) 敷地境界における規制基準（法第4条第1項第1号）

特定悪臭物質の種類	規制基準(ppm)	特定悪臭物質の種類	規制基準(ppm)
アンモニア	1	イソバレルアルデヒド	0.003
メチルメルカプタン	0.002	イソブタノール	0.9
硫化水素	0.02	酢酸エチル	3
硫化メチル	0.01	メチルイソブチルケトン	1
二硫化メチル	0.009	トルエン	10
トリメチルアミン	0.005	スチレン	0.4
アセトアルデヒド	0.05	キシレン	1
プロピオンアルデヒド	0.05	プロピオン酸	0.03
ノルマルブチルアルデヒド	0.009	ノルマル酪酸	0.001
イソブチルアルデヒド	0.02	ノルマル吉草酸	0.0009
ノルマルバレルアルデヒド	0.009	イソ吉草酸	0.001

(注) 規制基準は臭気強度2.5に相当。

(2) 煙突等気体排出口における規制基準（法第4条第1項第2号）

特定悪臭物質のうちアンモニア，硫化水素，トリメチルアミン，トルエン，キシレン，酢酸エチル，メチルイソブチルケトン，イソブタノール，プロピオンアルデヒド，ノルマルブチルアルデヒド，イソブチルアルデヒド，ノルマルバレアルデヒド，イソバレアルデヒドについては，流量の許容限度が定められています。

$$q = 0.108 \times H e^2 \cdot C m$$

q : 悪臭物質流量（0℃，1気圧）（ $m^3/時$ ）

$H e$: 補正された排出口の高さ（ m ）

$C m$: 最大着地濃度（事業場敷地境界線における規制基準値）（ ppm ）

(3) 排水における規制基準（法第4条第1項第3号）

特定悪臭物質のうちメチルメルカプタン，硫化水素，硫化メチル，二硫化メチルについては，排水中濃度の許容限度が定められています。

$$C L m = k \times C m$$

$C L m$: 排水中の悪臭物質濃度（ mg/L ）

k : 定数

$C m$: 敷地外における規制基準値（ ppm ）

排水における規制基準

単位： mg/L

特定悪臭物質	排水の量	規制基準
メチルメルカプタン	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.03
	0.001立方メートル毎秒を超え 0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.007
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.002
硫化水素	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.1
	0.001立方メートル毎秒を超え 0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.02
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.005
硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.3
	0.001立方メートル毎秒を超え 0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.07
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.01
二硫化メチル	0.001立方メートル毎秒以下の場合	0.6
	0.001立方メートル毎秒を超え 0.1立方メートル毎秒以下の場合	0.1
	0.1立方メートル毎秒を超える場合	0.03

定数 k の値

排出水の量 区分	$Q \leq 0.001$	$0.001 < Q \leq 0.1$	$0.1 < Q$
メチルメルカプタン	16.0	3.4	0.71
硫化水素	5.6	1.2	0.26
硫化メチル	32.0	6.9	1.40
二硫化メチル	63.0	14.0	2.90

(注) Q：事業場の敷地外に排出される排出水の量（ $\text{m}^3/\text{秒}$ ）

(4) 悪臭物質のにおい・主な発生源

物質名	におい	主な発生源
アンモニア	し尿のようなにおい	畜産農業，複合肥料製造業，でん粉製造業，化製場，し尿処理場等
メチルメルカプタン	腐った玉葱のようなにおい	クラフトパルプ製造業，化製場，し尿処理場等
硫化水素	腐った卵のようなにおい	畜産農業，セロファン製造業，でん粉製造業，パルプ製造業，し尿処理場等
硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	クラフトパルプ製造業，化製場，し尿処理場等
二硫化メチル	腐ったキャベツのようなにおい	クラフトパルプ製造業，化製場，し尿処理場等
トリメチルアミン	腐った魚のようなにおい	畜産農業，複合肥料製造業，化製場，水産缶詰製造業者等
アセトアルデヒド	刺激的な青ぐさいにおい	酢酸製造工場，酢酸ビニル製造工場，たばこ製造工場，複合肥料製造業者等
プロピオンアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	塗装工場，自動車修理工場，印刷工場，油脂系食品製造工場等
ノルマルブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	塗装工場，自動車修理工場，印刷工場，油脂系食品製造工場等
イソブチルアルデヒド	刺激的な甘酸っぱい焦げたにおい	塗装工場，自動車修理工場，印刷工場，油脂系食品製造工場等
ノルマルバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	塗装工場，自動車修理工場，印刷工場，油脂系食品製造工場等

物 質 名	に お い	主 な 発 生 源
イソバレルアルデヒド	むせるような甘酸っぱい焦げたにおい	塗装工場，自動車修理工場，印刷工場，油脂系食料品製造工場等
イソブタノール	刺激的な発酵したにおい	塗装工場，自動車修理工場，印刷工場，木工工場，繊維工場，鋳物工場等
酢酸エチル	刺激的なシンナーのようないにおい	塗装工場，自動車修理工場，印刷工場，木工工場，繊維工場，鋳物工場等
メチルイソブチルケトン	刺激的なシンナーのようないにおい	塗装工場，自動車修理工場，印刷工場，木工工場，繊維工場，鋳物工場等
トルエン	ガソリンのようないにおい	塗装工場，自動車修理工場，印刷工場，木工工場，繊維工場，鋳物工場等
スチレン	都市ガスのようないにおい	スチレン製造工場，ポリスチレン製造工場，化粧合板製造工場等
キシレン	ガソリンのようないにおい	塗装工場，自動車修理工場，印刷工場，木工工場，繊維工場，鋳物工場等
プロピオン酸	刺激的な酸っぱいにおい	脂肪酸製造工場，染色工場，畜産事業場，化製場等
ノルマル酪酸	汗くさいにおい	畜産事業場，化製場，畜産食料品製造業，でん粉製造業，し尿処理場等
ノルマル吉草酸	濡れた靴下のようないにおい	畜産事業場，化製場，畜産食料品製造業，でん粉製造業，し尿処理場等
イソ吉草酸	濡れた靴下のようないにおい	畜産事業場，化製場，畜産食料品製造業，でん粉製造業，し尿処理場等

2 柏市環境保全条例による規制

特定施設を設置する工場又は特定作業を実施する作業場において発生し，及び排出され又は飛散する悪臭の許容限度を「周囲の環境に照らし，悪臭を発生し，排出し，又は飛散する場所の周辺の人々の多数が著しく不快を感じると認められない程度」と規定し，これに基づき指導を行っています。

第4節 人間の嗅覚を用いた臭気尺度

1 6段階臭気強度表示法

0：無臭

1：やっと感知できる臭い（検知閾値^{けんちいきち}）

2：何の臭いであるかがわかる弱い臭い（認知閾値^{にんちいきち}）

3：らくに感知できる臭い

4：強い臭い

5：強烈な臭い

2 臭気濃度

無臭の清浄な空気で希釈したとき、無臭になるまでに要した希釈倍数をいいます。

3 臭気指数

$N = 10 \log S$ （N：臭気指数，S：臭気濃度）

人間の感覚量は刺激強度の対数に比例します。

4 臭気強度と臭気濃度との関係

臭気強度2.5に対応する臭気濃度は10程度

臭気強度3.0に対応する臭気濃度は30程度

臭気強度3.5に対応する臭気濃度は60程度

ただし、臭いの質により違ってきます。特に、揮発性の高い溶剤の臭いについては、薄めてしまうと臭わなくなります。

第9章 自然環境

第1節 概況

本市は、昭和40年代からの人口急増とともに、山林や農地の宅地化が進み、手賀沼に代表される河川等の汚濁や緑地の減少、湧水の枯渇等の自然環境に関わる課題を抱えています。

また、近年では、アライグマやナガエツルノゲイトウといった特定外来生物の増加による生活環境や水辺環境の悪化が懸念されています。

大都市圏にありながら緑が多く、手賀沼などの水辺環境にも囲まれている特徴を活かし、これら豊かな自然環境を身近に感じることが出来るまちの魅力を未来に引き継いでいくことが強く求められています。

本市では、こうした自然環境資源の保全を目的として、湧水を利用した生物多様性保全地の整備や谷津田の保全事業、自然環境調査、外来種対策等に取り組んでいます。

第2節 湧水保全事業

1 事業概要

市民からの湧水情報や実態調査の結果を基に、湧水量、立地条件等を検討し、市民が身近に触れて親しむことのできる場として、また、憩いの場として自然の状態を活かした湧水地整備を行い、保全を図っています。

柏市内の主な湧水リスト

	名称	所在地等	形態
1	名戸ヶ谷湧水	柏市名戸ヶ谷湧水ビオトープ内	A
2	寺谷ツ湧水	柏市柏	A
3	戸張湧水	柏市戸張	A
4	中ノ橋湧水	柏市大井	A
5	小山台湧水	柏市大井	B
6	増尾湧水	増尾城址公園内	A
7	小袋池・弁天池湧水	小袋公園内	C
8	イボ弁天湧水	柏市東山	A
9	下田の杜 湧水群	柏市酒井根	A

形態 A:斜面ふもとから湧出 B:斜面中腹から湧出 C:地表面の水脈から湧出

第3節 自然環境保全

1 手賀沼船上探鳥会の実施

手賀沼に生息、飛来する野鳥（カモ類等）の観察を通して、水質浄化、自然環境の保全への意識高揚を図ることを目的として実施しています。

2 自然環境調査

(1) 目的

市内に生育・生息する生き物の現状を把握し、自然環境保全の基礎資料とします。

(2) 経緯

第1回の調査は、平成2年度に、専門家や学校の教諭を中心に実施し、第2回は、平成9～11年度に、専門家及び市民により実施しました。

更に、平成17年度に旧沼南町と合併したことから、当区域を含めた調査を学識者や市民などから構成するかしわ環境ステーション運営協議会に委託して第3回調査を実施しました。

また、平成28～30年度には、NPO法人かしわ環境ステーションに委託して第4回調査を実施しました。

(3) 自然環境調査結果

平成28年度から平成30年度にかけて実施した自然環境調査の結果、環境省や千葉県のレッドデータブックに記載されている動植物の生息・生育が確認され、様々な種類の生物が生きる貴重な自然が残されていることが分かりました。その一方で、前回調査と比較すると開発等による自然環境の消失や管理圧低下に伴う環境の変化など、動植物の生息環境が悪化している傾向が報告されています。

3 柏市生きもの多様性プラン

柏市生きもの多様性プランは、生物多様性基本法に基づき、柏市環境審議会及び部会で検討し、策定されました。その特徴としては、

- (1) 旧沼南町との合併を機に、平成18年度から3年間にわたり、市民や大学教員などから構成する「かしわ環境ステーション運営協議会」に調査を委託し、広く市民参加を得て市内全域を調査した結果に基づく、具体的なプランとなっています。
- (2) 調査結果では、柏市内で特に自然環境が良い状態で残されている場所として37地点が報告されたことから、その地点を「生きもの多様性重要地区」として指定し、行政が地権者と活動家の橋渡しの役割を果たすことで、住民等との協働による管理や施策の実施による生きものの生息地の保全や再生を図っていくこととしています。
- (3) 柏市自然環境調査で「要保全生きものリスト」として挙げられた種と千葉県レッドリストを合せて「人里の生きもの」リストとしています。
- (4) プランの構成として、目標の2050年に向けて、生きもの多様性を現状より豊かにするため、生きもの多様性空間の整備と再生、多様性重点地区や貴重種の保全、外来種対策などを重点施策として位置付けています。

- (5) 令和元年度に計画の中期的期間となったことから、令和4年4月に改訂を行いました。

4 自然観察ガイドブック「さがせ！柏のしぜん」の発行

- (1) 第2回の調査結果を基に、市民向けのガイドブック「柏の自然を歩こう」を作成（平成11年度）・頒布しており、また、第3回の調査結果を基に、身近な自然に親しめるよう「柏の自然ウォッチング」（平成21年度）を作成しました。これにより、継続的に環境保全への意識高揚を図っています。

さらに、2016年度～2018年度に行われた柏市自然環境調査を基に、「さがせ！柏のしぜん」（平成30年度）を発行しました。

- (2) 内容（A5版カラー写真入り62ページ）

ア 自然観察エリアの紹介

市内を利根運河、利根川、大堀川、大津川西、大津川東、手賀沼西、手賀沼東の7エリアに分けて紹介

イ 柏市の河川・水辺・谷津田及びそれぞれの場所に生息する生きものの紹介

ウ 柏市に生息・生育している動植物や鳥の情報を写真で紹介

- (3) 掲載場所

柏市ホームページ>くらし・手続き>環境・自然>自然・生きもの>柏市の環境保全への取り組み 内において、PDFデータでの掲載を行っています。

5 名戸ヶ谷湧水ビオトープの整備

- (1) 経緯

ア 名戸ヶ谷湧水周辺は、地権者が湧水を利用し、無農薬による水田耕作を行ってきたことにより、ホタルやトンボ等が多く生息し、自然に満ちた環境となっていました。

イ 昭和63年度には地権者の協力のもと、木道等を設置し市民が身近に湧水に触れて親しむ場として整備しました。

ウ 平成11年度には地権者が水田耕作をすることができなくなったため、一部用地を市で買収したほか、周辺地権者のご理解とご協力により用地を借用して、平成14年3月に名戸ヶ谷湧水を利用し、多様な生き物の生息する場として名戸ヶ谷湧水ビオトープを整備しました。

- (2) 目的

名戸ヶ谷湧水と周辺の水田を利用し、多様な生きものが生息する水田生態系のビオトープとして復元し、市民の環境学習や環境活動の場として利用することを目的としています。

- (3) 整備内容

柏の昔からの農村文化を継承し、ホタル等が生息できる環境を復元する水田生態系の復元ゾーンと、本来この地域に生育・生息する多種多様な生きものを誘導する水辺の生きものゾーンに区分し整備しました。

また、多くの市民が身近な自然に親しんでもらえるよう、また、小さな生きものが大きな捕食者から身を隠しやすくすることで生息環境が向上するように木道を設置しています。

(4) 市民参加による活用

水田生態の復元ゾーンにおける水田耕作や水辺の生きものゾーンの植生管理を、市民参加による実施方法や、市民が環境学習や環境活動の場として利用する活用方針を定めるため、学識経験者、地元町会、周辺の学校及び公募市民12名により名戸ヶ谷湧水ビオトープ活用運営委員会を設置し協議を進め、「名戸ヶ谷湧水ビオトープの活用方針」を定めました。

この方針に基づき、平成15年2月に公募した市民で構成する「名戸ヶ谷ビオトープを育てる会」を創設しました。

この「名戸ヶ谷ビオトープを育てる会」は、湿地の自然として多様な動植物が生息する場と、生きものを通して自然を学ぶ場となるように、さまざまな活動を行っています。

また近隣小学校の児童による農業体験や生き物観察など、自然を教材として生きた教育の場として着目されています。

また、経年劣化した木道は市により随時改修工事を行っていますが、同会においても簡易な補修等が行われており、市民参加による良好な管理が行われています。

<名戸ヶ谷湧水ビオトープ>



6 外来種対策

近年,本市においても,特定外来生物の生息が確認されています。

(1) 動物

確認されている主な外来種は,手賀沼のオオクチバスや周辺河川のカミツキガメ,住宅地や農地ではアライグマの生息も確認されています。

なお,アライグマについては,千葉県が策定したアライグマ防除計画に基づき,箱わなを利用した捕獲等の対策を実施しています。

駆除件数

年度 種類	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度
カミツキガメ	2匹	4匹	0匹	5匹	10匹	9匹
アライグマ	31頭	43頭	86頭	95匹	143匹	209匹

＜カミツキガメ＞



＜アライグマ＞



(2) 植物

市民や市民団体からオオキンケイギクなどの特定外来植物の分布情報を受けたときは,随時,管理者へ除草依頼をするなどして駆除を実施しています。

また,近年,手賀沼で繁茂が拡大しているナガエツルノゲイトウやオオバナミズキンバイについては,市民団体による駆除作業や処分等に協力をしています。

7 柏市谷津保全指針

市内には,豊かな自然環境を有する谷津が点在し,そこには多くの動物や植物などの生きものが生息する貴重な自然環境が残っています。

本市では,この谷津を将来にわたって保全していく重要な環境資源と位置づけ,平成28年5月に「柏市谷津保全指針」を策定し,令和7年度までの10年間の取組として,土地所有者や市民の皆さまのご協力を得ながら,保全を推進していきます。

(1) 谷津田の保全に関する協定（保全協定）

「柏市谷津田保全要領」に基づき、谷津田の自然環境及び景観、生態系等の保全にご協力いただける土地所有者の方と柏市で保全協定を締結しています。

(2) 保全区域

「柏市谷津保全指針」で定めた保全対象地において、土地所有者の方と谷津田の保全に関する協定を締結した面積（保全区域）は次のとおりです。

保全協定締結状況

（令和6年3月31日現在）

対象区域	保全区域面積（㎡）	保全協定締結面積（㎡）
大青田湿地	72,023	61,935
大根切・原ノ下	63,134	39,873
柳戸・中台山	50,493	41,984
布瀬	89,131	84,992
手賀・狸穴	131,113	106,708
金山北谷津	29,592	28,725
合計	435,486	364,217

第 10 章 放射線対策

第 1 節 概況

平成 23 年 3 月の東京電力福島第一原子力発電所事故により放出された放射性物質は、一部が気流に乗って千葉県北西部に到達し、その際の降雨により放射性物質が降下したことで放射線量が上昇しました。

このため、平成 23 年 12 月に国から汚染状況重点調査地域の指定を受け、平成 24 年 3 月に「柏市除染実施計画」を策定しました。本市では、この計画に基づいて平成 25 年度末までに予定した約 800 施設の除染を実施しました。

除染実施施設の放射線量は大きく低減するとともに、市内全域の放射線量についても放射性物質の半減期や風雨により低減し、現在では国の基準値である毎時 0.23 マイクロシーベルトを大きく下回る数値で安定しています。

第 2 節 放射線対策事業

1 柏市除染実施計画

平成 23 年 8 月に成立した「放射性物質汚染対処特別措置法」による汚染状況重点調査地域の指定を受け、平成 24 年 3 月に「柏市除染実施計画」を策定しました。本市ではこの計画に基づき、子どもが多く利用する施設から優先して除染を行い、平成 26 年 3 月末までに予定していた約 800 施設の除染が完了しました。

(1) 策定日

平成 24 年 3 月 15 日

(2) 計画期間

平成 26 年 3 月 31 日まで

(3) 対象区域

市内全域

(4) 除染の目標

追加被ばく線量が年間 1 ミリシーベルト未満となることを目指し、保育園・幼稚園・小学校は地上 5 cm、中学校・公園・スポーツ施設等は地上 50 cm、その他施設は地上 1 m で毎時 0.23 マイクロシーベルト以上となる場所ができるだけ少なくなるように除染を行いました。

(5) 除染作業の内容

放射性物質の多くは地表面の土に含まれるため、保育園や小・中学校、公園等除染では、表土を重機で削り取りました。重機の入れない植え込み等は手作業で表土を除去し、全面的な除染を行いました。

また、必要に応じて舗装面の清掃や洗浄、汚泥や落ち葉等の除去も行いました。

なお、作業で発生した除去土壌については敷地内に埋設し、十分な厚さの土をかぶ

せることで放射線を遮へいしています。

2 市内全域の放射線量測定

平成24年10月から、市内主要道路及び駅周辺について、携帯型環境放射線測定器を用いた車載走行・歩行による測定を定期的に行い、市ホームページ等で結果を公表しています。

回数 測定時期	測定値（単位： $\mu\text{Sv/h}$ ）			ポイント数
	平均値	最大値	最小値	
第1回 平成24年10月	0.141	0.276	0.072	6,532
第2回 平成25年2月	0.117	0.260	0.058	10,646
第3回 平成25年5月	0.104	0.227	0.052	10,586
第4回 平成25年8月	0.102	0.213	0.061	10,656
第5回 平成25年11月	0.100	0.203	0.055	10,882
第6回 平成26年2月	0.094	0.205	0.055	11,139
第7回 平成26年5月	0.091	0.198	0.049	11,050
第8回 平成26年12月	0.082	0.163	0.042	11,531
第9回 平成27年4月	0.074	0.143	0.040	11,751
第10回 平成27年11月	0.068	0.159	0.036	11,667
第11回 平成28年5月	0.073	0.133	0.040	12,044
第12回 平成28年11月	0.067	0.147	0.033	12,414
第13回 平成29年5月	0.066	0.129	0.034	12,560
第14回 平成29年11月	0.064	0.127	0.032	12,338
第15回 平成30年5月	0.065	0.118	0.030	13,177
第16回 平成30年11月	0.064	0.115	0.034	13,214
第17回 令和元年5月	0.064	0.111	0.033	13,820
第18回 令和元年11月	0.063	0.103	0.034	13,855
第19回 令和2年8月	0.062	0.104	0.030	14,013
第20回 令和3年5月	0.062	0.103	0.030	14,095
第21回 令和4年4月	0.059	0.099	0.029	14,095
第22回 令和5年6月	0.057	0.099	0.029	14,100

3 私有地の放射線量測定

平成23年11月から私有地の放射線量測定を開始しました。市民からの依頼を受け、市職員が直接ご自宅を訪問し敷地内の測定を行っています。雨どい下など局所的な高線量箇所が発見された場合には、除染等の助言を行いました。

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
2,763 件	526 件	128 件	54 件	22 件	13 件	14 件	2 件
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
5 件	2 件	0 件	1 件	4 件			

4 放射線測定器の貸出し

平成23年11月から市内20箇所において市民への放射線測定器の貸出しを行っています。

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
8,692 件	4,183 件	1,212 件	673 件	441 件	260 件	226 件	126 件
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
111 件	84 件	79 件	48 件	59 件			

5 町会・自治会等による測定や除染作業等の支援

平成24年2月から町会等が放射線量の測定や除染作業等を実施する場合に、除染支援相談員等を派遣し、事前の相談、作業計画の策定、事前測定、除染作業等を支援するとともに、必要な消耗品類等の提供を行いました。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響から、町会等からの支援要請はなかったため、支援実績はありませんが、引き続き除染実施後の放射線量の推移を把握するための測定を行う場合などの支援を継続しています。

平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
36 回	314 回	49 回	24 回	9 回	2 回	2 回	1 回
令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度			
2 回	0 回	0 回	0 回	0 回			

6 放射線対策に係る市の取組

平成23年 3月 東日本大震災に伴う東京電力福島第一原子力発電所事故が発生
6月 東葛地区放射線量対策協議会が発足、測定を開始

- 8 月 環境部内に放射線対策室を設置
放射線物質汚染対処特別措置法成立
- 9 月 学校・保育園・幼稚園等における積算線量の測定を開始（1 年間）
- 1 0 月 田中北小学校において除染の実証作業を開始
- 1 1 月 訪問測定，測定器の貸出しを開始
除染実施計画策定に係る市民との意見交換会を開催
- 1 2 月 汚染状況重点調査地域に指定
- 平成 2 4 年 2 月 町会等の測定・除染作業等の支援制度を開始
- 3 月 柏市除染実施計画を策定
大室測定局（田中小）にモニタリングポストを設置
- 8 月 小学校（新設校を除く 4 1 校）で除染作業が終了
- 9 月 保育園・幼稚園（私立含む 7 1 園）の除染作業が終了
- 1 0 月 携帯型環境放射線測定器による市内全域測定を開始
- 平成 2 5 年 1 月 市立中学校（2 0 校）の除染作業が終了
- 2 月 市立柏高等学校の除染作業が終了
- 3 月 小・中学校から半径 2 0 0 m 以内の通学路，保育園・幼稚園に隣接している市道の除染作業が終了
- 1 1 月 公園（5 8 7 公園）の除染作業が終了
- 平成 2 6 年 3 月 スポーツ施設等（2 9 施設），小・中学校の通学路の除染作業が終了

令和 5 年度版

柏市環境白書

発行年月 令和 7 年 4 月

編集発行 柏市環境部環境政策課

〒277-8505 柏市柏五丁目 1 0 番 1 号

電 話 04-7167-1695